

ISSN 1346-7328

国総研資料 第1308号

令和7年 2月

国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of
National Institute for Land and Infrastructure Management

No. 1 3 0 8

February 2025

令和5年度道路橋に関する基本データ集

白戸真大・岡田太賀雄・吉延広枝

Basic Data on Road Bridges In FY 2023

Masahiro, SHIRATO

Takao, OKADA

Hiroe, YOSHINOBU

国土交通省 国土技術政策総合研究所

National Institute for Land and Infrastructure Management
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan

令和 5 年度道路橋に関する基本データ集

白戸 真大	*
岡田 太賀雄	**
吉延 広枝	***

概要

本資料は、道路局において全国の道路整備の現状（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）について取りまとめた「道路統計年報2022」（令和5年4月1日現在）及びその元データである「道路施設現況調査」を統計処理して取りまとめたものである。また、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局が管理する橋長2m以上の道路橋について、令和4年度までの定期点検の結果、及び過去の定期点検結果からの推移を取りまとめている。なお、平成19年度～平成29年度の基本データの詳細については過去の国総研資料（第488号，第545号，第645号，第693号，第776号，第822号，第1075号）を参考にされたい。

[研究期間：平成24年～令和5年]

キーワード：道路橋、統計データ、道路橋の定期点検

*	橋梁研究室 室長
**	橋梁研究室 主任研究官
***	橋梁研究室 研究官

Basic Data on Road Bridges In FY 2023

Masahiro, SHIRATO	*
Takao, OKADA	**
Hiroe, YOSHINOBU	***

Synopsis

This report shows statistical analysis data from “Road Statistics Annual Report 2022” (Current State of Road, Bridges, and Tunnels ..as of April 1, 2023..) by Road Bureau, based on their “Investigation at Current State of Road Facilities” In addition, major routine inspection results until 2022 and its transition of road bridges owned by NILIM and Okinawa General Bureau, Cabinet Office are shown. Details of major routine inspection results between 2007-2017 are written in the earlier Technical Notes of NILIM, No.488, No.545, No.645, No.693, No.776. No.822 and No.1075.

Key Words : Road Bridge, Statistical Data, Periodic Inspection

*	Head, Bridge and Structures Division, Road Structures Department, NILIM
**	Senior Researcher, Bridge and Structures Division, Road Structures Department, NILIM
***	Researcher, Bridge and Structures Division, Road Structures Department, NILIM

令和5年度道路橋に関する基本データ集

目 次

1. はじめに.....	1
2. どの程度のストック量を抱えているか.....	5
2.1 道路延長.....	7
① 道路種別別の道路実延長の推移.....	7
② 管理機関別道路実延長.....	9
2.2 道路橋の箇所数・延長.....	11
① 道路橋の箇所数・延長（道路種別別）.....	11
② 道路橋の箇所数・延長（管理機関別）.....	13
③ 道路橋（2 m以上）の箇所数・延長（道路種別別）.....	15
2.3 橋梁の箇所数・延長の詳細.....	17
2.3.1 上部構造の使用材料別橋梁数比率・延長比率.....	17
① 道路種別別.....	17
② 管理機関別.....	19
2.3.2 上部構造の形式別橋梁数比率・延長比率.....	21
① 道路種別別.....	21
② 管理機関別.....	23
2.3.3 橋長階級区分別の橋梁数比率・延長比率.....	25
① 道路種別別.....	25
② 管理機関別.....	27
2.3.4 最大支間長階級区分別の橋梁数比率・延長比率.....	29
① 道路種別別.....	29
② 管理機関別.....	31

2.3.5	橋梁（供用中）の経年分布	33
①	全種別	33
②	道路種別別	35
2.3.6	橋梁（架設数：推計値）の経年分布	37
2.3.7	通行制限されている橋梁数比率	39
2.4	溝橋の箇所数・延長の詳細	41
2.4.1	橋長階級区分別の溝橋数比率・延長比率	41
①	道路種別別	41
②	管理機関別	43
2.4.2	溝橋（供用中）の経年分布	45
①	全種別	45
②	道路種別別	46
3.	どのような状態のストックを抱えているか	49
3.1	道路橋の対策区分の判定の区分比率	51
①	管理機関別	51
②	架設竣工年別	53
③	塩害地域区分別	56
④	材料別	58
⑤	損傷種類別	60
⑥	交通量別	62
3.2	溝橋の対策区分の判定の区分比率	64
①	管理機関別	64
②	架設竣工年別	66
③	塩害地域区分別	69
④	交通量別	71

1. はじめに

1. はじめに

わが国では、社会状況に対応した道路整備計画等の立案、策定及び道路施設の管理等、今後の道路行政に資するための基礎資料を得るため、道路法第3条に定められる全国の道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道）を対象に道路統計調査が実施されている。その調査の一つである道路施設現況調査によって、各道路における延長の内訳、幅員構成、面積が調査される。また、部分的には、橋梁などの構造、延長、幅員等の実態が調査されている。この他、道路橋においては、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う定期点検の実施に関して、技術的助言及びその趣旨に則って定期点検の目的を達成する上で道路管理者として最低限実施することが望ましいと考えられる事項及びその実施にあたって参考とできる事項が解説された「道路橋定期点検要領」^{1) 2) 3)}に基づいて定期点検が行われる。道路橋の状態の把握やそれらを考慮した点検時点での性能の見立てなども行って、これらを主たる根拠とした措置方針等を踏まえた道路管理者としての最終的な措置方針について、道路橋毎に「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年3月）」に定められている健全性の診断の区分（Ⅰ～Ⅳ）が記録される。さらに、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局が管理する道路橋の定期点検においては、「橋梁定期点検要領」^{4) 5) 6)}に基づいて上記に加えて部材毎の措置の必要性などについて（主要部材の対策区分の判定）と、定期点検時の橋の外観を予め定められた評価基準に従って技術者の主観を入れずに客観的に区分したデータ（損傷程度の評価）が記録される。

本資料では、2.においては道路統計調査の結果から、全国の道路橋の現状のストックの量と内訳を管理者や道路種別などの区分ごとに分類して集計した。3.においては道路橋の状態と過去からの推移の把握を目的として、「道路橋定期点検要領」^{1) 2)}及び「橋梁定期点検要領」^{4) 5) 6)}に基づいて定期点検が行われた国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局が管理する道路橋を対象に、令和5年度までに得られた結果を用いて、単年度ごとにそれぞれ4月時点における主要部材毎の対策区分の判定の結果（A, B, C, M, S, E1, E2）を集計した。なお、本資料においては道路橋を橋梁と溝橋に分類して整理を行っている。ここで、溝橋と橋梁は、各道路管理者が道路橋のうち土被りが1m未満のものを溝橋、溝橋以外のものを橋梁として分類し、道路施設現況調査に記録したとおりに分類している。

ただし、出版時点（令和7年〇月時点）では、令和6年度に改定された「道路橋定期点検要領」³⁾及び「橋梁定期点検要領」⁷⁾に基づき定期点検が実施されている。改定された「道路橋定期点検要領」³⁾では、健全性の診断の区分（Ⅰ～Ⅳ）に加えて、その主たる根拠となるこれまで行われてきた性能の見立てについて、道路橋並びに上部構造、下部構造及び上下部接続部が想定される状況に対してどのような状態となる可能性があるのかを推定した結果をA、B、Cに区分して記録することとされた。これを踏まえ、改定された「橋梁定期点検要領」⁷⁾では、主要部材に対して実施されてきた対策区分の判定は廃止されている。そのため、本資料で整理した主要部材の対策区分の判定の結果にはA、B、Cという記号が用いられているが、上部構造等の性能の見立ての記録であるA、B、Cとは位置付けも意味も異なるものであるため、比較できないことに留意する必要がある。

参考文献

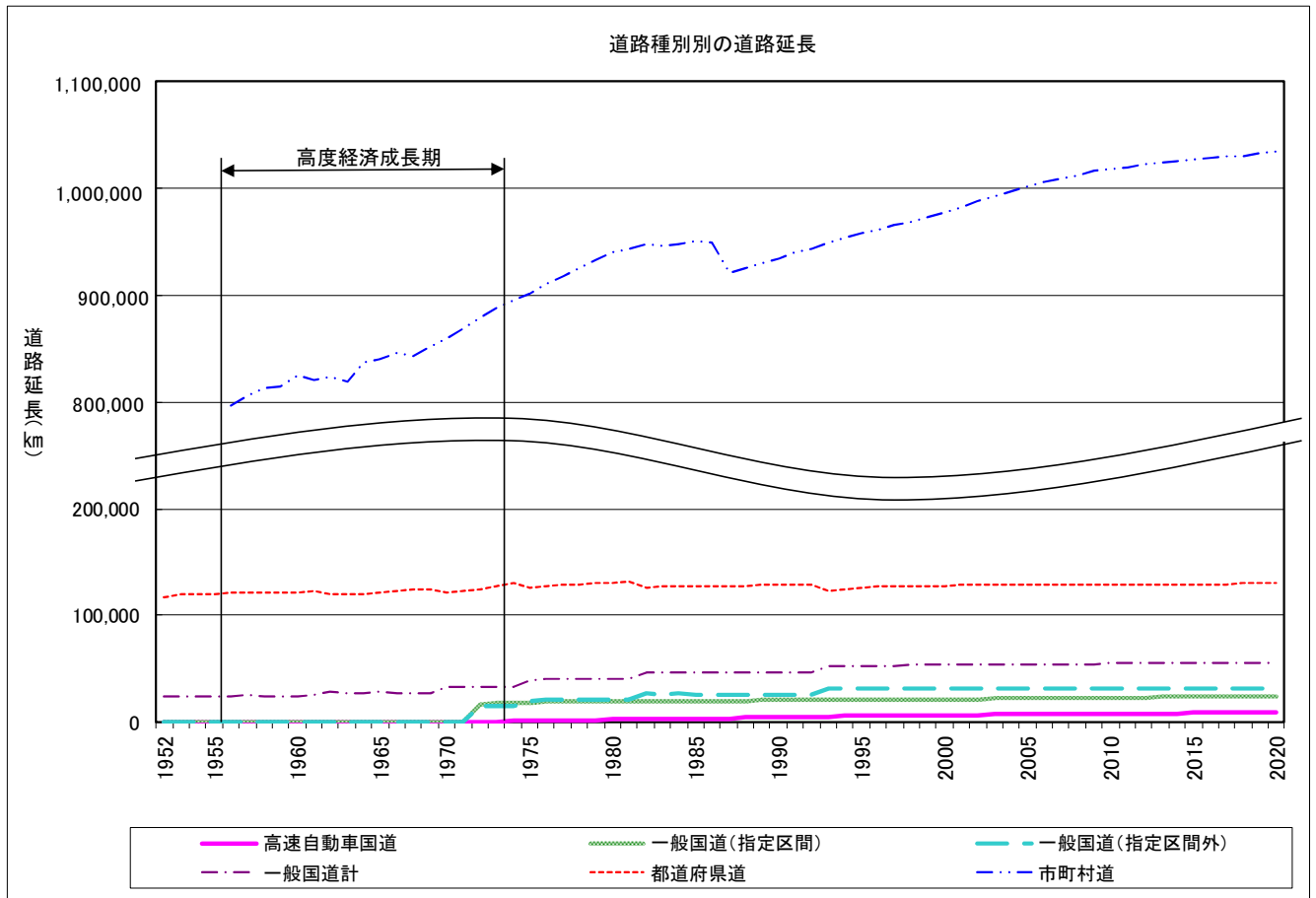
- 1) 道路橋定期点検要領 平成26年6月 国土交通省道路局
- 2) 道路橋定期点検要領 平成31年2月 国土交通省道路局
- 3) 道路橋定期点検要領 令和6年3月 国土交通省道路局
- 4) 橋梁定期点検要領（案） 平成16年3月 国土交通省道路局国道・防災課

- 5) 橋梁定期点検要領 平成 26 年 6 月 国土交通省道路局国道・防災課
- 6) 橋梁定期点検要領 平成 31 年 3 月 国土交通省道路局国道・技術課
- 7) 橋梁定期点検要領 令和 6 年 7 月 国土交通省道路局国道・技術課

2. どの程度のストック量を抱えているか

2.1 道路延長

① 道路種別別の道路実延長の推移



出典：国土交通省道路局監修「道路統計年報 2022」表 1-2-(1)、表 1-2-(2)、表 1-2-(3)

- 注) 1. 1952 年～1968 年および 1971 年～1973 年の期間は年度当初における数値であり、
1970 年および 1975 年～2020 年は年度末における数値である。
2. 高速自動車国道は、供用延長を示す。
3. 1953 年度の市町村道については推計値である。
4. 1976 年度以降の道路延長は、道路管理延長（現道＋旧道＋新道）である。
5. 東日本大震災の影響により、市町村道の一部に平成 24 年 4 月 1 日以前のデータを含む。
6. 本資料では高度経済成長期は 1955 年～1973 年とした。

道路種別別の道路実延長

(単位: km)

		高速自動車 国道	一般国道 (指定区間)	一般国道 (指定区間外)	一般国道計	都道府県道	市町村道	一般道路計
1952	S27	0	0	0	24,051	116,605	0	0
1953	S28	0	0	0	24,067	119,574	779,294	922,935
1954	S29	0	0	0	24,092	120,536	0	0
1955	S30	0	0	0	24,130	119,937	0	0
1956	S31	0	0	0	24,915	121,434	797,083	943,431
1957	S32	0	0	0	24,941	121,735	806,255	952,930
1958	S33	0	0	0	24,935	121,740	813,273	959,948
1959	S34	0	0	0	24,918	122,124	814,872	961,914
1960	S35	0	0	0	24,937	122,018	825,733	972,688
1961	S36	0	0	0	25,009	122,362	821,070	968,441
1962	S37	0	0	0	28,332	119,837	823,353	971,522
1963	S38	71	0	0	27,728	120,373	819,433	967,534
1964	S39	181	0	0	27,858	120,513	836,382	984,753
1965	S40	189	0	0	28,029	121,242	839,502	988,774
1966	S41	189	0	0	27,695	122,591	846,344	996,629
1967	S42	207	0	0	27,504	124,091	843,330	994,925
1968	S43	595	0	0	27,402	124,980	852,433	1,004,814
1970(初)	S45(初)	638	0	0	32,818	121,180	859,953	1,003,951
1970	S45	649	0	0	32,650	122,324	867,962	1,022,936
1971	S46	710	17,213	15,605	32,818	124,852	879,225	1,036,895
1972	S47	868	17,539	15,338	32,876	127,790	887,831	1,048,496
1973	S48	1,214	17,823	14,959	32,782	129,825	895,042	1,057,648
1975(初)	S50(初)	1,519	18,586	19,954	38,540	125,714	901,775	1,066,028
1976(初)	S51(初)	1,888	19,247	20,834	40,081	127,329	909,910	1,077,320
1977(初)	S52(初)	2,022	19,183	20,903	40,087	128,442	917,702	1,086,230
1978(初)	S53(初)	2,195	19,236	20,960	40,196	129,279	925,578	1,095,053
1979(初)	S54(初)	2,430	19,188	21,017	40,206	130,139	933,364	1,103,708
1980(初)	S55(初)	2,579	19,227	20,985	40,212	130,836	939,760	1,110,808
1981(初)	S56(初)	2,860	19,354	21,027	40,381	131,281	943,486	1,115,148
1982(初)	S57(初)	3,010	19,822	26,453	46,275	126,229	947,516	1,120,020
1983(初)	S58(初)	3,232	19,929	26,373	46,302	126,758	946,991	1,120,051
1984(初)	S59(初)	3,435	19,975	26,442	46,417	127,039	948,326	1,121,782
1985(初)	S60(初)	3,555	20,079	26,356	46,435	127,436	950,078	1,123,950
1986(初)	S61(初)	3,721	20,132	26,411	46,544	127,575	949,566	1,123,684
1987(初)	S62(初)	3,910	20,211	26,312	46,523	127,682	920,817	1,095,021
1988(初)	S63(初)	4,280	20,390	26,271	46,661	128,202	925,138	1,100,002
1989(初)	H1(初)	4,407	20,491	26,314	46,805	128,538	930,230	1,105,574
1990(初)	H2(初)	4,661	20,580	26,356	46,935	128,782	934,319	1,110,037
1991(初)	H3(初)	4,869	20,652	26,348	47,000	129,040	939,552	1,115,592
1992(初)	H4(初)	5,054	20,671	26,362	47,033	129,285	943,472	1,119,790
1993(初)	H5(初)	5,410	21,148	32,156	53,304	123,536	948,642	1,125,482
1994(初)	H6(初)	5,568	21,197	32,105	53,302	123,877	953,600	1,130,778
1995(初)	H7(初)	5,677	21,201	32,127	53,327	125,512	957,792	1,136,631
1996(初)	H8(初)	5,932	21,236	32,042	53,278	126,915	961,406	1,141,600
1997(初)	H9(初)	6,114	21,305	32,050	53,356	127,664	965,074	1,146,092
1998(初)	H10(初)	6,402	21,481	32,147	53,628	127,911	968,430	1,149,969
1999(初)	H11(初)	6,455	21,642	32,043	53,685	127,916	973,838	1,155,439
2000(初)	H12(初)	6,617	21,773	32,004	53,777	128,183	977,764	1,159,723
2001(初)	H13(初)	6,851	21,828	32,038	53,866	128,409	982,521	1,164,796
2002(初)	H14(初)	6,915	21,897	31,969	53,866	128,554	987,943	1,170,363
2003(初)	H15(初)	7,196	21,996	32,008	54,004	128,719	992,674	1,175,398
2004(初)	H16(初)	7,296	22,073	32,011	54,084	128,962	997,296	1,180,342
2005(初)	H17(初)	7,383	22,279	31,985	54,264	129,139	1,002,185	1,185,589
2006(初)	H18(初)	7,392	22,363	31,983	54,347	129,294	1,005,975	1,189,616
2007(初)	H19(初)	7,431	22,592	31,939	54,530	129,329	1,009,599	1,193,459
2008(初)	H20(初)	7,560	22,787	31,949	54,736	129,393	1,012,088	1,196,217
2009(初)	H21(初)	7,642	22,874	31,916	54,790	129,377	1,016,058	1,200,225
2010(初)	H22(初)	7,803	23,055	31,926	54,981	129,366	1,018,101	1,202,449
2011(初)	H23(初)	7,920	23,205	31,909	55,114	129,343	1,020,286	1,204,744
2012(初)	H24(初)	8,050	23,368	31,854	55,222	129,397	1,022,248	1,206,867
2013(初)	H25(初)	8,358	23,517	31,915	55,432	129,375	1,023,962	1,208,769
2014(初)	H26(初)	8,428	23,709	31,918	55,626	129,301	1,025,416	1,210,343
2015(初)	H27(初)	8,647	23,691	31,954	55,645	129,446	1,026,980	1,212,071
2016(初)	H28(初)	8,776	23,653	31,912	55,565	129,603	1,028,375	1,213,543
2017(初)	H29(初)	8,795	23,681	31,957	55,637	129,667	1,029,787	1,215,091
2018(初)	H30(初)	8,923	23,715	31,983	55,698	129,721	1,030,424	1,215,843
2019(初)	R1	9,082	24,018	31,926	55,944	129,724	1,033,030	1,218,698
2020(初)	R2	9,100	24,083	32,027	56,111	129,827	1,034,201	1,220,138

出典：国土交通省道路局監修「道路統計年報 2022」表 1-2-(1)、表 1-2-(2)、表 1-2-(3)

注) 1. 年度区分で、(初) とあるのは年度当初の数値であり、() 書のないのは年度末の数値である。

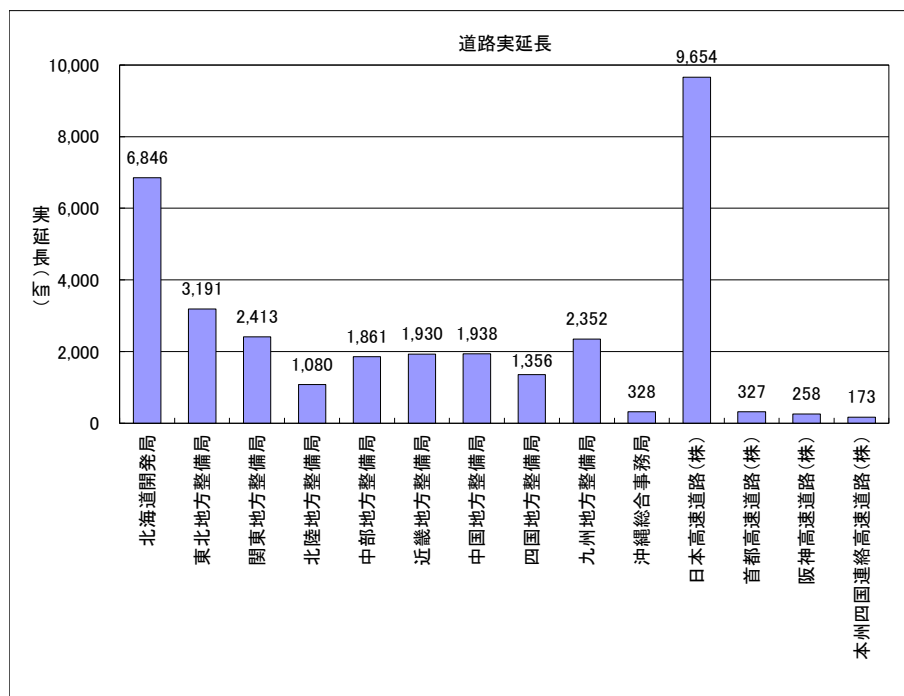
2. 高速自動車国道は、供用延長を示す。

3. 1953 年度の市町村道については推計値である。

4. 1976 年度以降の道路延長は、道路管理延長（現道＋旧道＋新道）である。

5. 東日本大震災の影響により、市町村道の一部に平成 24 年 4 月 1 日以前のデータを含む。

② 管理機関別道路実延長



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第1号様式 総括 (R3.3.31時点)」

(注) 日本高速道路(株)の数値は、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)のそれぞれの数値を合計した値。

道路の実延長（管理機関別）

（単位：km）

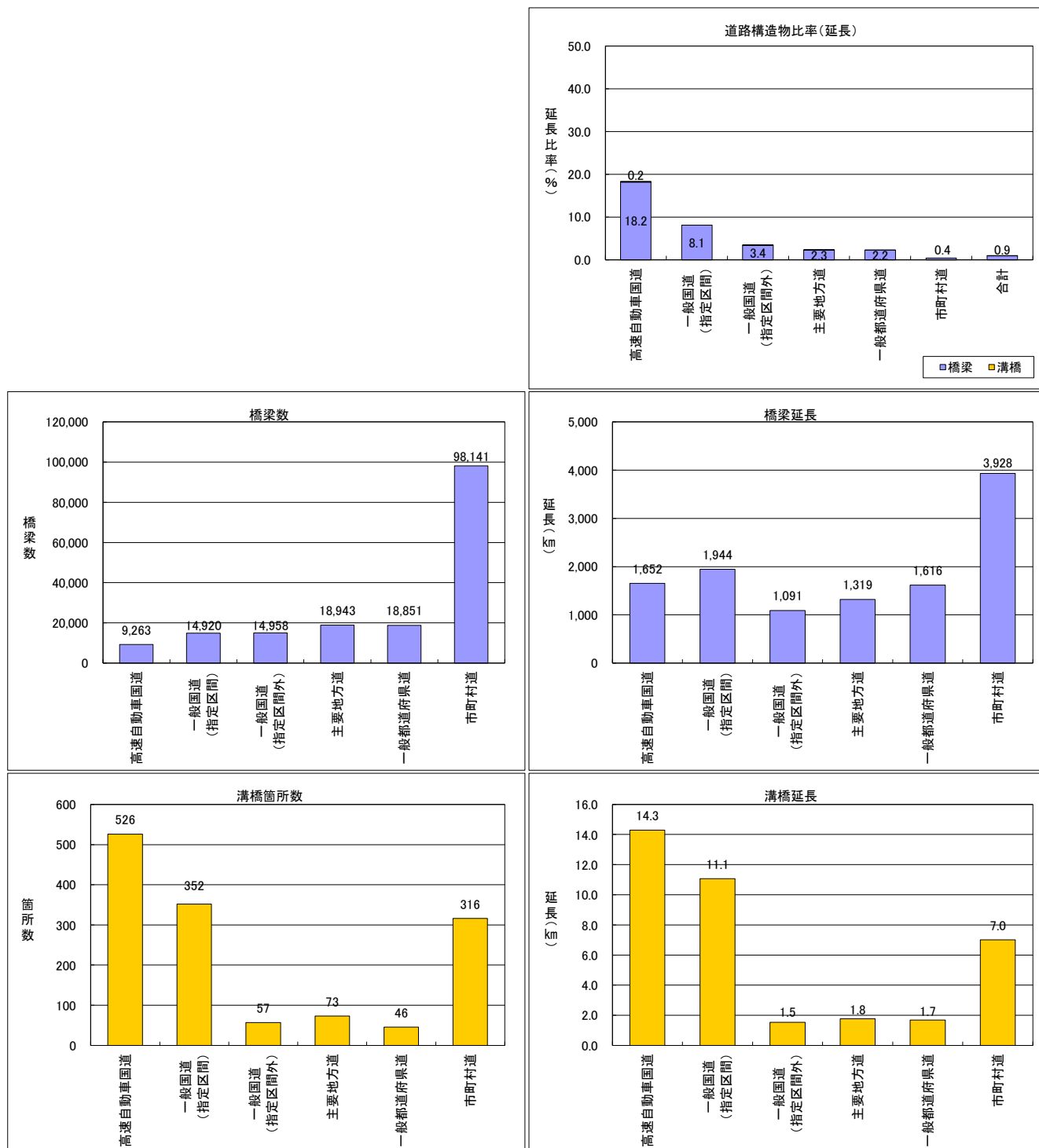
管理機関別	実延長
北海道開発局	6,846
東北地方整備局	3,191
関東地方整備局	2,413
北陸地方整備局	1,080
中部地方整備局	1,861
近畿地方整備局	1,930
中国地方整備局	1,938
四国地方整備局	1,356
九州地方整備局	2,352
沖縄総合事務局	328
日本高速道路(株)	9,654
首都高速道路(株)	327
阪神高速道路(株)	258
本州四国連絡高速道路(株)	173
合計	33,708

出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第1号様式 総括（R3.3.31時点）」

（注）1. 日本高速道路(株)の数値は、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)のそれぞれの数値を合計した値。

2.2 道路橋の箇所数・延長

① 道路橋の箇所数・延長（道路種別別）



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

（注）1. 橋長15m以上の道路橋を対象。

2. 道路橋が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

4. 橋梁比率（延長）、橋梁数及び橋梁延長は、溝橋以外の構造形式を集計。

道路橋の箇所数・延長（道路種別別）

（単位：km）

道路種別	道路実延長	橋梁			溝橋		
	延長(km)	橋梁数	延長(km)	比率(%)	箇所数	延長(km)	比率(%)
高速自動車国道	9,100.1	9,263	1,652.5	18.2	526	14.3	0.2
一般国道	56,110.8	29,878	3,035.3	5.4	409	12.6	0.0
指定区間	24,083.4	14,920	1,944.0	8.1	352	11.1	0.0
指定区間外	32,027.4	14,958	1,091.3	3.4	57	1.5	0.0
都道府県道	129,826.8	37,794	2,935.2	2.3	119	3.5	0.0
主要地方道	57,887.8	18,943	1,319.0	2.3	73	1.8	0.0
一般都道府県道	71,939.0	18,851	1,616.2	2.2	46	1.7	0.0
市町村道	1,034,200.8	98,141	3,928.3	0.4	316	7.0	0.0
一般道路計	1,220,138.4	165,813	9,898.8	0.8	844	23.1	0.0
合計	1,229,238.5	175,076	11,551.3	0.9	1,370	37.4	0.0

出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

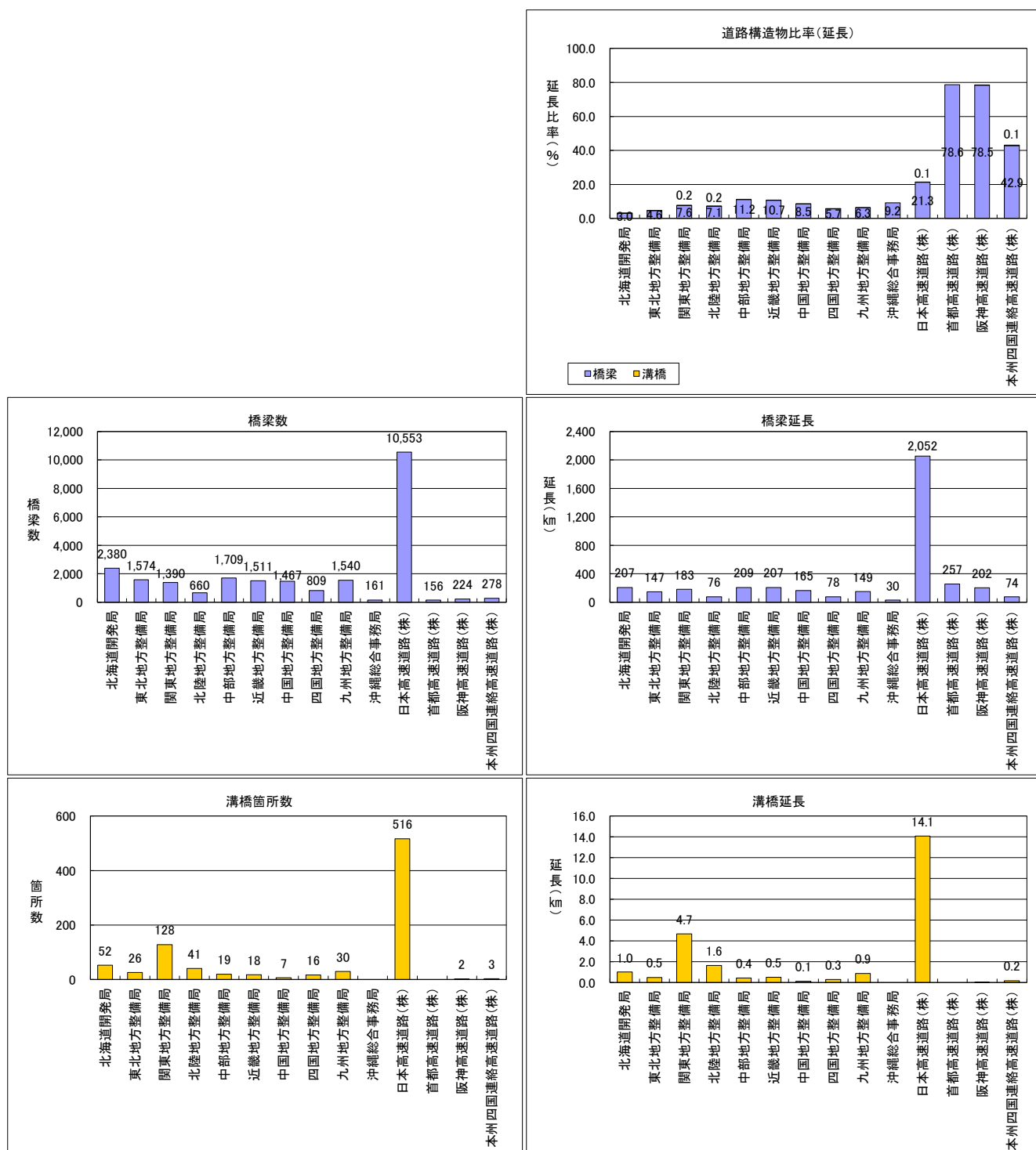
（注）1. 橋長15m以上の道路橋を対象。

2. 道路橋が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

4. 橋梁比率（延長）、橋梁数及び橋梁延長は、溝橋以外の構造形式を集計。

② 道路橋の箇所数・延長（管理機関別）



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

（注）1. 橋長15m以上の道路橋を対象。

2. 道路橋が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

4. 日本高速道路(株)の数値は、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)のそれぞれの数値を合計した値。

5. 橋梁比率（延長）、橋梁数及び橋梁延長は、溝橋以外の構造形式を集計。

道路橋の箇所数・延長（管理機関別）

（単位：km）

管理機関	道路実延長	橋梁			溝橋		
		橋梁数	延長	率(%)	箇所数	延長	率(%)
北海道開発局	6,846.4	2,380	206.8	3.0	52	1.0	0.0
東北地方整備局	3,191.2	1,574	146.7	4.6	26	0.5	0.0
関東地方整備局	2,413.2	1,390	182.6	7.6	128	4.7	0.2
北陸地方整備局	1,079.8	660	76.3	7.1	41	1.6	0.2
中部地方整備局	1,860.6	1,709	208.5	11.2	19	0.4	0.0
近畿地方整備局	1,929.8	1,511	206.5	10.7	18	0.5	0.0
中国地方整備局	1,938.3	1,467	165.0	8.5	7	0.1	0.0
四国地方整備局	1,356.0	809	77.5	5.7	16	0.3	0.0
九州地方整備局	2,352.3	1,540	149.2	6.3	30	0.9	0.0
沖縄総合事務局	327.7	161	30.1	9.2	0	0.0	0.0
日本高速道路(株)	9,654.4	10,553	2,052.0	21.3	516	14.1	0.1
首都高速道路(株)	327.2	156	257.2	78.6	0	0.0	0.0
阪神高速道路(株)	258.1	224	202.5	78.5	2	0.0	0.0
本州四国連絡高速道路(株)	172.9	278	74.2	42.9	3	0.2	0.1
計	33,708.1	24,412	4,035.2	12.0	858	24.3	0.1

出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

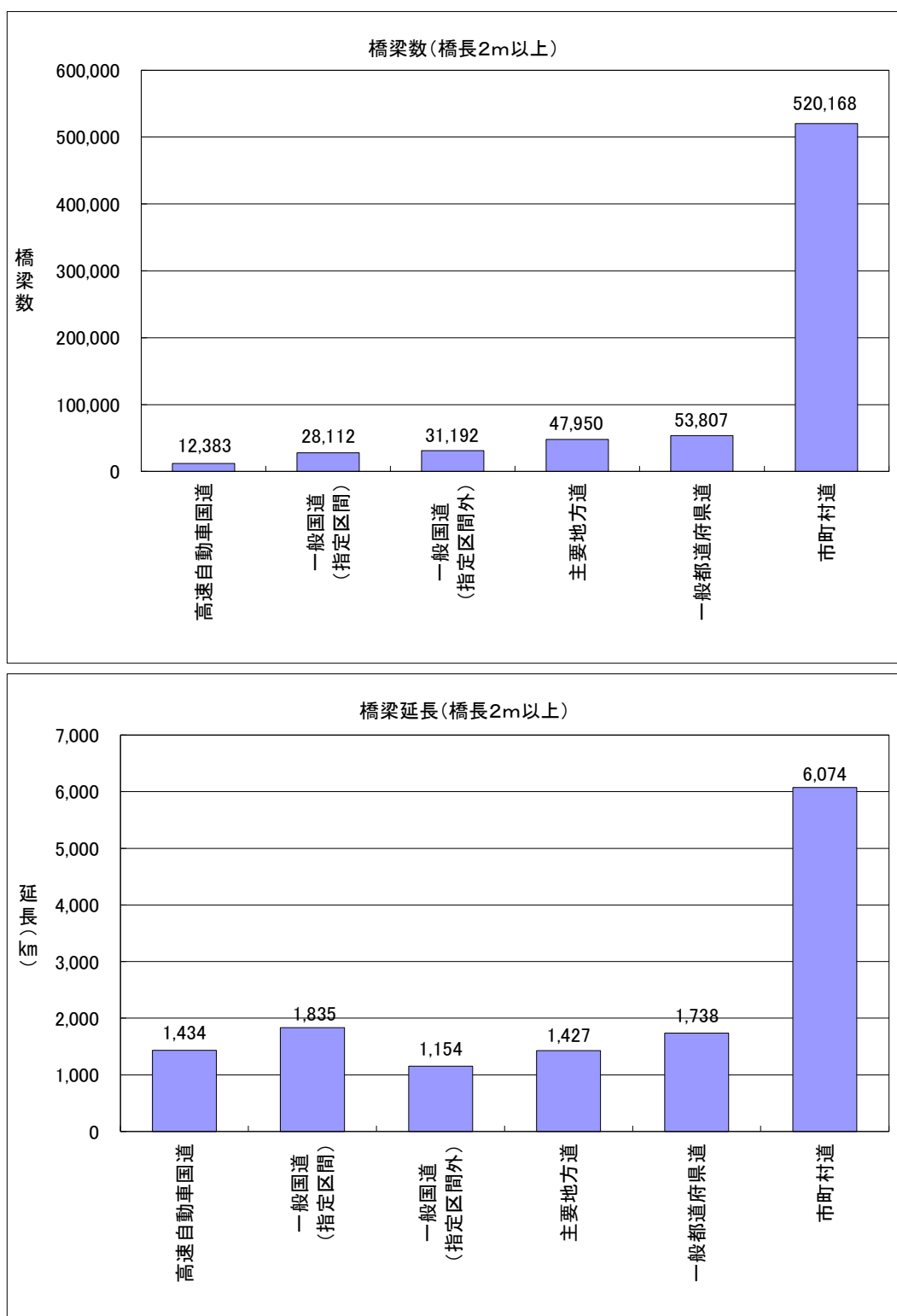
（注）1. 橋長15m以上の道路橋を対象。

2. 道路橋が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

4. 橋梁比率（延長）、橋梁数及び橋梁延長は、溝橋以外の構造形式を集計。

③ 道路橋（2m以上）の箇所数・延長（道路種別別）



出典：国土交通省道路局監修「道路統計年報2022」表16・表20・表21・表23・表24・表25

(注) 1. 橋長2m以上の道路橋（溝橋を含む）を対象。

2. 市区町村界に設けられた道路橋については、当該市区町村双方で箇所数を計上。

3. 上下線分離区間においては、延長の長い区間にある道路橋のみを計上。

道路橋（2 m以上）の箇所数・延長（道路種別別）

道路種別	橋梁数	延長(km)
高速自動車国道	12,383	1,434.0
一般国道(指定区間)	28,112	1,834.7
一般国道(指定区間外)	31,192	1,153.8
主要地方道	47,950	1,426.6
一般都道府県道	53,807	1,738.4
市町村道	520,168	6,074.2
合計	693,612	13,661.7

出典：国土交通省道路局監修「道路統計年報2022」表16・表20・表21・表23・表24・表25

（注）1. 橋長2m以上の道路橋（溝橋を含む）を対象。

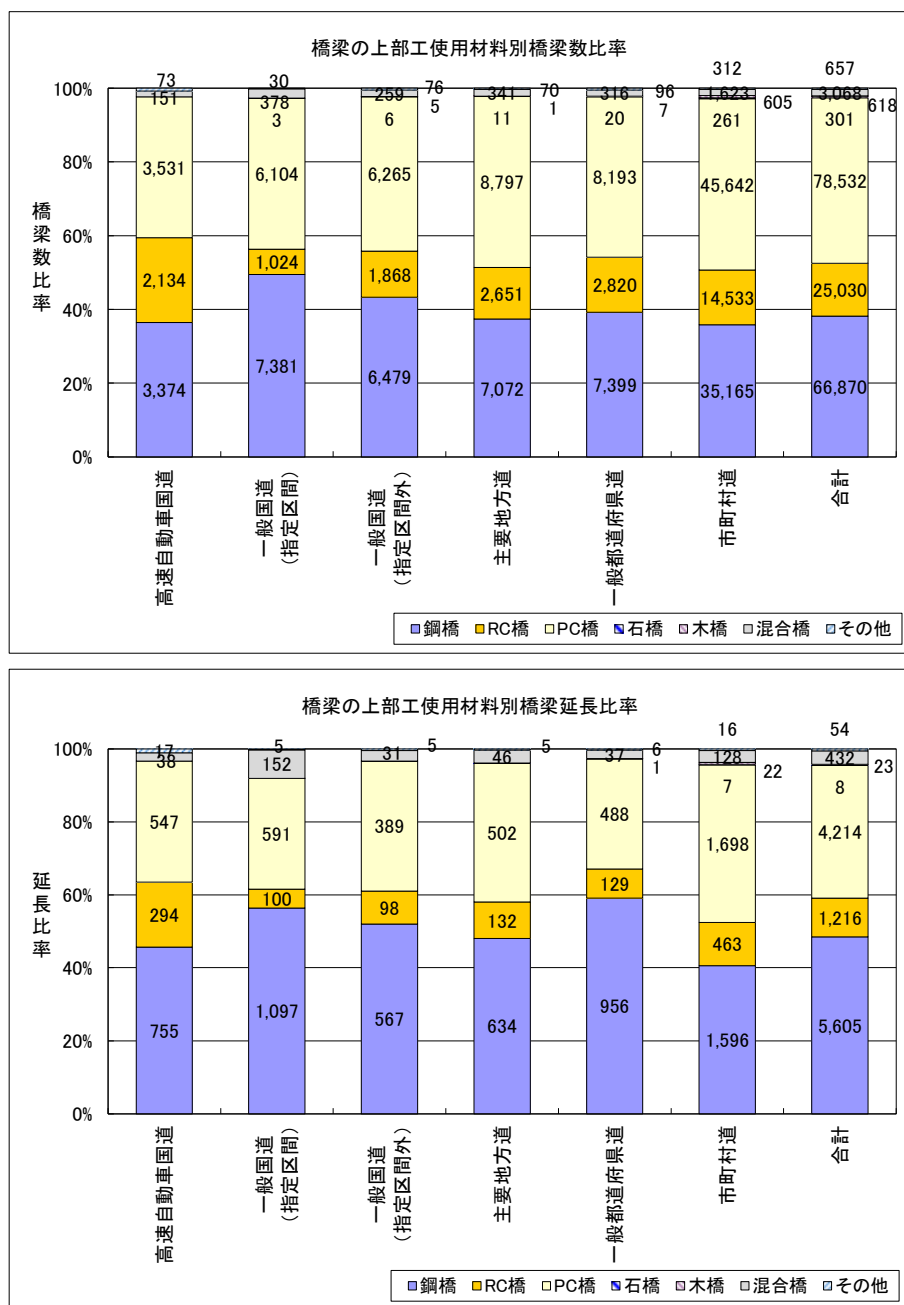
2. 市区町村界に設けられた道路橋については、当該市区町村双方で箇所数を計上。

3. 上下線分離区間においては、延長の長い区間にある道路橋のみを計上。

2.3 橋梁の箇所数・延長の詳細

2.3.1 上部構造の使用材料別橋梁数比率・延長比率

① 道路種別別



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

（注）1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

上部構造の使用材料別橋梁数比率（道路種別別）

（単位：上段：橋、下段：％）

道路種別	合計 橋梁数	鋼橋	RC橋	PC橋	石橋	木橋	鋼とRC またはPCの 混合橋	その他
		橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率
高速自動車国道	9,263	3,374 36.4	2,134 23.0	3,531 38.1	0 0.0	0 0.0	151 1.6	73 0.8
一般国道	29,878	13,860 46.4	2,892 9.7	12,369 41.4	9 0.0	5 0.0	637 2.1	106 0.4
指定区間	14,920	7,381 49.5	1,024 6.9	6,104 40.9	3 0.0	0 0.0	378 2.5	30 0.2
指定区間外	14,958	6,479 43.3	1,868 12.5	6,265 41.9	6 0.0	5 0.0	259 1.7	76 0.5
都道府県道	37,794	14,471 38.3	5,471 14.5	16,990 45.0	31 0.1	8 0.0	657 1.7	166 0.4
主要地方道	18,943	7,072 37.3	2,651 14.0	8,797 46.4	11 0.1	1 0.0	341 1.8	70 0.4
一般都道府県道	18,851	7,399 39.2	2,820 15.0	8,193 43.5	20 0.1	7 0.0	316 1.7	96 0.5
市町村道	98,141	35,165 35.8	14,533 14.8	45,642 46.5	261 0.3	605 0.6	1,623 1.7	312 0.3
一般道路計	165,813	63,496 38.3	22,896 13.8	75,001 45.2	301 0.2	618 0.4	2,917 1.8	584 0.4
合計	175,076	66,870 38.2	25,030 14.3	78,532 44.9	301 0.2	618 0.4	3,068 1.8	657 0.4

上部構造の使用材料別橋梁延長（道路種別別）

（単位：上段：km、下段：％）

道路種別	合計 延長	鋼橋	RC橋	PC橋	石橋	木橋	鋼とRC またはPCの 混合橋	その他
		延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率
高速自動車国道	1,652.5	755.4 45.7	294.4 17.8	547.1 33.1	0.0 0.0	0.0 0.0	38.1 2.3	17.5 1.1
一般国道	3,035.3	1,664.0 54.8	198.1 6.5	979.9 32.3	0.5 0.0	0.4 0.0	182.9 6.0	9.6 0.3
指定区間	1,944.0	1,096.6 56.4	99.9 5.1	591.0 30.4	0.1 0.0	0.0 0.0	151.7 7.8	4.8 0.2
指定区間外	1,091.3	567.4 52.0	98.2 9.0	388.9 35.6	0.4 0.0	0.4 0.0	31.2 2.9	4.8 0.4
都道府県道	2,935.2	1,589.6 54.2	260.5 8.9	989.5 33.7	0.7 0.0	0.8 0.0	83.1 2.8	11.0 0.4
主要地方道	1,319.0	633.6 48.0	131.8 10.0	501.8 38.0	0.3 0.0	0.2 0.0	46.3 3.5	5.0 0.4
一般都道府県道	1,616.2	956.0 59.1	128.7 8.0	487.7 30.2	0.4 0.0	0.6 0.0	36.8 2.3	6.0 0.4
市町村道	3,928.3	1,595.6 40.6	462.9 11.8	1,697.6 43.2	6.7 0.2	21.6 0.6	127.9 3.3	16.1 0.4
一般道路計	9,898.8	4,849.2 49.0	921.5 9.3	3,667.0 37.0	7.9 0.1	22.8 0.2	393.9 4.0	36.6 0.4
合計	11,551.3	5,604.5 48.5	1,215.9 10.5	4,214.1 36.5	7.9 0.1	22.8 0.2	431.9 3.7	54.1 0.5

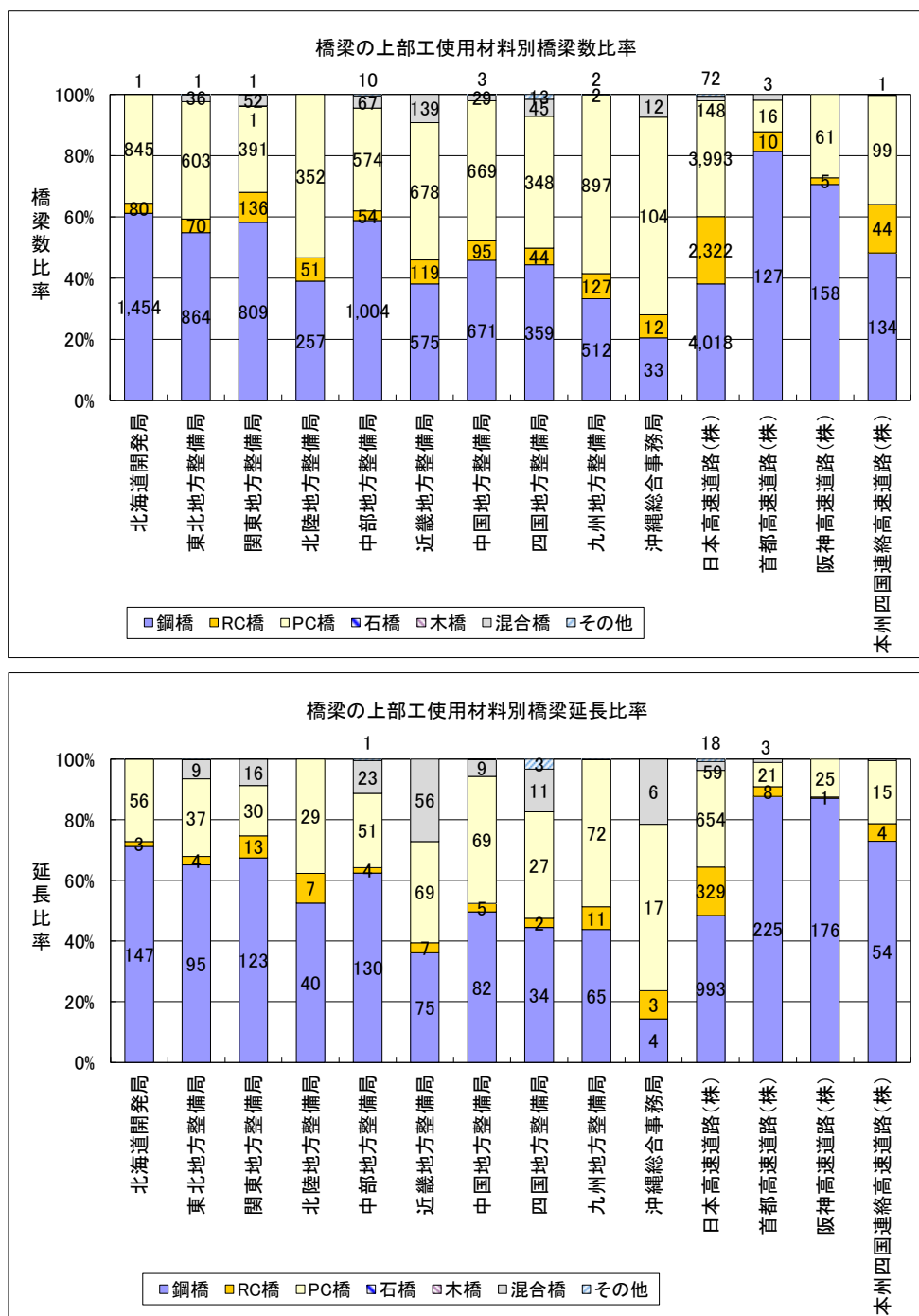
出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

（注）1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

② 管理機関別



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁 (R3.3.31時点)」より集計

(注) 1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

4. 日本高速道路(株)の数値は、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)のそれぞれの数値を合計した値。

上部構造の使用材料別橋梁数比率（管理機関別）

管理機関	合計 橋梁数	(単位: 上段: 橋、下段: %)						
		鋼橋 橋梁数 比率	RC橋 橋梁数 比率	PC橋 橋梁数 比率	石橋 橋梁数 比率	木橋 橋梁数 比率	混合橋 橋梁数 比率	その他 橋梁数 比率
北海道開発局	2,380	1,454 61.1	80 3.4	845 35.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.0
東北地方整備局	1,574	864 54.9	70 4.4	603 38.3	0 0.0	0 0.0	36 2.3	1 0.1
関東地方整備局	1,390	809 58.2	136 9.8	391 28.1	1 0.1	0 0.0	52 3.7	1 0.1
北陸地方整備局	660	257 38.9	51 7.7	352 53.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
中部地方整備局	1,709	1,004 58.7	54 3.2	574 33.6	0 0.0	0 0.0	67 3.9	10 0.6
近畿地方整備局	1,511	575 38.1	119 7.9	678 44.9	0 0.0	0 0.0	139 9.2	0 0.0
中国地方整備局	1,467	671 45.7	95 6.5	669 45.6	0 0.0	0 0.0	29 2.0	3 0.2
四国地方整備局	809	359 44.4	44 5.4	348 43.0	0 0.0	0 0.0	45 5.6	13 1.6
九州地方整備局	1,540	512 33.2	127 8.2	897 58.2	2 0.1	0 0.0	0 0.0	2 0.1
沖縄総合事務局	161	33 20.5	12 7.5	104 64.6	0 0.0	0 0.0	12 7.5	0 0.0
日本高速道路(株)	10,553	4,018 38.1	2,322 22.0	3,993 37.8	0 0.0	0 0.0	148 1.4	72 0.7
首都高速道路(株)	156	127 81.4	10 6.4	16 10.3	0 0.0	0 0.0	3 1.9	0 0.0
阪神高速道路(株)	224	158 70.5	5 2.2	61 27.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
本州四国連絡高速道路(株)	278	134 48.2	44 15.8	99 35.6	0 0.0	0 0.0	1 0.4	0 0.0
合計	24,412	10,975 45.0	3,169 13.0	9,630 39.4	3 0.0	0 0.0	532 2.2	103 0.4

上部構造の使用材料別橋梁延長（管理機関別）

管理機関	合計 延長	(単位: 上段: km、下段: %)						
		鋼橋 延長 比率	RC橋 延長 比率	PC橋 延長 比率	石橋 延長 比率	木橋 延長 比率	混合橋 延長 比率	その他 延長 比率
北海道開発局	206.8	147.2 71.2	3.3 1.6	56.3 27.2	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0
東北地方整備局	146.7	95.5 65.1	4.1 2.8	37.4 25.5	0.0 0.0	0.0 0.0	9.3 6.3	0.4 0.3
関東地方整備局	182.6	123.0 67.4	13.3 7.3	30.3 16.6	0.0 0.0	0.0 0.0	15.8 8.7	0.0 0.0
北陸地方整備局	76.3	40.1 52.5	7.4 9.8	28.8 37.7	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0
中部地方整備局	208.5	130.0 62.3	3.9 1.9	50.9 24.4	0.0 0.0	0.0 0.0	22.7 10.9	1.0 0.5
近畿地方整備局	206.5	74.6 36.1	6.9 3.3	69.0 33.4	0.0 0.0	0.0 0.0	56.1 27.1	0.0 0.0
中国地方整備局	165.0	81.8 49.5	4.8 2.9	69.1 41.9	0.0 0.0	0.0 0.0	9.1 5.5	0.2 0.1
四国地方整備局	77.5	34.5 44.5	2.4 3.1	27.2 35.0	0.0 0.0	0.0 0.0	10.9 14.0	2.6 3.4
九州地方整備局	149.2	65.4 43.8	11.3 7.6	72.1 48.3	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.4 0.3
沖縄総合事務局	30.1	4.3 14.4	2.8 9.3	16.5 54.8	0.0 0.0	0.0 0.0	6.5 21.5	0.0 0.0
日本高速道路(株)	2,052.0	992.5 48.4	329.2 16.0	653.8 31.9	0.0 0.0	0.0 0.0	59.1 2.9	17.5 0.9
首都高速道路(株)	257.2	225.4 87.7	8.2 3.2	20.6 8.0	0.0 0.0	0.0 0.0	2.9 1.1	0.0 0.0
阪神高速道路(株)	202.5	176.5 87.1	0.8 0.4	25.3 12.5	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0
本州四国連絡高速道路(株)	74.2	54.1 72.9	4.3 5.8	15.4 20.8	0.0 0.0	0.0 0.0	0.4 0.5	0.0 0.0
合計	4,035.2	2,244.8 55.6	402.8 10.0	1,172.6 29.1	0.1 0.0	0.0 0.0	192.7 4.8	22.2 0.6

出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

（注）1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

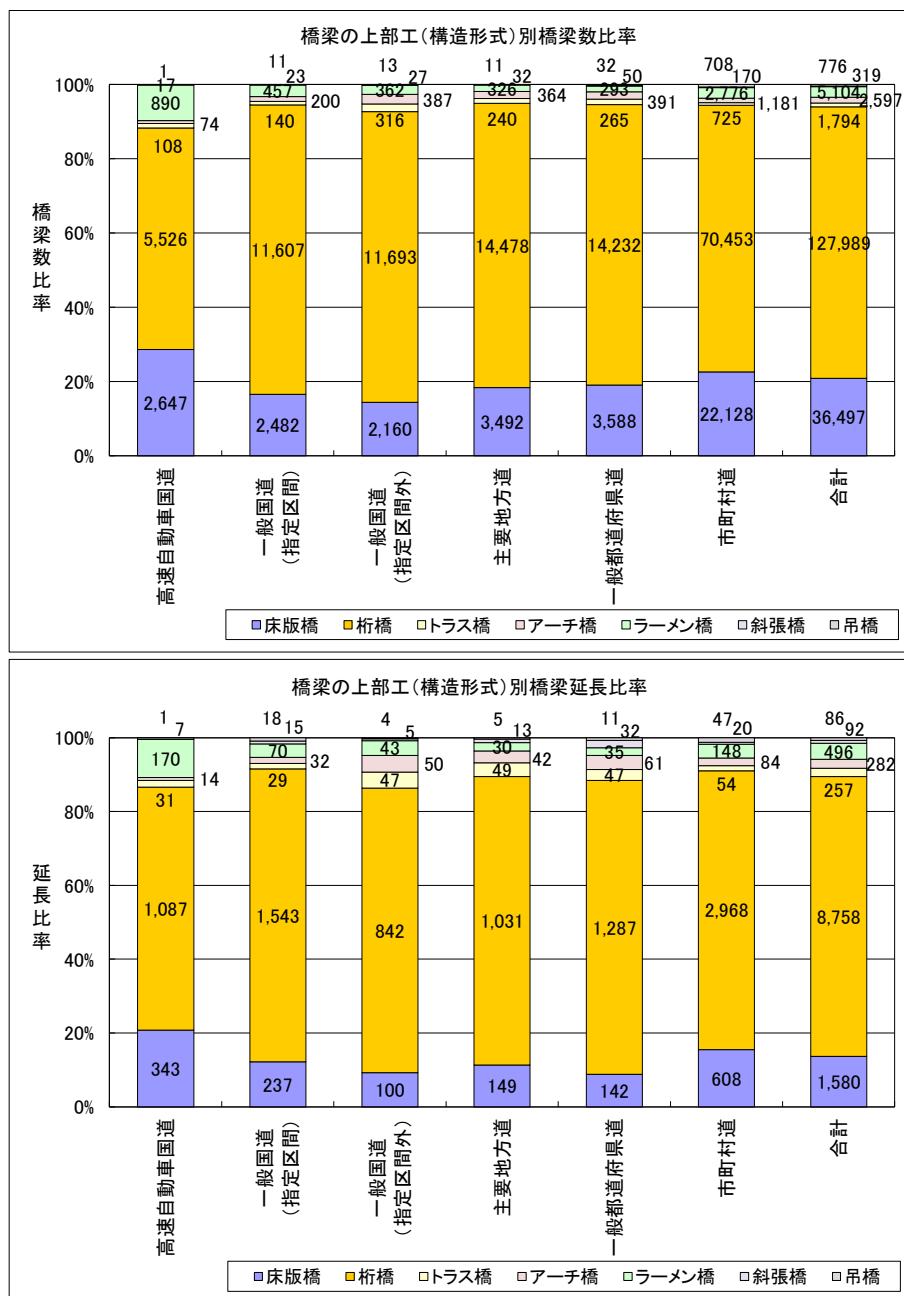
2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

4. 日本高速道路(株)の数値は、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)のそれぞれの数値を合計した値。

2.3.2 上部構造の形式別橋梁数比率・延長比率

① 道路種別別



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

（注）1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方を集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

上部構造の形式別橋梁数比率（道路種別別）

（単位：上段：橋、下段：％）

道路種別	合計 橋梁数	床版橋	桁橋	トラス橋	アーチ橋	ラーメン橋	斜張橋	吊橋
		橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率
高速自動車国道	9,263	2,647 28.6	5,526 59.7	108 1.2	74 0.8	890 9.6	17 0.2	1 0.0
一般国道	29,878	4,642 15.5	23,300 78.0	456 1.5	587 2.0	819 2.7	50 0.2	24 0.1
指定区間	14,920	2,482 16.6	11,607 77.8	140 0.9	200 1.3	457 3.1	23 0.2	11 0.1
指定区間外	14,958	2,160 14.4	11,693 78.2	316 2.1	387 2.6	362 2.4	27 0.2	13 0.1
都道府県道	37,794	7,080 18.7	28,710 76.0	505 1.3	755 2.0	619 1.6	82 0.2	43 0.1
主要地方道	18,943	3,492 18.4	14,478 76.4	240 1.3	364 1.9	326 1.7	32 0.2	11 0.1
一般都道府県道	18,851	3,588 19.0	14,232 75.5	265 1.4	391 2.1	293 1.6	50 0.3	32 0.2
市町村道	98,141	22,128 22.5	70,453 71.8	725 0.7	1,181 1.2	2,776 2.8	170 0.2	708 0.7
一般道路計	165,813	33,850 20.4	122,463 73.9	1,686 1.0	2,523 1.5	4,214 2.5	302 0.2	775 0.5
合計	175,076	36,497 20.8	127,989 73.1	1,794 1.0	2,597 1.5	5,104 2.9	319 0.2	776 0.4

上部構造の形式別橋梁延長比率（道路種別別）

（単位：上段：km、下段：％）

道路種別	合計 延長	床版橋	桁橋	トラス橋	アーチ橋	ラーメン橋	斜張橋	吊橋
		延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率
高速自動車国道	1,652.5	343.0 20.8	1,087.3 65.8	30.9 1.9	13.6 0.8	169.9 10.3	6.6 0.4	1.1 0.1
一般国道	3,035.3	337.7 11.1	2,384.7 78.6	76.3 2.5	81.6 2.7	113.5 3.7	20.0 0.7	21.5 0.7
指定区間	1,944.0	237.3 12.2	1,542.9 79.4	29.0 1.5	31.5 1.6	70.5 3.6	14.9 0.8	17.8 0.9
指定区間外	1,091.3	100.3 9.2	841.8 77.1	47.3 4.3	50.1 4.6	43.1 3.9	5.1 0.5	3.6 0.3
都道府県道	2,935.2	291.6 9.9	2,318.2 79.0	96.2 3.3	103.7 3.5	64.7 2.2	45.1 1.5	15.8 0.5
主要地方道	1,319.0	149.3 11.3	1,031.2 78.2	48.9 3.7	42.4 3.2	29.8 2.3	12.6 1.0	4.9 0.4
一般都道府県道	1,616.2	142.4 8.8	1,287.0 79.6	47.3 2.9	61.3 3.8	34.9 2.2	32.4 2.0	10.9 0.7
市町村道	3,928.3	608.1 15.5	2,967.5 75.5	54.0 1.4	83.5 2.1	147.8 3.8	19.9 0.5	47.4 1.2
一般道路計	9,898.8	1,237.4 12.5	7,670.4 77.5	226.5 2.3	268.8 2.7	326.1 3.3	85.0 0.9	84.7 0.9
合計	11,551.3	1,580.5 13.7	8,757.7 75.8	257.4 2.2	282.5 2.4	496.0 4.3	91.5 0.8	85.7 0.7

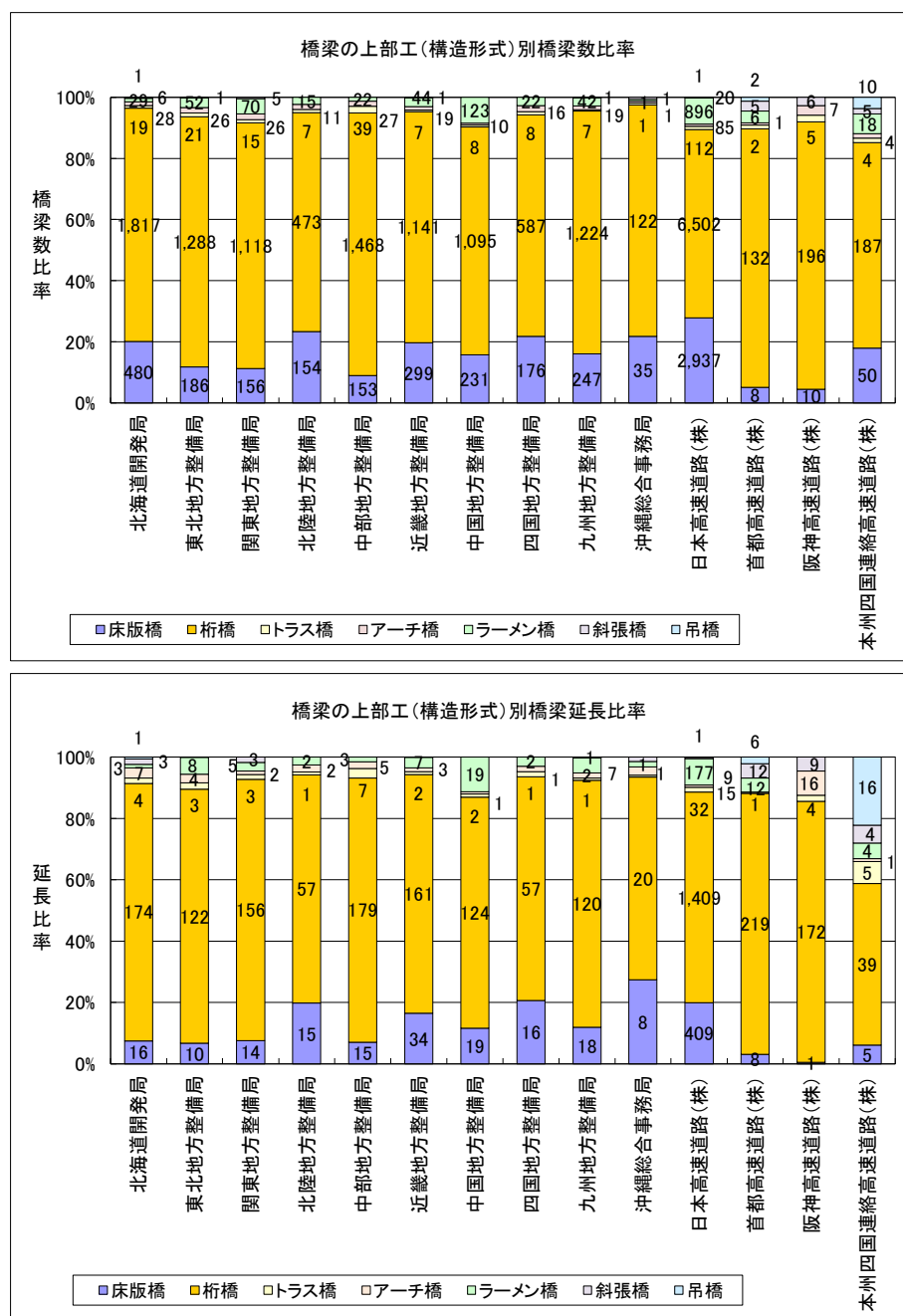
出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

（注）1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

② 管理機関別



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁 (R3.3.31時点)」より集計

(注) 1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

4. 日本高速道路(株)の数値は、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)のそれぞれの数値を合計した値。

上部構造の形式別橋梁数比率（管理機関別）

管理機関	合計 橋梁数	(単位: 上段: 橋, 下段: %)						
		床版橋	桁橋	トラス橋	アーチ橋	ラーメン橋	斜張橋	吊橋
		橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率
北海道開発局	2,380	480 20.2	1,817 76.3	19 0.8	28 1.2	29 1.2	6 0.3	1 0.0
東北地方整備局	1,574	186 11.8	1,288 81.8	21 1.3	26 1.7	52 3.3	1 0.1	0 0.0
関東地方整備局	1,390	156 11.2	1,118 80.4	15 1.1	26 1.9	70 5.0	5 0.4	0 0.0
北陸地方整備局	660	154 23.3	473 71.7	7 1.1	11 1.7	15 2.3	0 0.0	0 0.0
中部地方整備局	1,709	153 9.0	1,468 85.9	39 2.3	27 1.6	22 1.3	0 0.0	0 0.0
近畿地方整備局	1,511	299 19.8	1,141 75.5	7 0.5	19 1.3	44 2.9	1 0.1	0 0.0
中国地方整備局	1,467	231 15.7	1,095 74.6	8 0.5	10 0.7	123 8.4	0 0.0	0 0.0
四国地方整備局	809	176 21.8	587 72.6	8 1.0	16 2.0	22 2.7	0 0.0	0 0.0
九州地方整備局	1,540	247 16.0	1,224 79.5	7 0.5	19 1.2	42 2.7	1 0.1	0 0.0
沖縄総合事務局	161	35 21.7	122 75.8	1 0.6	1 0.6	1 0.6	1 0.6	0 0.0
日本高速道路(株)	10,553	2,937 27.8	6,502 61.6	112 1.1	85 0.8	896 8.5	20 0.2	1 0.0
首都高速道路(株)	156	8 5.1	132 84.6	2 1.3	1 0.6	6 3.8	5 3.2	2 1.3
阪神高速道路(株)	224	10 4.5	196 87.5	5 2.2	7 3.1	0 0.0	6 2.7	0 0.0
本州四国連絡高速道路(株)	278	50 18.0	187 67.3	4 1.4	4 1.4	18 6.5	5 1.8	10 3.6
合計	24,412	5,122 21.0	17,350 71.1	255 1.0	280 1.1	1,340 5.5	51 0.2	14 0.1

上部構造の形式別橋梁延長比率（管理機関別）

管理機関	合計 延長	(単位: 上段: km, 下段: %)						
		床版橋	桁橋	トラス橋	アーチ橋	ラーメン橋	斜張橋	吊橋
		延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率
北海道開発局	206.8	15.5 7.5	173.6 83.9	3.6 1.8	6.7 3.3	2.5 1.2	3.5 1.7	1.4 0.7
東北地方整備局	146.7	9.8 6.7	121.5 82.9	2.9 2.0	4.3 2.9	8.1 5.5	0.1 0.1	0.0 0.0
関東地方整備局	182.6	13.7 7.5	155.6 85.2	2.8 1.5	2.2 1.2	5.1 2.8	3.2 1.8	0.0 0.0
北陸地方整備局	76.3	15.1 19.7	56.8 74.4	0.7 1.0	1.7 2.3	2.0 2.6	0.0 0.0	0.0 0.0
中部地方整備局	208.5	14.8 7.1	179.3 86.0	6.6 3.1	4.5 2.2	3.3 1.6	0.0 0.0	0.0 0.0
近畿地方整備局	206.5	33.9 16.4	160.9 77.9	1.8 0.9	2.8 1.3	7.0 3.4	0.2 0.1	0.0 0.0
中国地方整備局	165.0	19.2 11.7	124.2 75.2	1.8 1.1	1.3 0.8	18.6 11.3	0.0 0.0	0.0 0.0
四国地方整備局	77.5	16.0 20.6	56.6 73.0	1.3 1.6	1.4 1.8	2.3 3.0	0.0 0.0	0.0 0.0
九州地方整備局	149.2	17.7 11.8	120.2 80.6	1.2 0.8	2.4 1.6	7.2 4.8	0.5 0.3	0.0 0.0
沖縄総合事務局	30.1	8.2 27.4	19.9 66.1	0.2 0.5	0.8 2.8	0.5 1.8	0.4 1.5	0.0 0.0
日本高速道路(株)	2,052.0	409.2 19.9	1,408.6 68.6	31.9 1.6	15.4 0.7	176.6 8.6	9.2 0.4	1.1 0.1
首都高速道路(株)	257.2	7.8 3.0	219.0 85.2	1.0 0.4	0.1 0.1	11.7 4.5	12.0 4.7	5.5 2.2
阪神高速道路(株)	202.5	1.0 0.5	172.4 85.1	3.8 1.9	16.0 7.9	0.0 0.0	9.3 4.6	0.0 0.0
本州四国連絡高速道路(株)	74.2	4.5 6.1	39.1 52.7	5.3 7.1	0.8 1.0	3.7 5.0	4.4 5.9	16.5 22.2
合計	4,035.2	586.5 14.5	3,007.6 74.5	64.7 1.6	60.4 1.5	248.6 6.2	42.8 1.1	24.4 0.6

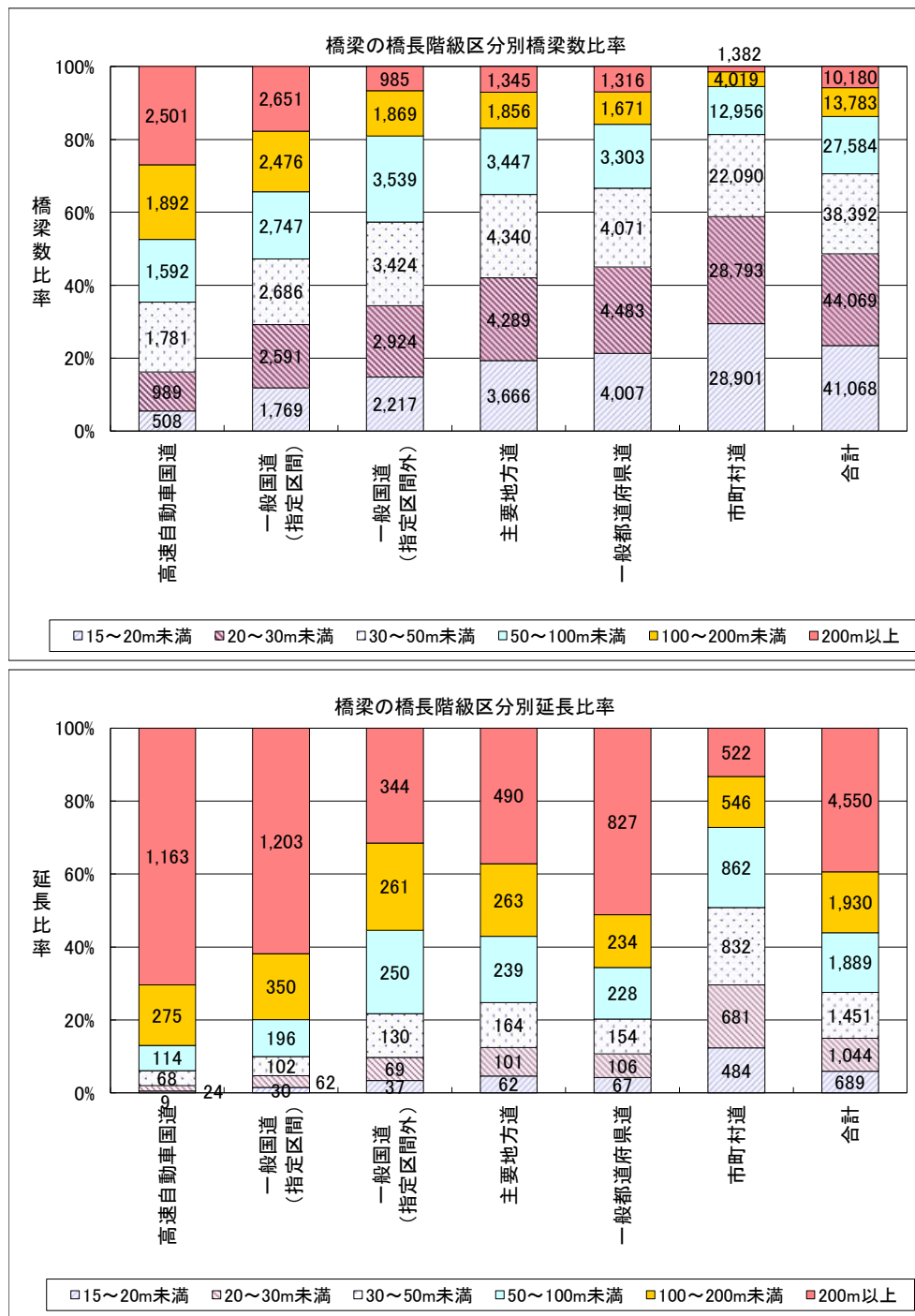
出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

（注）1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。
3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。
4. 日本高速道路(株)の数値は、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)のそれぞれの数値を合計した値。

2.3.3 橋長階級区分別の橋梁数比率・延長比率

① 道路種別別



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁 (R3.3.31時点)」より集計

(注) 1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

橋長階級区分別の橋梁数比率（道路種別別）

(単位: 上段: 橋、下段: %)

道路種別	合計 橋梁数	15～20m 未満	20～30m 未満	30～50m 未満	50～100m 未満	100～200m 未満	200m 以上
		橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率
高速自動車国道	9,263	508 5.5	989 10.7	1,781 19.2	1,592 17.2	1,892 20.4	2,501 27.0
一般国道	29,878	3,986 13.3	5,515 18.5	6,110 20.4	6,286 21.0	4,345 14.5	3,636 12.2
指定区間	14,920	1,769 11.9	2,591 17.4	2,686 18.0	2,747 18.4	2,476 16.6	2,651 17.8
指定区間外	14,958	2,217 14.8	2,924 19.5	3,424 22.9	3,539 23.7	1,869 12.5	985 6.6
都道府県道	37,794	7,673 20.3	8,772 23.2	8,411 22.3	6,750 17.9	3,527 9.3	2,661 7.0
主要地方道	18,943	3,666 19.4	4,289 22.6	4,340 22.9	3,447 18.2	1,856 9.8	1,345 7.1
一般都道府県道	18,851	4,007 21.3	4,483 23.8	4,071 21.6	3,303 17.5	1,671 8.9	1,316 7.0
市町村道	98,141	28,901 29.4	28,793 29.3	22,090 22.5	12,956 13.2	4,019 4.1	1,382 1.4
一般道路計	165,813	40,560 24.5	43,080 26.0	36,611 22.1	25,992 15.7	11,891 7.2	7,679 4.6
合計	175,076	41,068 23.5	44,069 25.2	38,392 21.9	27,584 15.8	13,783 7.9	10,180 5.8

橋長階級区分別の橋梁延長比率（道路種別別）

(単位: 上段: km、下段: %)

道路種別	合計 延長	15～20m 未満	20～30m 未満	30～50m 未満	50～100m 未満	100～200m 未満	200m 以上
		延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率
高速自動車国道	1652.5	8.8 0.5	24.0 1.5	68.3 4.1	113.6 6.9	274.7 16.6	1163.2 70.4
一般国道	3035.3	67.2 2.2	130.6 4.3	232.6 7.7	445.9 14.7	611.6 20.1	1547.4 51.0
指定区間	1944.0	29.9 1.5	61.6 3.2	102.4 5.3	196.2 10.1	350.5 18.0	1203.4 61.9
指定区間外	1091.3	37.2 3.4	69.0 6.3	130.3 11.9	249.7 22.9	261.1 23.9	344.0 31.5
都道府県道	2935.2	128.9 4.4	207.7 7.1	317.7 10.8	466.8 15.9	497.2 16.9	1317.0 44.9
主要地方道	1319.0	61.7 4.7	101.5 7.7	163.8 12.4	238.8 18.1	262.8 19.9	490.4 37.2
一般都道府県道	1616.2	67.2 4.2	106.2 6.6	153.8 9.5	228.0 14.1	234.4 14.5	826.7 51.1
市町村道	3928.3	483.7 12.3	681.2 17.3	832.3 21.2	862.3 22.0	546.3 13.9	522.4 13.3
一般道路計	9898.8	679.8 6.9	1019.5 10.3	1382.6 14.0	1775.0 17.9	1655.1 16.7	3386.9 34.2
合計	11551.3	688.5 6.0	1043.5 9.0	1450.9 12.6	1888.6 16.3	1929.8 16.7	4550.0 39.4

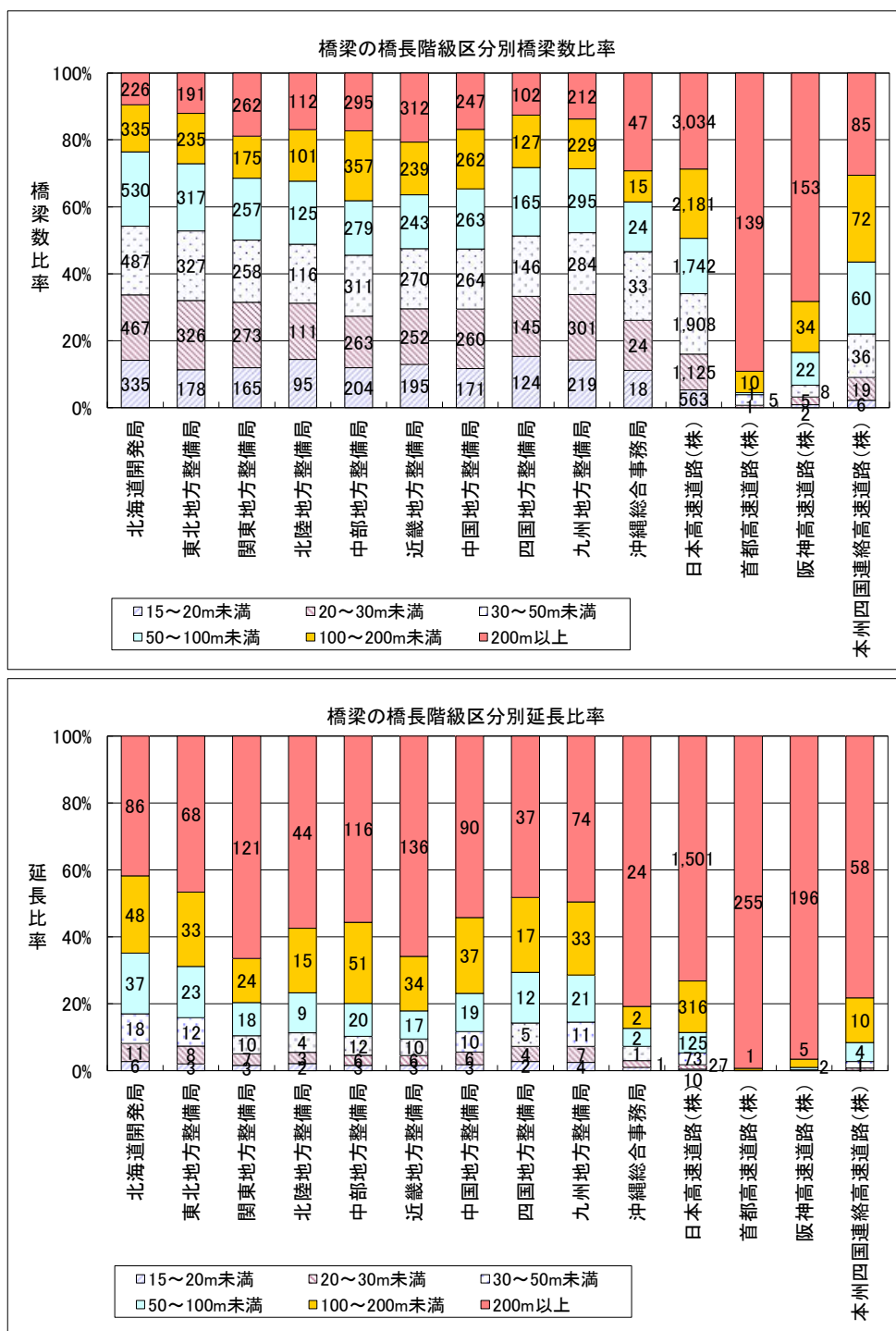
出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

（注）1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

② 管理機関別



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁 (R3.3.31時点)」より集計

(注) 1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

4. 日本高速道路(株)の数値は、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)のそれぞれの数値を合計した値。

橋長階級区分別の橋梁数比率（管理機関別）

管理機関	合計 橋梁数	(単位: 上段: 橋, 下段: %)					
		15～20m 未満	20～30m 未満	30～50m 未満	50～100m 未満	100～200m 未満	200m 以上
		橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率
北海道開発局	2,380	335 14.1	467 19.6	487 20.5	530 22.3	335 14.1	226 9.5
東北地方整備局	1,574	178 11.3	326 20.7	327 20.8	317 20.1	235 14.9	191 12.1
関東地方整備局	1,390	165 11.9	273 19.6	258 18.6	257 18.5	175 12.6	262 18.8
北陸地方整備局	660	95 14.4	111 16.8	116 17.6	125 18.9	101 15.3	112 17.0
中部地方整備局	1,709	204 11.9	263 15.4	311 18.2	279 16.3	357 20.9	295 17.3
近畿地方整備局	1,511	195 12.9	252 16.7	270 17.9	243 16.1	239 15.8	312 20.6
中国地方整備局	1,467	171 11.7	260 17.7	264 18.0	263 17.9	262 17.9	247 16.8
四国地方整備局	809	124 15.3	145 17.9	146 18.0	165 20.4	127 15.7	102 12.6
九州地方整備局	1,540	219 14.2	301 19.5	284 18.4	295 19.2	229 14.9	212 13.8
沖縄総合事務局	161	18 11.2	24 14.9	33 20.5	24 14.9	15 9.3	47 29.2
日本高速道路(株)	10,553	563 5.3	1,125 10.7	1,908 18.1	1,742 16.5	2,181 20.7	3,034 28.8
首都高速道路(株)	156	0 0.0	1 0.6	5 3.2	1 0.6	10 6.4	139 89.1
阪神高速道路(株)	224	2 0.9	5 2.2	8 3.6	22 9.8	34 15.2	153 68.3
本州四国連絡高速道路(株)	278	6 2.2	19 6.8	36 12.9	60 21.6	72 25.9	85 30.6
合計	24,412	2,275 9.3	3,572 14.6	4,453 18.2	4,323 17.7	4,372 17.9	5,417 22.2

橋長階級区分別の橋梁延長比率（管理機関別）

管理機関	合計 延長	(単位: 上段: km, 下段: %)					
		15～20m 未満	20～30m 未満	30～50m 未満	50～100m 未満	100～200m 未満	200m 以上
		延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率
北海道開発局	206.8	5.7 2.8	11.0 5.3	18.5 8.9	37.4 18.1	47.8 23.1	86.3 41.7
東北地方整備局	146.7	3.0 2.1	7.8 5.3	12.4 8.5	22.5 15.4	32.6 22.2	68.3 46.6
関東地方整備局	182.6	2.8 1.5	6.5 3.6	9.8 5.4	18.1 9.9	24.1 13.2	121.3 66.4
北陸地方整備局	76.3	1.6 2.1	2.6 3.4	4.4 5.8	9.2 12.0	14.6 19.2	43.8 57.4
中部地方整備局	208.5	3.4 1.6	6.2 3.0	11.9 5.7	20.5 9.8	50.6 24.3	116.0 55.6
近畿地方整備局	206.5	3.3 1.6	6.0 2.9	10.4 5.0	17.3 8.4	33.7 16.3	135.9 65.8
中国地方整備局	165.0	2.9 1.8	6.3 3.8	10.2 6.2	18.7 11.3	37.4 22.6	89.6 54.3
四国地方整備局	77.5	2.1 2.7	3.5 4.5	5.5 7.1	11.7 15.1	17.4 22.4	37.3 48.2
九州地方整備局	149.2	3.7 2.5	7.2 4.8	10.8 7.3	21.0 14.0	32.7 21.9	73.9 49.5
沖縄総合事務局	30.1	0.3 1.0	0.6 1.9	1.3 4.2	1.6 5.4	2.0 6.5	24.3 80.8
日本高速道路(株)	2,052.0	9.7 0.5	27.3 1.3	73.1 3.6	124.7 6.1	316.3 15.4	1,500.9 73.1
首都高速道路(株)	257.2	0.0 0.0	0.0 0.0	0.2 0.1	0.1 0.0	1.5 0.6	255.4 99.3
阪神高速道路(株)	202.5	0.0 0.0	0.1 0.1	0.3 0.2	1.6 0.8	4.9 2.4	195.6 96.6
本州四国連絡高速道路(株)	74.2	0.1 0.1	0.5 0.6	1.5 2.0	4.2 5.7	9.9 13.3	58.1 78.3
合計	4,035.2	38.7 1.0	85.4 2.1	170.2 4.2	308.6 7.6	625.4 15.5	2,806.9 69.6

出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

（注）1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

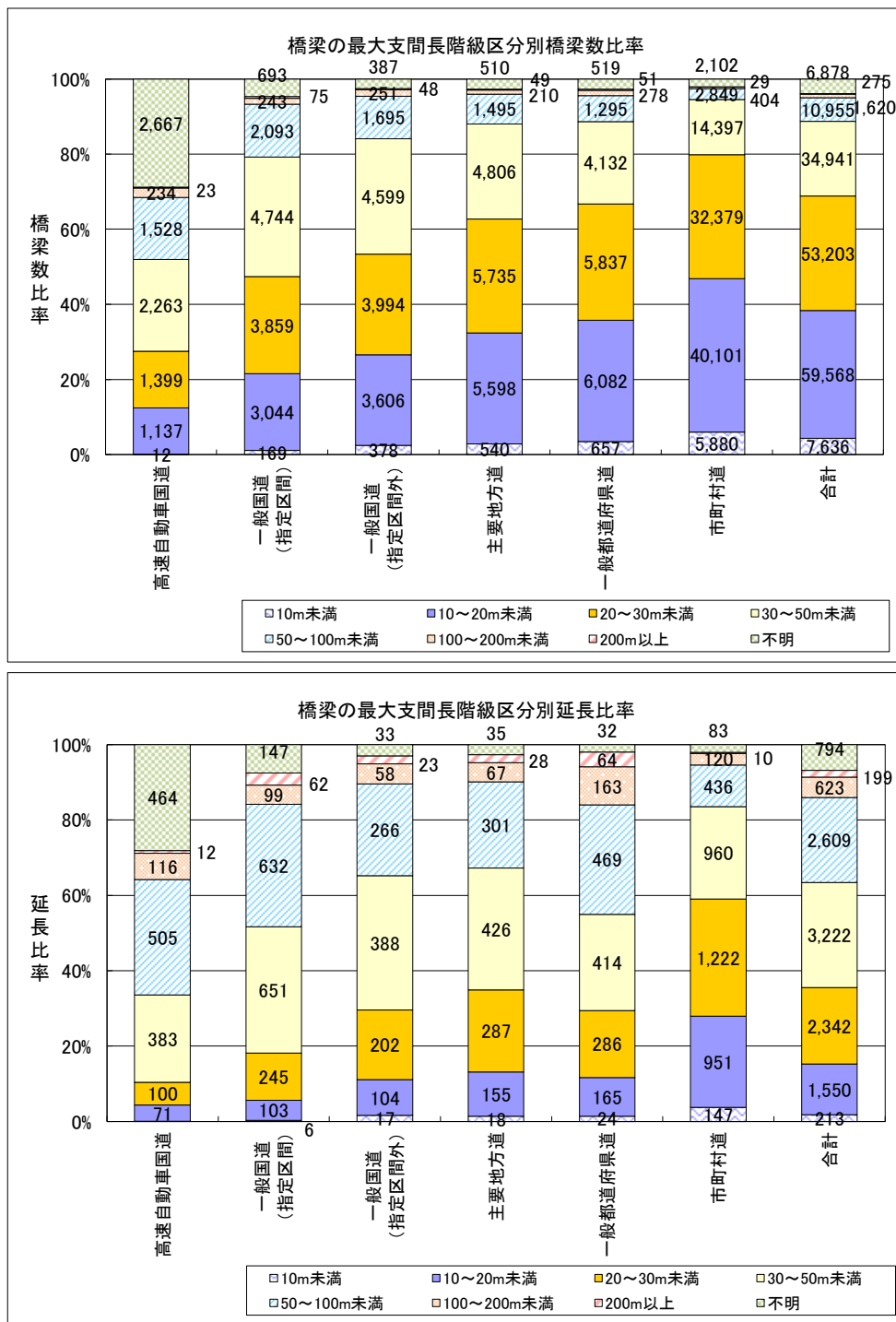
2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

4. 日本高速道路(株)の数値は、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)のそれぞれの数値を合計した値。

2.3.4 最大支間長階級区別の橋梁数比率・延長比率

① 道路種別別



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁 (R3.3.31時点)」より集計

(注) 1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

4. 最大支間長の項目が空白または0の場合は、最大支間長を不明として取り扱う。

最大支間長階級区分別の橋梁数比率（道路種別別）

（単位：上段：橋、下段：％）

道路種別	合計 橋梁数	10m 未満	10～20m 未満	20～30m 未満	30～50m 未満	50～100m 未満	100～200m 未満	200m以上	不明
		橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率
高速自動車国道	9,263	12 0.1	1,137 12.3	1,399 15.1	2,263 24.4	1,528 16.5	234 2.5	23 0.2	2,667 28.8
一般国道	29,878	547 1.8	6,650 22.3	7,853 26.3	9,343 31.3	3,788 12.7	494 1.7	123 0.4	1,080 3.6
指定区間	14,920	169 1.1	3,044 20.4	3,859 25.9	4,744 31.8	2,093 14.0	243 1.6	75 0.5	693 4.6
指定区間外	14,958	378 2.5	3,606 24.1	3,994 26.7	4,599 30.7	1,695 11.3	251 1.7	48 0.3	387 2.6
都道府県道	37,794	1,197 3.2	11,680 30.9	11,572 30.6	8,938 23.6	2,790 7.4	488 1.3	100 0.3	1,029 2.7
主要地方道	18,943	540 2.9	5,598 29.6	5,735 30.3	4,806 25.4	1,495 7.9	210 1.1	49 0.3	510 2.7
一般都道府県道	18,851	657 3.5	6,082 32.3	5,837 31.0	4,132 21.9	1,295 6.9	278 1.5	51 0.3	519 2.8
市町村道	98,141	5,880 6.0	40,101 40.9	32,379 33.0	14,397 14.7	2,849 2.9	404 0.4	29 0.0	2,102 2.1
一般道路計	165,813	7,624 4.6	58,431 35.2	51,804 31.2	32,678 19.7	9,427 5.7	1,386 0.8	252 0.2	4,211 2.5
合計	175,076	7,636 4.4	59,568 34.0	53,203 30.4	34,941 20.0	10,955 6.3	1,620 0.9	275 0.2	6,878 3.9

最大支間長階級区分別の橋梁延長（道路種別別）

（単位：上段：km、下段：％）

道路種別	合計 延長	10m 未満	10～20m 未満	20～30m 未満	30～50m 未満	50～100m 未満	100～200m 未満	200m以上	不明
		延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率
高速自動車国道	1652.5	0.5 0.0	71.4 4.3	100.5 6.1	382.8 23.2	505.0 30.6	115.8 7.0	12.3 0.7	464.2 28.1
一般国道	3035.3	23.1 0.8	207.0 6.8	446.6 14.7	1038.7 34.2	898.0 29.6	156.8 5.2	85.1 2.8	179.8 5.9
指定区間	1944.0	5.7 0.3	103.4 5.3	244.9 12.6	650.6 33.5	631.9 32.5	98.6 5.1	61.9 3.2	147.2 7.6
指定区間外	1091.3	17.4 1.6	103.7 9.5	201.7 18.5	388.1 35.6	266.2 24.4	58.2 5.3	23.2 2.1	32.6 3.0
都道府県道	2935.2	42.2 1.4	320.4 10.9	573.4 19.5	840.2 28.6	770.1 26.2	230.5 7.9	92.2 3.1	66.3 2.3
主要地方道	1319.0	18.5 1.4	155.4 11.8	287.0 21.8	426.4 32.3	301.4 22.9	67.2 5.1	28.3 2.1	34.8 2.6
一般都道府県道	1616.2	23.7 1.5	165.0 10.2	286.4 17.7	413.7 25.6	468.7 29.0	163.3 10.1	63.9 4.0	31.5 1.9
市町村道	3928.3	147.2 3.7	950.9 24.2	1221.6 31.1	960.0 24.4	435.7 11.1	119.8 3.0	9.8 0.3	83.3 2.1
一般道路計	9898.8	212.5 2.1	1478.3 14.9	2241.6 22.6	2838.9 28.7	2103.8 21.3	507.1 5.1	187.2 1.9	329.5 3.3
合計	11551.3	212.9 1.8	1549.7 13.4	2342.1 20.3	3221.8 27.9	2608.8 22.6	622.9 5.4	199.4 1.7	793.7 6.9

出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

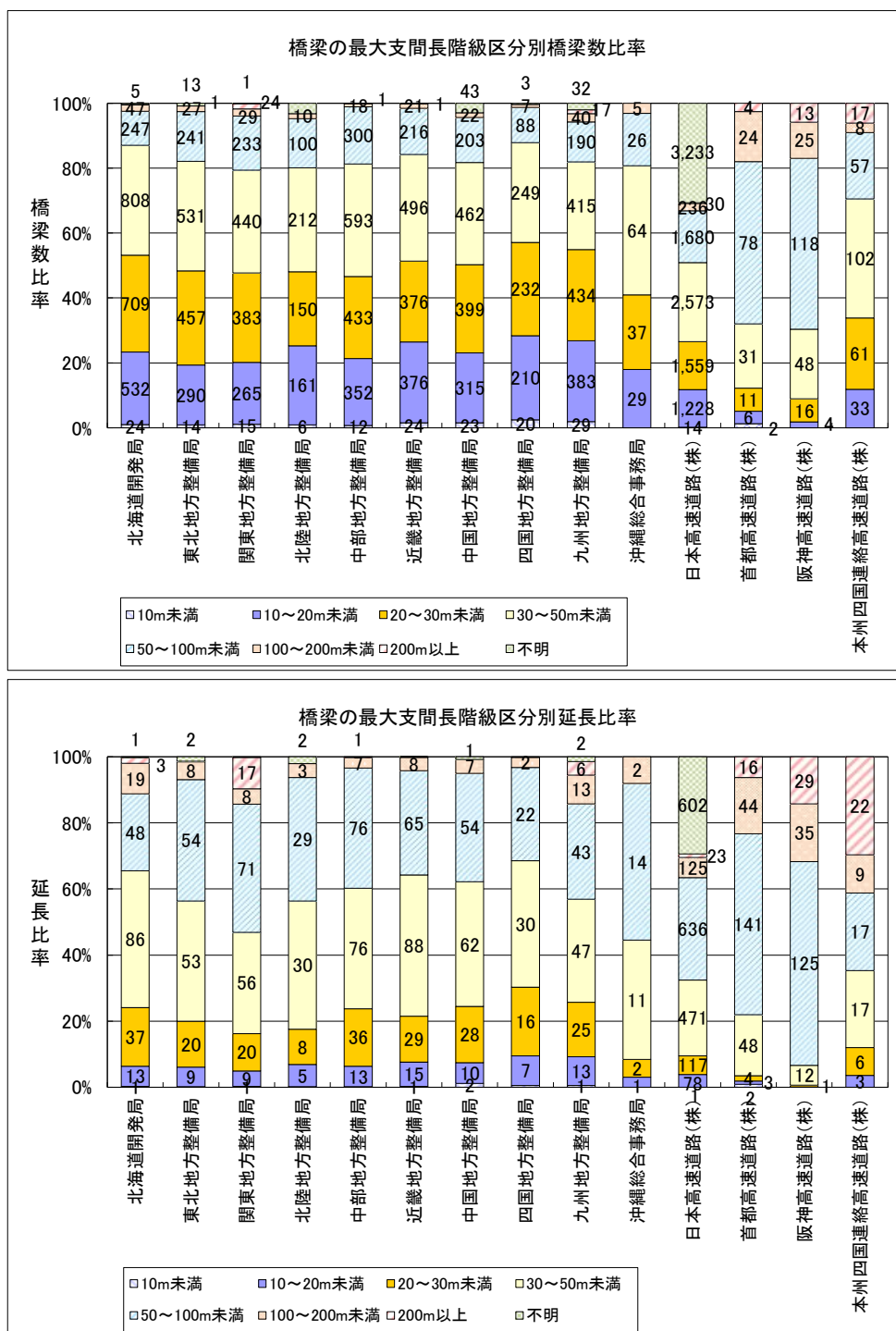
（注）1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

4. 最大支間長の項目が空白または0の場合は、最大支間長を不明として取り扱う。

② 管理機関別



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

（注）1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

4. 日本高速道路(株)の数値は、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)のそれぞれの数値を合計した値。

5. 最大支間長の項目が空白または0の場合は、最大支間長を不明として取り扱う。

最大支間長階級区分別の橋梁数比率（管理機関別）

(単位: 上部: 橋、下部: %)

管理機関	合計 橋梁数	10m 未満	10～20m 未満	20～30m 未満	30～50m 未満	50～100m 未満	100～200m 未満	200m以上	不明
		橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率	橋梁数 比率
北海道開発局	2,380	24 1.0	532 22.4	709 29.8	808 33.9	247 10.4	47 2.0	5 0.2	8 0.3
東北地方整備局	1,574	14 0.9	290 18.4	457 29.0	531 33.7	241 15.3	27 1.7	1 0.1	13 0.8
関東地方整備局	1,390	15 1.1	265 19.1	383 27.6	440 31.7	233 16.8	29 2.1	24 1.7	1 0.1
北陸地方整備局	660	6 0.9	161 24.4	150 22.7	212 32.1	100 15.2	10 1.5	0 0.0	21 3.2
中部地方整備局	1,709	12 0.7	352 20.6	433 25.3	593 34.7	300 17.6	18 1.1	1 0.1	0 0.0
近畿地方整備局	1,511	24 1.6	376 24.9	376 24.9	496 32.8	216 14.3	21 1.4	1 0.1	1 0.1
中国地方整備局	1,467	23 1.6	315 21.5	399 27.2	462 31.5	203 13.8	22 1.5	0 0.0	43 2.9
四国地方整備局	809	20 2.5	210 26.0	232 28.7	249 30.8	88 10.9	7 0.9	0 0.0	3 0.4
九州地方整備局	1,540	29 1.9	383 24.9	434 28.2	415 26.9	190 12.3	40 2.6	17 1.1	32 2.1
沖縄総合事務局	161	0 0.0	29 18.0	37 23.0	64 39.8	26 16.1	5 3.1	0 0.0	0 0.0
日本高速道路(株)	10,553	14 0.1	1,228 11.6	1,559 14.8	2,573 24.4	1,680 15.9	236 2.2	30 0.3	3,233 30.6
首都高速道路(株)	156	2 1.3	6 3.8	11 7.1	31 19.9	78 50.0	24 15.4	4 2.6	0 0.0
阪神高速道路(株)	224	0 0.0	4 1.8	16 7.1	48 21.4	118 52.7	25 11.2	13 5.8	0 0.0
本州四国連絡高速道路(株)	278	0 0.0	33 11.9	61 21.9	102 36.7	57 20.5	8 2.9	17 6.1	0 0.0
合計	24,412	183 0.7	4,184 17.1	5,257 21.5	7,024 28.8	3,777 15.5	519 2.1	113 0.5	3,355 13.7

最大支間長階級区分別の橋梁延長比率（管理機関別）

(単位: 上段: km、下段: %)

管理機関	合計 延長	10m 未満	10～20m 未満	20～30m 未満	30～50m 未満	50～100m 未満	100～200m 未満	200m以上	不明
		延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率
北海道開発局	206.8	0.5 0.3	12.6 6.1	36.7 17.7	85.7 41.4	48.1 23.3	19.0 9.2	3.5 1.7	0.6 0.3
東北地方整備局	146.7	0.3 0.2	8.7 5.9	20.4 13.9	53.4 36.4	53.8 36.7	7.9 5.4	0.2 0.1	2.1 1.4
関東地方整備局	182.6	0.5 0.3	8.6 4.7	20.5 11.2	56.0 30.7	70.8 38.8	8.4 4.6	17.5 9.6	0.3 0.2
北陸地方整備局	76.3	0.1 0.2	5.1 6.7	8.1 10.6	29.6 38.8	28.5 37.4	3.2 4.2	0.0 0.0	1.6 2.1
中部地方整備局	208.5	0.3 0.1	13.1 6.3	36.1 17.3	76.2 36.5	75.8 36.3	6.5 3.1	0.6 0.3	0.0 0.0
近畿地方整備局	206.5	0.6 0.3	15.1 7.3	28.6 13.9	88.3 42.8	65.1 31.5	8.5 4.1	0.3 0.1	0.0 0.0
中国地方整備局	165.0	1.9 1.2	10.4 6.3	28.0 17.0	62.4 37.8	54.1 32.8	6.9 4.2	0.0 0.0	1.3 0.8
四国地方整備局	77.5	0.5 0.6	6.9 8.9	16.1 20.8	29.6 38.2	21.9 28.2	2.4 3.1	0.0 0.0	0.2 0.2
九州地方整備局	149.2	0.8 0.5	13.0 8.7	24.6 16.5	46.5 31.2	43.0 28.8	13.0 8.7	6.1 4.1	2.2 1.5
沖縄総合事務局	30.1	0.0 0.0	0.9 3.0	1.6 5.4	10.9 36.1	14.3 47.4	2.4 8.1	0.0 0.0	0.0 0.0
日本高速道路(株)	2,052.0	0.7 0.0	77.7 3.8	116.6 5.7	470.9 22.9	636.1 31.0	124.7 6.1	22.8 1.1	602.5 29.4
首都高速道路(株)	257.2	2.2 0.9	2.6 1.0	4.1 1.6	47.7 18.5	140.5 54.6	44.0 17.1	16.0 6.2	0.0 0.0
阪神高速道路(株)	202.5	0.0 0.0	0.2 0.1	1.1 0.6	12.2 6.0	124.8 61.6	35.2 17.4	29.0 14.3	0.0 0.0
本州四国連絡高速道路(株)	74.2	0.0 0.0	2.7 3.6	6.2 8.4	17.3 23.3	17.4 23.5	8.6 11.6	22.0 29.7	0.0 0.0
合計	4,035.2	8.4 0.2	177.5 4.4	348.8 8.6	1,086.6 26.9	1,394.3 34.6	290.7 7.2	118.0 2.9	610.8 15.1

出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

（注）1. 橋長15m以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合は1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

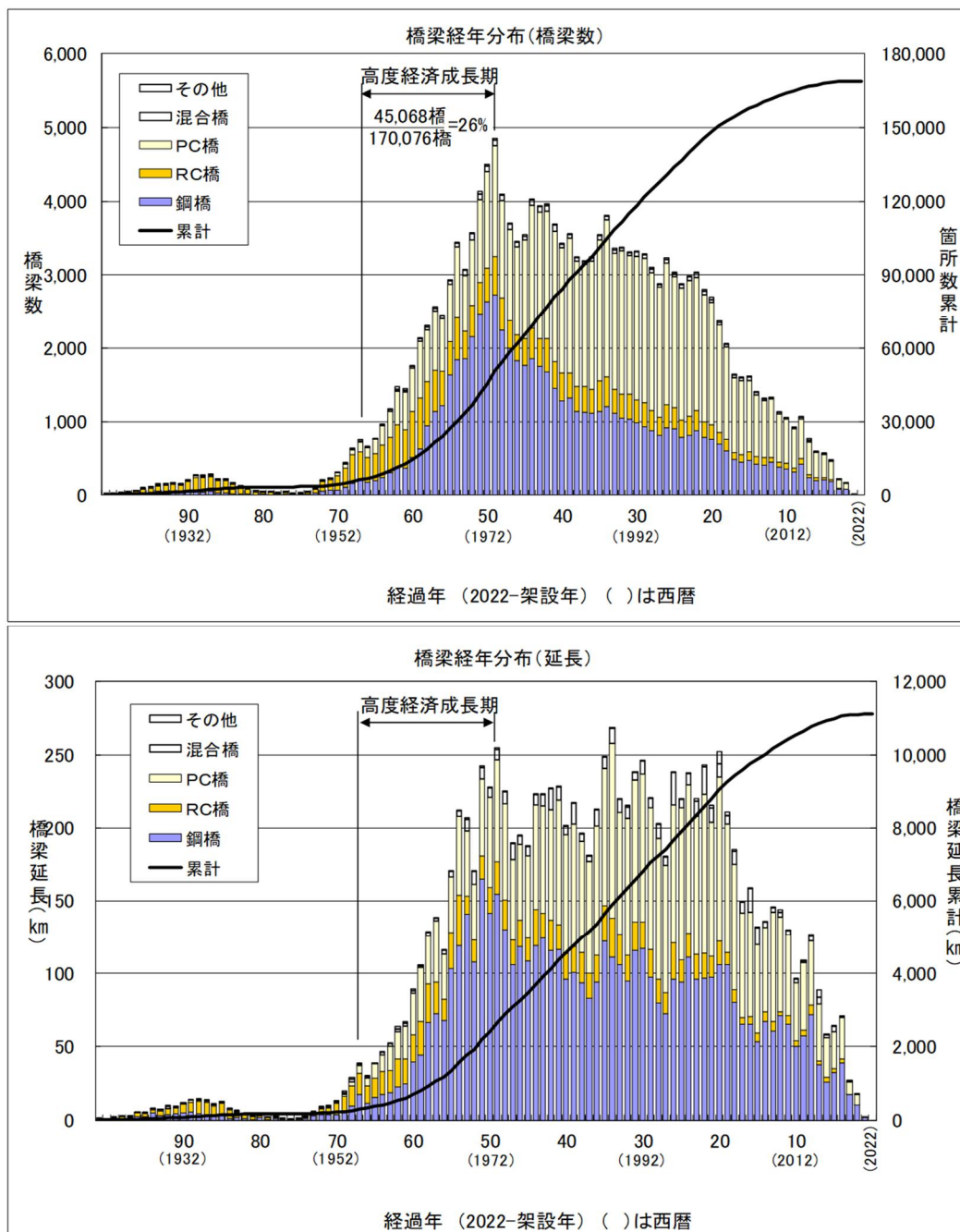
3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

4. 日本高速道路(株)の数値は、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)のそれぞれの数値を合計した値。

5. 最大支間長の項目が空白または0の場合は、最大支間長を不明として取り扱う。

2.3.5 橋梁（供用中）の経年分布

① 全種別



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁 (R3.3.31時点)」より集計

(注) 1. R3.3.31時点供用中の橋長15m以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合には1橋として集計（橋長の長い方のみを集計）。

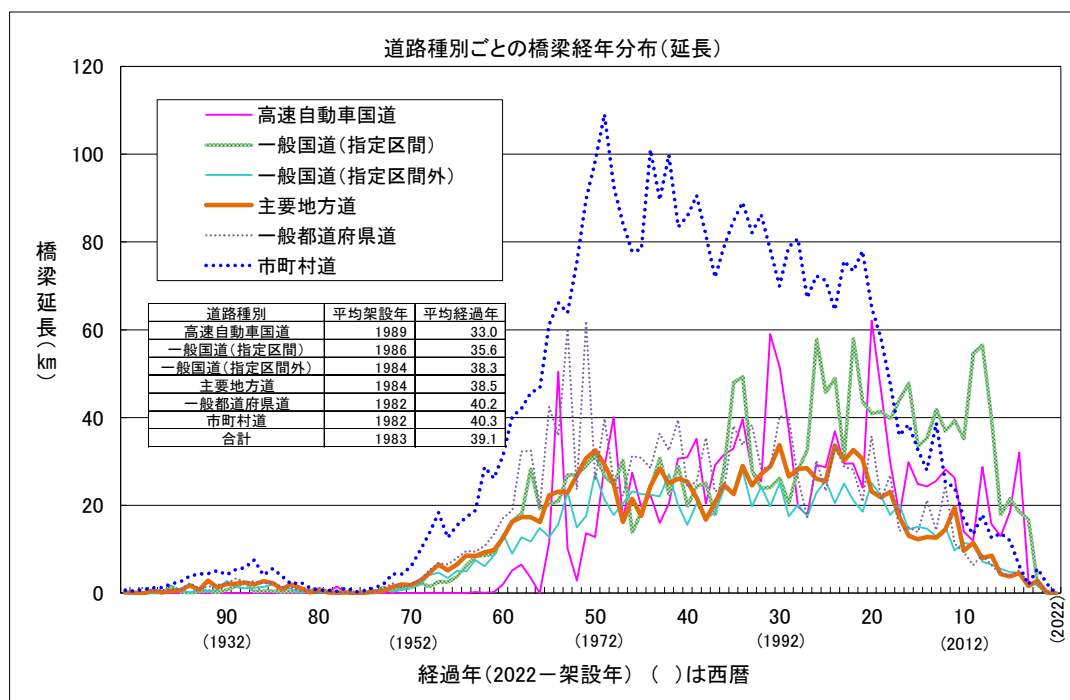
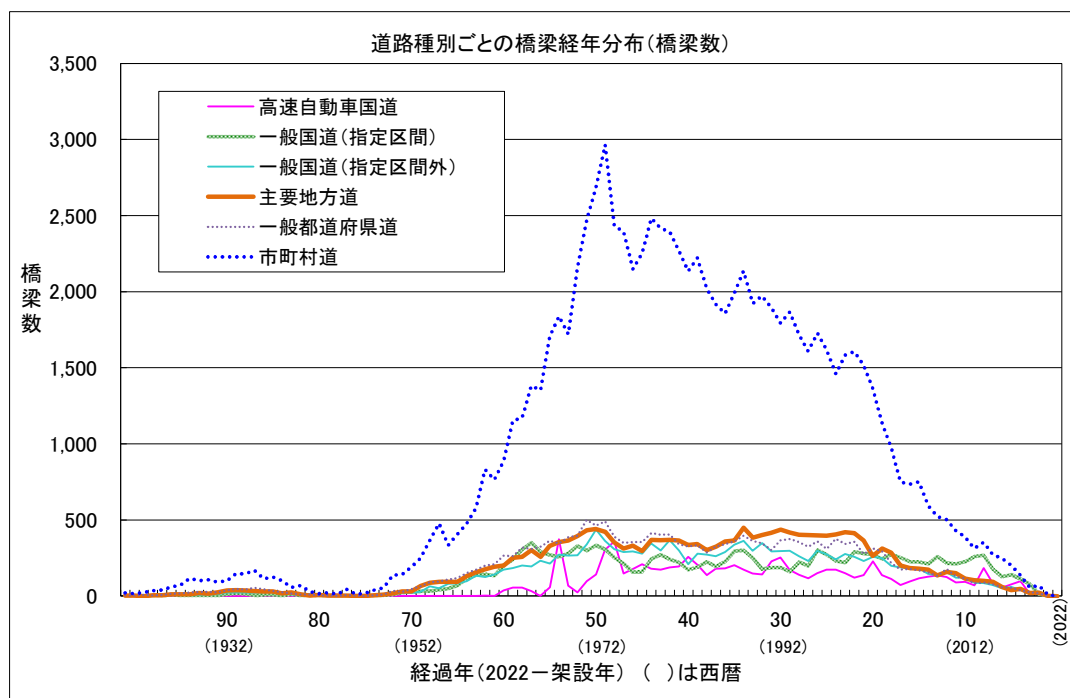
3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し市区町村ごとに1橋として取り扱う。

4. 建設年が1920年以前の橋梁はグラフのうち「橋梁延長・橋梁数（棒グラフ）」からは除外（延長9.6km、237箇所）（但し、「橋梁延長累計・橋梁数累計」には計上）。

5. 建設年が不明の橋梁はグラフからは除外（延長444.1km、6,312箇所）。

6. 本資料では高度経済成長期は1955年～1973年とした。

② 道路種別別



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁 (R3.3.31時点)」より集計

(注) 1. R3.3.31時点供用中の橋長15m以上の橋梁を対象。

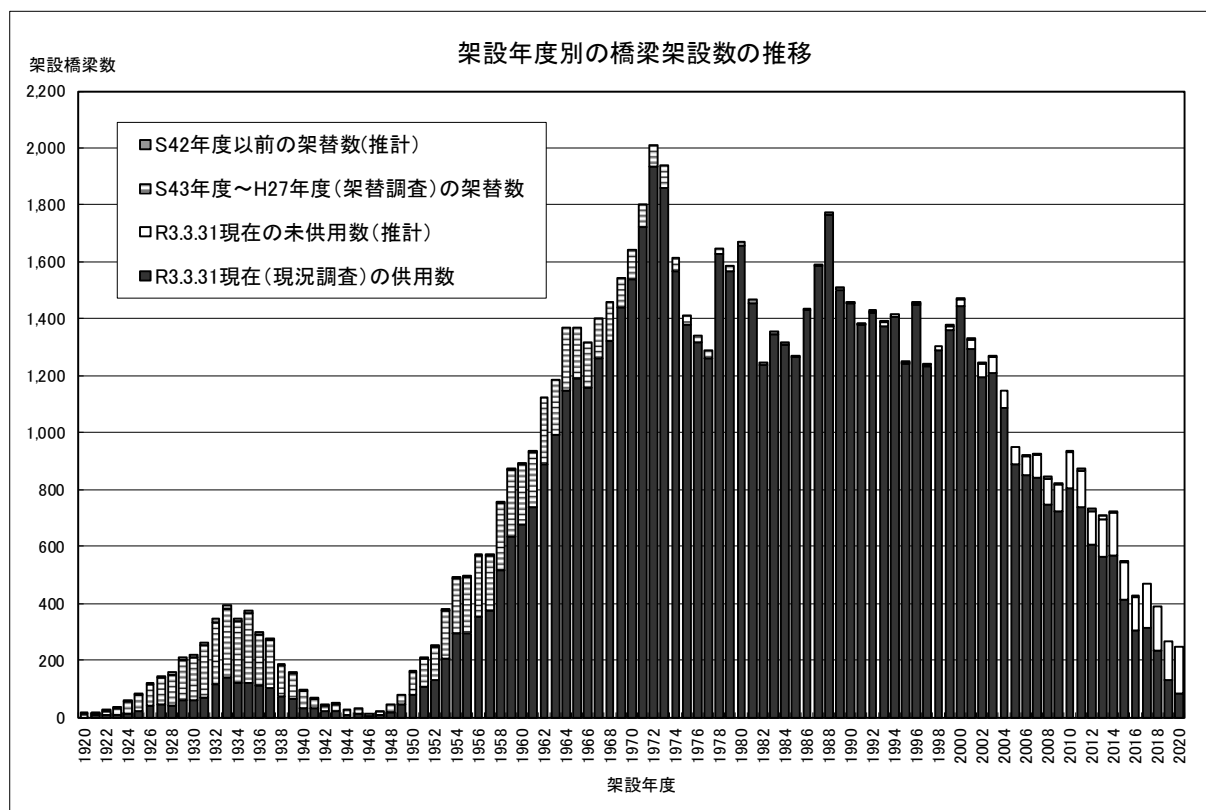
2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合には1橋として集計(橋長の長い方のみを集計)。

3. 高架橋で2市区町村以上にわたって設けられている場合は、桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに1橋として取り扱う。

4. 建設年が1920年以前の橋梁はグラフからは除外(延長9.6km、237箇所)。

5. 建設年が不明の橋梁はグラフからは除外(延長444.1km、6,312箇所)。

2.3.6 橋梁（架設数：推計値）の経年分布



○各橋梁数の集計方法

1. 未供用橋梁数の推計

推計方法：毎年の累計供用中橋梁数の前年に対する平均的な伸率を用いて推計

出典：国総研資料第444号、平成20年4月、「橋梁の架替に関する調査結果（Ⅳ）」

付録 橋梁架設数の推計

2. 架替済橋梁数

①調査結果（S43年度以降の架替済橋梁数）

出典：土研資料第2723号、平成元年1月、「橋梁の架替に関する調査結果（Ⅰ）」

土研資料第2864号、平成2年3月、「橋梁の架替に関する調査結果（Ⅱ）」

土研資料第3512号、平成9年10月、「橋梁の架替に関する調査結果（Ⅲ）」

国総研資料第444号、平成20年4月、「橋梁の架替に関する調査結果（Ⅳ）」

国総研資料第1112号、令和2年6月、「橋梁の架替に関する調査結果（Ⅴ）」

②推計値（S42年度以前の架替済橋梁数）

推計方法：S43年度以降の（H18.4.1時点の供用中橋梁数＋未供用橋梁数）と架替調査結果をもとに推計

出典：国総研資料第444号、平成20年4月、「橋梁の架替に関する調査結果（Ⅳ）」

付録 橋梁架設数の推計

3. 供用中橋梁数

出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5号様式 橋梁（R3.3.31時点）」

（注）1. 橋長 15m 以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合にはそれぞれを1橋として集計。

3. 対象は一般国道、都道府県の鋼橋、コンクリート橋、PC橋、鋼とRC又はPCとの混合橋（道路公社、高速道路株式会社が管理する橋梁は除く）とする。

4. 建設年が1920年以前または不明の橋梁は、グラフから除外。

架設年度別の橋梁架設数

年度	R3.3.31現在 (現況調査) の供用数	R3.3.31現在 の未供用 数(推計)	S43年度～H27 年度(架替調 査)の架替数	S42年度以 前の架替数 (推計)	推計橋梁 架設数
1920	1	0	11	1	13
1921	7	0	7	1	15
1922	6	0	18	2	26
1923	10	0	21	2	33
1924	12	0	45	3	60
1925	22	0	55	4	81
1926	41	0	75	6	122
1927	45	0	94	7	146
1928	41	0	110	8	159
1929	61	0	142	9	212
1930	61	0	149	10	220
1931	70	0	182	11	263
1932	116	0	217	13	346
1933	138	0	243	14	395
1934	122	0	215	11	348
1935	121	0	243	12	376
1936	111	0	179	9	299
1937	101	0	171	7	279
1938	76	0	107	5	188
1939	66	0	86	3	155
1940	31	0	61	2	94
1941	31	0	36	1	68
1942	23	0	19	1	43
1943	22	0	25	1	48
1944	10	0	15	0	25
1945	11	0	20	0	31
1946	4	0	7	0	11
1947	10	0	14	0	24
1948	16	0	30	0	46
1949	45	0	35	0	80
1950	79	0	82	1	162
1951	105	0	102	1	208
1952	131	0	119	1	251
1953	206	0	170	1	377
1954	296	0	194	1	491
1955	295	0	197	1	493
1956	353	0	218	1	572
1957	375	0	193	1	569
1958	517	0	237	1	755
1959	636	0	234	1	871
1960	676	0	214	1	891
1961	737	0	192	1	930
1962	888	0	236	0	1,124
1963	991	0	196	0	1,187
1964	1,147	0	221	0	1,368
1965	1,188	0	180	0	1,368
1966	1,159	0	158	0	1,317
1967	1,262	0	139	0	1,401
1968	1,323	0	135	0	1,458
1969	1,441	0	104	0	1,545
1970	1,538	0	104	0	1,642

年度	R3.3.31現在 (現況調査) の供用数	R3.3.31現在 の未供用 数(推計)	S43年度～H27 年度(架替調 査)の架替数	S42年度以 前の架替数 (推計)	推計橋梁 架設数
1971	1,721	0	81	0	1,802
1972	1,932	0	78	0	2,010
1973	1,859	0	78	0	1,937
1974	1,567	0	47	0	1,614
1975	1,380	0	33	0	1,413
1976	1,316	0	26	0	1,342
1977	1,259	0	31	0	1,290
1978	1,626	0	23	0	1,649
1979	1,568	0	20	0	1,588
1980	1,657	0	14	0	1,671
1981	1,455	0	13	0	1,468
1982	1,238	0	8	0	1,246
1983	1,347	0	7	0	1,354
1984	1,308	0	9	0	1,317
1985	1,264	0	3	0	1,267
1986	1,431	0	6	0	1,437
1987	1,585	0	2	0	1,587
1988	1,767	0	7	0	1,774
1989	1,503	0	8	0	1,511
1990	1,455	1	3	0	1,459
1991	1,377	2	1	0	1,380
1992	1,420	3	3	0	1,426
1993	1,376	10	1	0	1,387
1994	1,406	8	0	0	1,414
1995	1,241	4	1	0	1,246
1996	1,448	5	1	0	1,454
1997	1,233	6	2	0	1,241
1998	1,291	11	0	0	1,302
1999	1,358	14	4	0	1,376
2000	1,445	24	3	0	1,472
2001	1,292	35	2	0	1,329
2002	1,194	46	3	0	1,243
2003	1,210	55	2	0	1,267
2004	1,086	62	0	0	1,148
2005	889	61	0	0	950
2006	849	69	2	0	920
2007	841	83	2	0	926
2008	748	87	9	0	844
2009	723	96	4	0	823
2010	806	124	8	0	938
2011	736	127	12	0	875
2012	604	121	10	0	735
2013	565	132	13	0	710
2014	568	151	5	0	724
2015	413	132	6	0	551
2016	304	119	6	0	429
2017	315	153	0	0	468
2018	234	154	0	0	388
2019	133	132	0	0	265
2020	83	168	0	0	251
合計	74,200	2,196	6,854	155	83,405

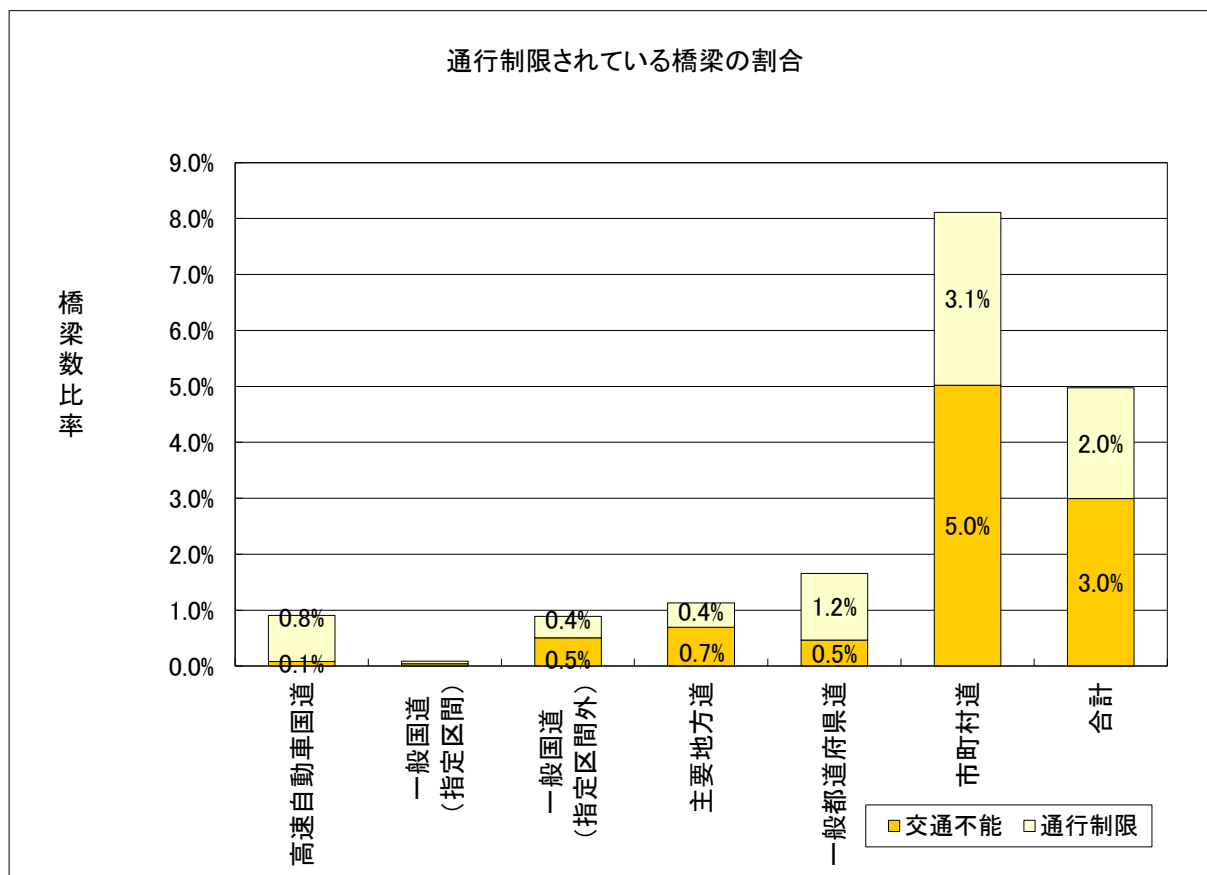
(注) 1. 橋長 15m 以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合にはそれぞれを1橋として集計。

3. 対象は一般国道、都道府県の鋼橋、コンクリート橋、P C橋、鋼とRC又はP Cとの混合橋（道路公社、高速道路株式会社が管理する橋梁は除く）とする。

4. 建設年が1920年以前または不明の橋梁は、表から除外。

2.3.7 通行制限されている橋梁数比率



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

（注）1. 橋長 15m 以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が 1 箇所において上下線等、分離して架設されている場合には 1 橋として集計。（橋長の長い方のみを集計）
3. 対象は一般国道、都道府県の鋼橋、コンクリート橋、PC橋、鋼とRC又はPCとの混合橋（道路公社、高速道路株式会社が管理する橋梁は除く）とする。
4. 通行制限は、道路法第47条※の規定により通行荷重等の制限を設けているもの。
5. 通行状態が不明の橋梁（道路施設現況調査 第5-1号様式 において現況状況が空欄の橋梁）はグラフからは除外（25箇所）。

※道路法第47条第3項

道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によって安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。

通行制限されている橋梁数比率（道路種別別）

（単位：橋）

道路種別	橋梁数	交通不能		通行制限		安全		不明	
		橋梁数	率	橋梁数	率	橋梁数	率	橋梁数	率
高速自動車国道	9,263	8	0.1	76	0.8	9,179	99.1	0	0.0
一般国道	29,878	83	0.3	64	0.2	29,724	99.5	7	0.0
指定区間	14,920	7	0.0	7	0.0	14,906	99.9	0	0.0
指定区間外	14,958	76	0.5	57	0.4	14,818	99.1	7	0.0
都道府県道	37,794	220	0.6	306	0.8	37,265	98.6	3	0.0
主要地方道	18,943	132	0.7	82	0.4	18,729	98.9	0	0.0
一般都道府県道	18,851	88	0.5	224	1.2	18,536	98.3	3	0.0
市町村道	98,141	4,932	5.0	3,027	3.1	90,167	91.9	15	0.0
一般道路計	165,813	5,235	3.2	3,397	2.0	157,156	94.8	25	0.0
合計	175,076	5,243	3.0	3,473	2.0	166,335	95.0	25	0.0

出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

（注）1. 橋長 15m 以上の橋梁を対象。

2. 橋梁が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合には1橋として集計。（橋長の長い方のみを集計）

3. 対象は一般国道、都道府県の鋼橋、コンクリート橋、PC橋、鋼とRC又はPCとの混合橋（道路公社、高速道路株式会社が管理する橋梁は除く）とする。

4. 通行制限は、道路法第47条※の規定により通行荷重等の制限を設けているもの。

5. 通行状態が不明の橋梁（道路施設現況調査 第5-1号様式 において現況状況が空欄の橋梁）はグラフからは除外（25箇所）。

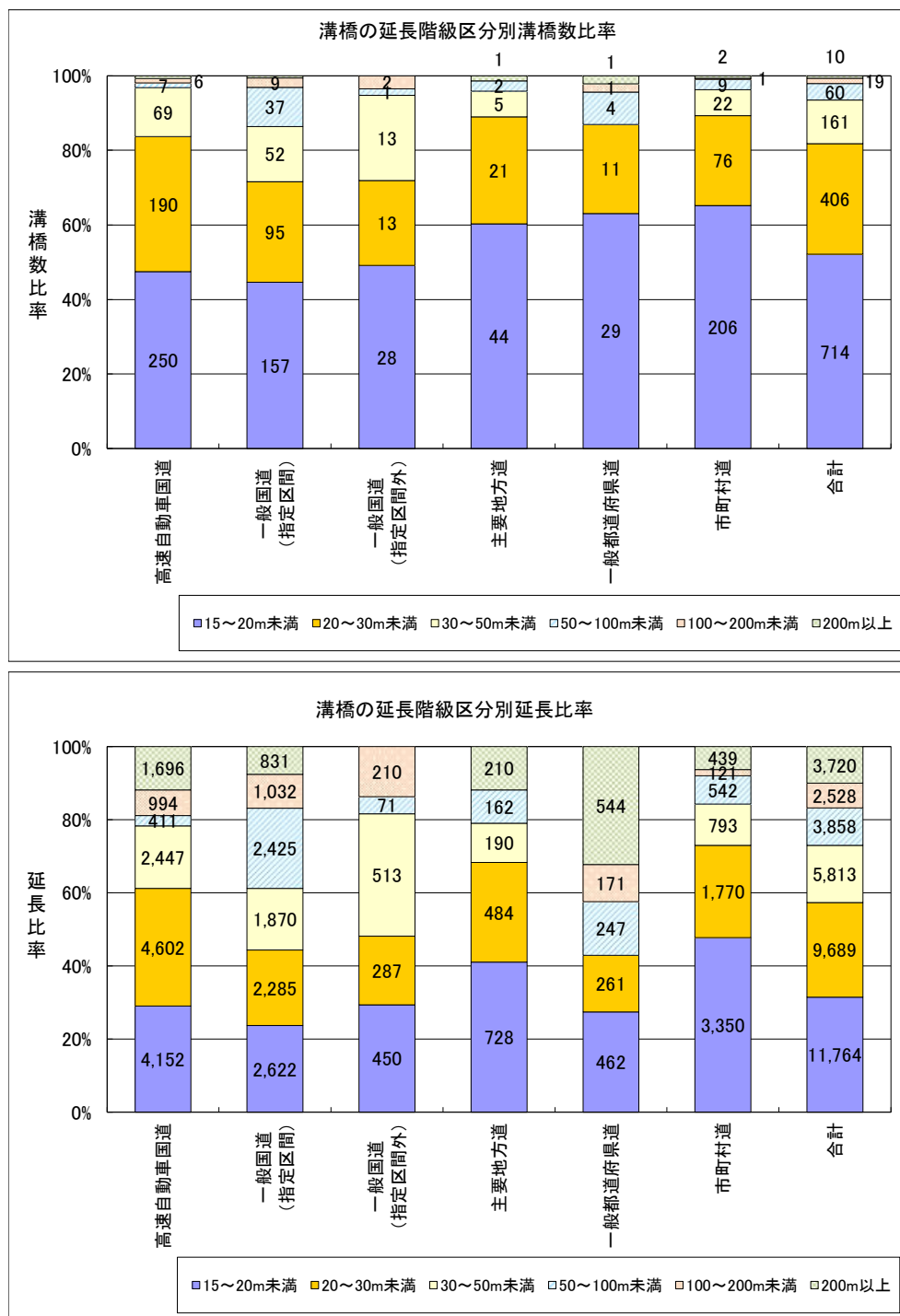
※道路法第47条第3項

道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によって安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。

2.4 溝橋の箇所数・延長の詳細

2.4.1 橋長階級区別の溝橋数比率・延長比率

① 道路種別別



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁 (R3.3.31時点)」より集計

(注) 1. 橋長15m以上の溝橋を対象。

2. 溝橋が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合には1橋として集計（延長の長い方のみを集計）。

橋長階級区分別の溝橋数比率（道路種別別）

（単位：上段：溝橋、下段：％）

道路種別	合計 溝橋数	15～20m 未満	20～30m 未満	30～50m 未満	50～100m 未満	100～200m 未満	200m 以上
		溝橋数 比率	溝橋数 比率	溝橋数 比率	溝橋数 比率	溝橋数 比率	溝橋数 比率
高速自動車国道	526	250 47.5	190 36.1	69 13.1	7 1.3	6 1.1	4 0.8
一般国道	409	185 45.2	108 26.4	65 15.9	38 9.3	11 2.7	2 0.5
指定区間	352	157 44.6	95 27.0	52 14.8	37 10.5	9 2.6	2 0.6
指定区間外	57	28 49.1	13 22.8	13 22.8	1 1.8	2 3.5	0 0.0
都道府県道	119	73 61.3	32 26.9	5 4.2	6 5.0	1 0.8	2 1.7
主要地方道	73	44 60.3	21 28.8	5 6.8	2 2.7	0 0.0	1 1.4
一般都道府県道	46	29 63.0	11 23.9	0 0.0	4 8.7	1 2.2	1 2.2
市町村道	316	206 65.2	76 24.1	22 7.0	9 2.8	1 0.3	2 0.6
一般道路計	844	464 55.0	216 25.6	92 10.9	53 6.3	13 1.5	6 0.7
合計	1,370	714 52.1	406 29.6	161 11.8	60 4.4	19 1.4	10 0.7

橋長階級区分別の溝橋延長比率（道路種別別）

（単位：上段：m、下段：％）

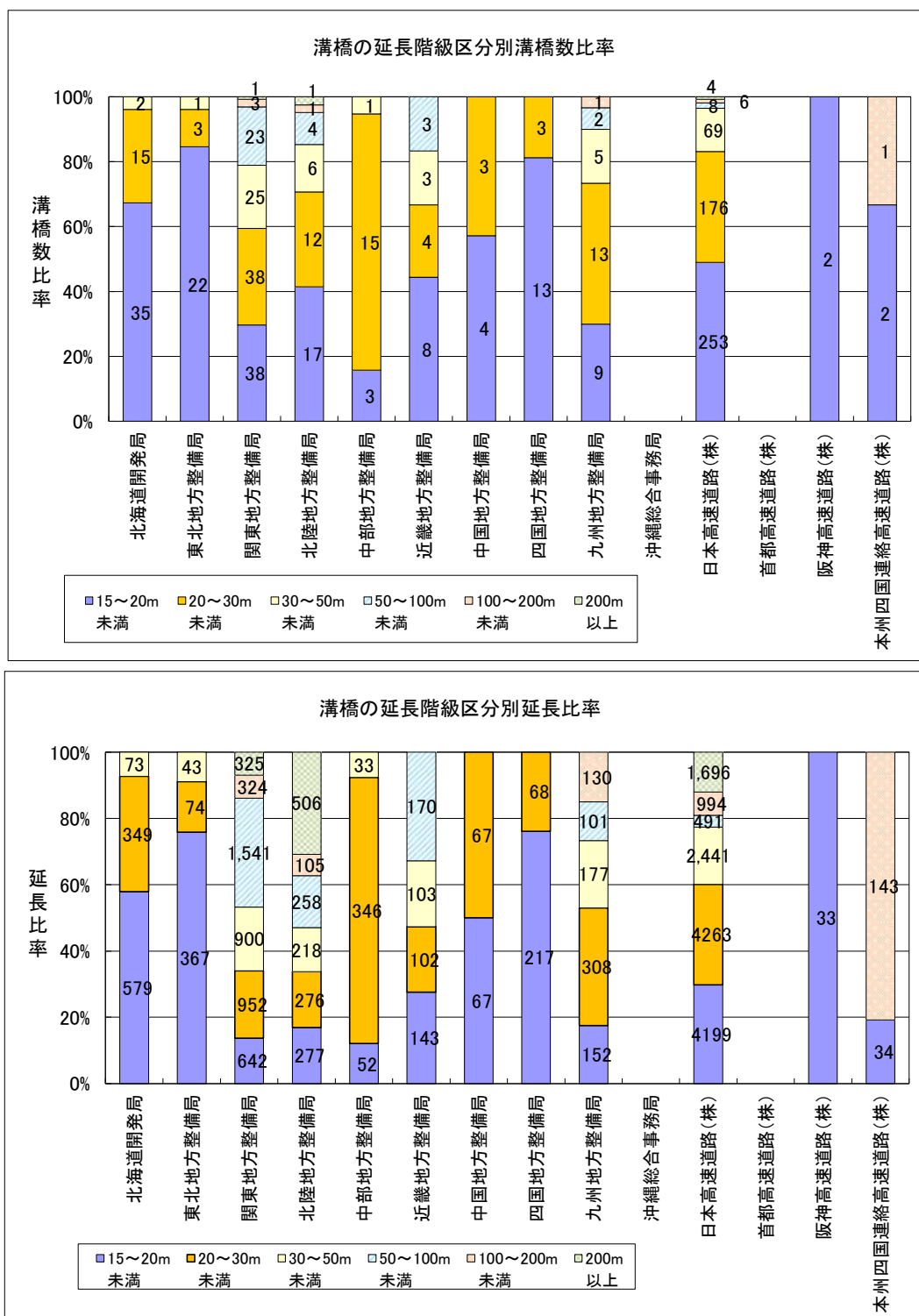
道路種別	合計 延長	15～20m 未満	20～30m 未満	30～50m 未満	50～100m 未満	100～200m 未満	200m 以上
		延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率	延長 比率
高速自動車国道	14,302.0	4,152.0 29.0	4,602.0 32.2	2,447.0 17.1	411.0 2.9	994.0 7.0	1,696.0 11.9
一般国道	12,596.0	3,072.0 24.4	2,572.0 20.4	2,383.0 18.9	2,496.0 19.8	1,242.0 9.9	831.0 6.6
指定区間	11,065.0	2,622.0 23.7	2,285.0 20.7	1,870.0 16.9	2,425.0 21.9	1,032.0 9.3	831.0 7.5
指定区間外	1,531.0	450.0 29.4	287.0 18.7	513.0 33.5	71.0 4.6	210.0 13.7	0.0 0.0
都道府県道	3,459.0	1,190.0 34.4	745.0 21.5	190.0 5.5	409.0 11.8	171.0 4.9	754.0 21.8
主要地方道	1,774.0	728.0 41.0	484.0 27.3	190.0 10.7	162.0 9.1	0.0 0.0	210.0 11.8
一般都道府県道	1,685.0	462.0 27.4	261.0 15.5	0.0 0.0	247.0 14.7	171.0 10.1	544.0 32.3
市町村道	7,015.0	3,350.0 47.8	1,770.0 25.2	793.0 11.3	542.0 7.7	121.0 1.7	439.0 6.3
一般道路計	23,070.0	7,612.0 33.0	5,087.0 22.1	3,366.0 14.6	3,447.0 14.9	1,534.0 6.6	2,024.0 8.8
合計	37,372.0	11,764.0 31.5	9,689.0 25.9	5,813.0 15.6	3,858.0 10.3	2,528.0 6.8	3,720.0 10.0

出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

（注）1. 橋長15m以上の溝橋を対象。

2. 溝橋が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合には1橋として集計（延長の長い方のみを集計）。

② 管理機関別



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁 (R3.3.31時点)」より集計

(注) 1. 橋長15m以上の溝橋を対象。

2. 溝橋が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合には1橋として集計（延長の長い方のみを集計）。

3. 日本高速道路(株)の数値は、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)のそれぞれの数値を合計した値。

橋長階級区分別の溝橋数（管理機関別）

管理機関	合計 溝橋数	(単位：上段：橋、下段：%)					
		15～20m	20～30m	30～50m	50～100m	100～200m	200m
		未満 溝橋数 比率	未満 溝橋数 比率	未満 溝橋数 比率	未満 溝橋数 比率	未満 溝橋数 比率	以上 溝橋数 比率
北海道開発局	52	35 67.3	15 28.8	2 3.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0
東北地方整備局	26	22 84.6	3 11.5	1 3.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0
関東地方整備局	128	38 29.7	38 29.7	25 19.5	23 18.0	3 2.3	1 0.8
北陸地方整備局	41	17 41.5	12 29.3	6 14.6	4 9.8	1 2.4	1 2.4
中部地方整備局	19	3 15.8	15 78.9	1 5.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
近畿地方整備局	18	8 44.4	4 22.2	3 16.7	3 16.7	0 0.0	0 0.0
中国地方整備局	7	4 57.1	3 42.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
四国地方整備局	16	13 81.3	3 18.8	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
九州地方整備局	30	9 30.0	13 43.3	5 16.7	2 6.7	1 3.3	0 0.0
沖縄総合事務局	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
日本高速道路(株)	516	253 49.0	176 34.1	69 13.4	8 1.6	6 1.2	4 0.8
首都高速道路(株)	0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
阪神高速道路(株)	2	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
本州四国連絡高速道路(株)	3	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0
合計	858	406 47.3	282 32.9	112 13.1	40 4.7	12 1.4	6 0.7

橋長階級区分別の溝橋延長（管理機関別）

管理機関	合計 延長	(単位：上段：m、下段：%)					
		15～20m	20～30m	30～50m	50～100m	100～200m	200m
		未満 延長 比率	未満 延長 比率	未満 延長 比率	未満 延長 比率	未満 延長 比率	以上 延長 比率
北海道開発局	1,001.0	579.0 57.8	349.0 34.9	73.0 7.3	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0
東北地方整備局	484.0	367.0 75.8	74.0 15.3	43.0 8.9	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0
関東地方整備局	4,684.0	642.0 13.7	952.0 20.3	900.0 19.2	1,541.0 32.9	324.0 6.9	325.0 6.9
北陸地方整備局	1,640.0	277.0 16.9	276.0 16.8	218.0 13.3	258.0 15.7	105.0 6.4	506.0 30.9
中部地方整備局	431.0	52.0 12.1	346.0 80.3	33.0 7.7	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0
近畿地方整備局	518.0	143.0 27.6	102.0 19.7	103.0 19.9	170.0 32.8	0.0 0.0	0.0 0.0
中国地方整備局	134.0	67.0 50.0	67.0 50.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0
四国地方整備局	285.0	217.0 76.1	68.0 23.9	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0
九州地方整備局	868.0	152.0 17.5	308.0 35.5	177.0 20.4	101.0 11.6	130.0 15.0	0.0 0.0
沖縄総合事務局	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0
日本高速道路(株)	14,084.0	4,199.0 29.8	4,263.0 30.3	2,441.0 17.3	491.0 3.5	994.0 7.1	1,696.0 12.0
首都高速道路(株)	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0
阪神高速道路(株)	33.0	33.0 100.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0
本州四国連絡高速道路(株)	177.0	34.0 19.2	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	143.0 80.8	0.0 0.0
合計	24,339.0	6,762.0 27.8	6,805.0 28.0	3,988.0 16.4	2,561.0 10.5	1,696.0 7.0	2,527.0 10.4

出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁（R3.3.31時点）」より集計

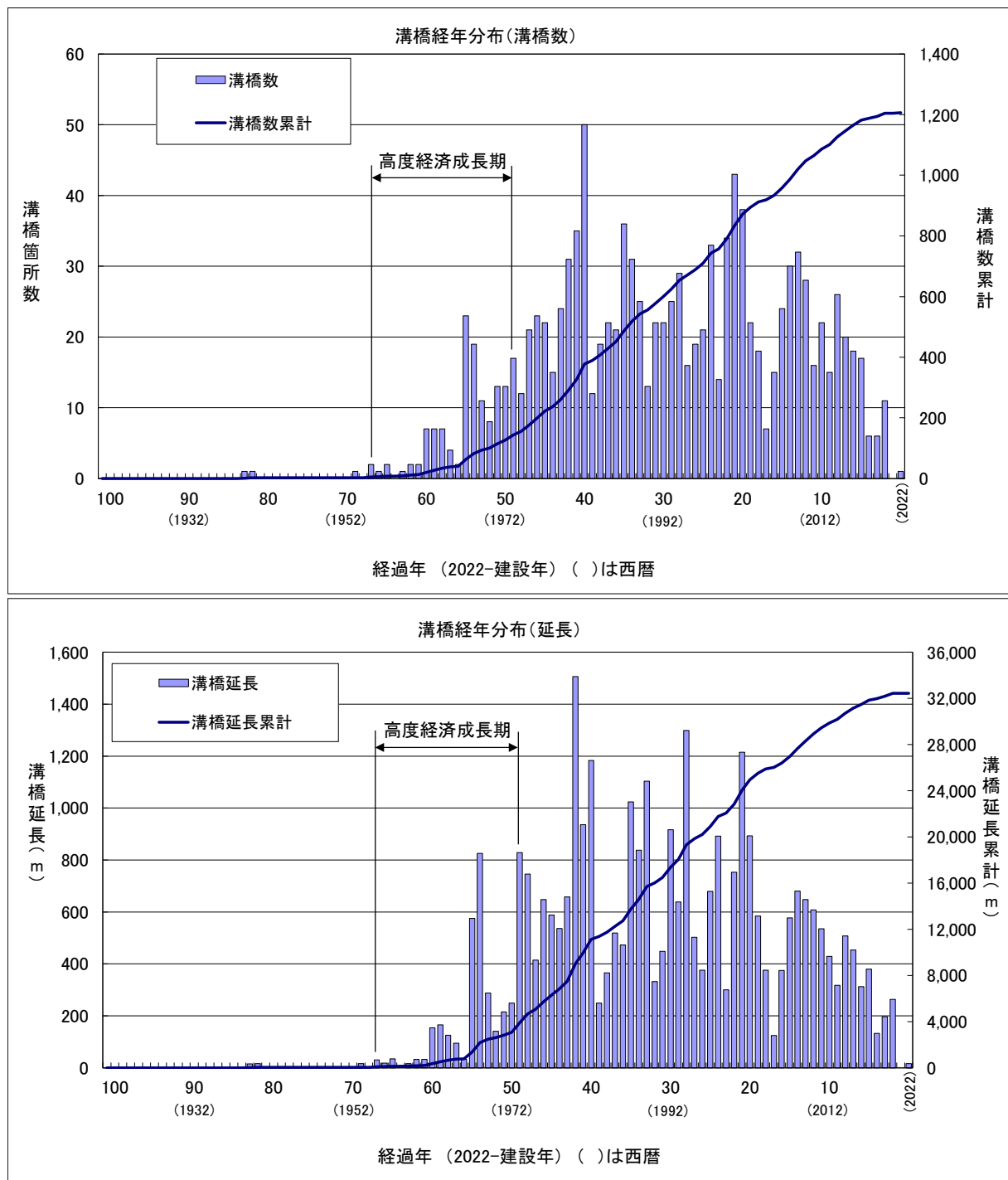
（注）1. 橋長15m以上の溝橋を対象。

2. 溝橋が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合には1橋として集計（延長の長い方のみを集計）。

3. 日本高速道路(株)の数値は、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)のそれぞれの数値を合計した値。

2.4.2 溝橋（供用中）の経年分布

① 全種別



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁 (R3.3.31時点)」より集計

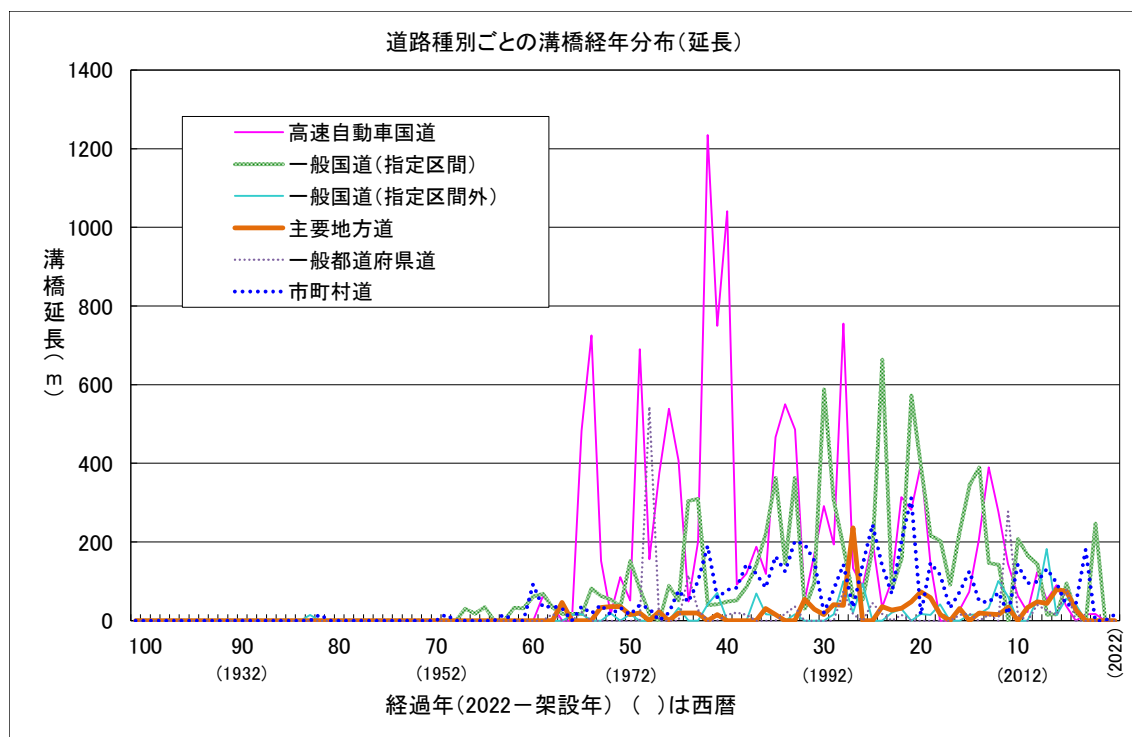
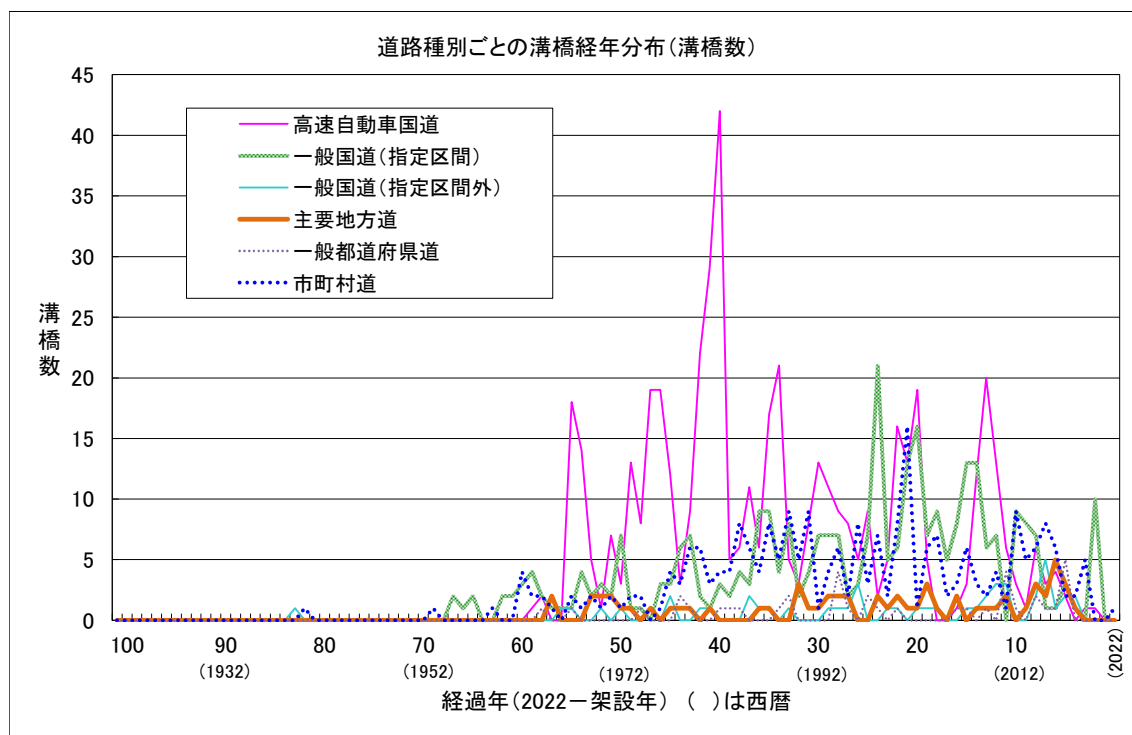
(注) 1. R3.3.31時点供用中の橋長15m以上の溝橋を対象。

2. 溝橋が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合には1橋として集計(延長の長い方のみを集計)。

3. 建設年が不明の溝橋はグラフからは除外(延長4,916m、164箇所)。

4. 本資料では高度経済成長期は1955年～1973年とした。

② 道路種別別



出典：国土交通省道路局「道路施設現況調査 第5-1号様式 橋梁 (R3.3.31時点)」より集計

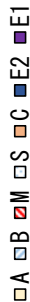
(注) 1. R3.3.31時点供用中の橋長15m以上の溝橋を対象。

2. 溝橋が1箇所において上下線等、分離して架設されている場合には1橋として集計(延長の長い方のみを集計)。

3. 建設年が不明の溝橋はグラフからは除外(延長4,916m、164箇所)。

3. どのような状態のストックを抱えているか

① 管理機関別



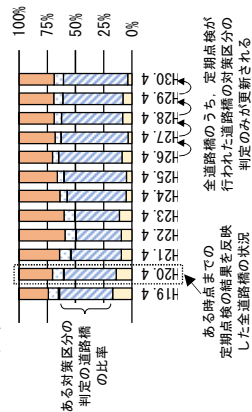
(注)1.直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～R5の各年度の4月時点における判定区分の判定の結果を集計した結果を示す。
2.対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
集計したデータの内容を表1に示す。

判定区分	集計単位	判定の内容
A	構修	構修を行う必要が無い。
B	B	状況に依じて補修を行う必要がある。
M	B	補修工事に対して対応する必要がある。
S	S	詳細調査の必要がある。
S1	S	詳細調査の必要がある。
C1	C	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
C	C	速やかに補修等を行う必要がある。
G	G	調査箇所との近接性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E1	E	調査箇所の安全性の観点から、緊急処置の必要がある。
E2	E	調査箇所の安全性の観点から、緊急処置の必要がある。

年度	H19. 4～H25. 4の期間	H26. 4～R5. 4の期間
テーマの内容	8地方整備局 (北海道開発局と沖縄総合事務局以外) (沖縄を含む) (沖縄を除く)	8地方整備局及び 北海道開発局、沖縄総合事務局 (沖縄を除く)

橋梁定期点検要領 (案)	平成16年3月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成31年3月	道路局 国道・技術課

橋梁定期点検要領 (案)	平成16年3月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成31年3月	道路局 国道・技術課



上組構造	上組構造
アーチ	主桁
アーチリブ	腐桁
補剛桁	腐桁
吊り材	床版
支柱	主構トラス
煙門構	上・下弦材
煙点	斜材・垂直材
吊り材のセンターリット固定部	煙門構

上部構造	
ラーメン	
主構(桁)	
主構(脚)	
斜構	
斜材	
塔柱	
外ケーブル	
ゲルバー部	
P0定着部	
格点	
コンクリート埋込部	

下部構造	
橋脚	
柱部・壁部	
梁部	
隅角部・接合部	
橋台	
胸壁	
堅壁	
翼壁	
基礎	
フーチング	

[illegible]

(注)1. 直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～R5の各年度の4月時点

3. 集計したデータの内容を表1に示す。

年度	H19. 4～H25. 4の期間	H26. 4～R5. 4の期間
テーマの内容	8地方整備局 (北海道開発局と中継総合事務局以外) (連携を要)	8地方整備局及び 北海道開発局、中継総合事務局 (連携を要)

また、橋梁定期点検要領(平成26年、平成31年)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分の判定の一覧を示す。

橋梁定期点検要領 (案)	平成16年3月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成31年3月	道路局国道・技術課

判定区分	集計単位	判定の内容
A	集計単位	補修を行う必要が無い。
B	B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	M	維持工事で対応する必要がある。
S2	S	道路調査の必要がある。
S1	S	道路調査の必要がある。
C1	C	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
C2	C	速やかに補修等を行う必要がある。
E2	E	相対的な安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E1	E	そのほか、緊急対応の必要がある。速やかに補修等を行う必要がある。

表4 主要部材

上部構造	アーチ
	アーチリブ
	補剛桁
	吊り材
	支柱
	橋門構
	格点
	張り材等のコンクリート張込部

	斜材・垂直材
	橋門構
	格点
	斜材・垂直材のコンクリート構造版。
主構トラス	上・下弦材
	斜材・垂直材
	橋門構
	格点
	斜材・垂直材のコンクリート構造版。
床版	
縦桁	
横桁	
上部構造	

ラーメン
主構(桁)
主構(脚)
斜長橋
斜材
塔柱
外ケール
ゲルバー部
PC定着部
格点
コンクリート埋込部

橋脚	
柱部・壁部	
梁部	
隅角部・接合部	
橋台	
胸壁	
堅壁	
翼壁	
基礎	ワーキング

ある区分の 平均の道路幅 の比率

道路種別	比率 (%)
130.4	130.4
129.4	129.4
128.4	128.4
127.4	127.4
126.4	126.4
125.4	125.4
123.4	123.4
122.4	122.4
121.4	121.4
120.4	120.4
119.4	119.4

る時点までの
検査の結果を反映
全道路橋の状況

対策区分の判定の区分比率(架設竣工年別)

年度统计		1930年以前		1931~1935		1936~1940		1941~1945		1946~1950		1951~1955		1956~1960		1961~1965		1966~1970		1971~1975		1976~1980		1981~1985		1986~1990		1991~1995		1996~2000		2001~2005		2006~2010		2011~2015		2016~2020		2021~2025		2026~2030		2031~2035		2036~2040		2041~2045		2046~2050		2051~2055		2056~2060		2061~2065		2066~2070		2071~2075		2076~2080		2081~2085		2086~2090		2091~2095		2096~2100		2101~2105		2106~2110		2111~2115		2116~2120		2121~2125		2126~2130		2131~2135		2136~2140		2141~2145		2146~2150		2151~2155		2156~2160		2161~2165		2166~2170		2171~2175		2176~2180		2181~2185		2186~2190		2191~2195		2196~2200		2201~2205		2206~2210		2211~2215		2216~2220		2221~2225		2226~2230		2231~2235		2236~2240		2241~2245		2246~2250		2251~2255		2256~2260		2261~2265		2266~2270		2271~2275		2276~2280		2281~2285		2286~2290		2291~2295		2296~2300		2301~2305		2306~2310		2311~2315		2316~2320		2321~2325		2326~2330		2331~2335		2336~2340		2341~2345		2346~2350		2351~2355		2356~2360		2361~2365		2366~2370		2371~2375		2376~2380		2381~2385		2386~2390		2391~2395		2396~2400		2401~2405		2406~2410		2411~2415		2416~2420		2421~2425		2426~2430		2431~2435		2436~2440		2441~2445		2446~2450		2451~2455		2456~2460		2461~2465		2466~2470		2471~2475		2476~2480		2481~2485		2486~2490		2491~2495		2496~2500		2501~2505		2506~2510		2511~2515		2516~2520		2521~2525		2526~2530		2531~2535		2536~2540		2541~2545		2546~2550		2551~2555		2556~2560		2561~2565		2566~2570		2571~2575		2576~2580		2581~2585		2586~2590		2591~2595		2596~2600		2601~2605		2606~2610		2611~2615		2616~2620		2621~2625		2626~2630		2631~2635		2636~2640		2641~2645		2646~2650		2651~2655		2656~2660		2661~2665		2666~2670		2671~2675		2676~2680		2681~2685		2686~2690		2691~2695		2696~2700		2701~2705		2706~2710		2711~2715		2716~2720		2721~2725		2726~2730		2731~2735		2736~2740		2741~2745		2746~2750		2751~2755		2756~2760		2761~2765		2766~2770		2771~2775		2776~2780		2781~2785		2786~2790		2791~2795		2796~2800		2801~2805		2806~2810		2811~2815		2816~2820		2821~2825		2826~2830		2831~2835		2836~2840		2841~2845		2846~2850		2851~2855		2856~2860		2861~2865		2866~2870		2871~2875		2876~2880		2881~2885		2886~2890		2891~2895		2896~2900		2901~2905		2906~2910		2911~2915		2916~2920		2921~2925		2926~2930		2931~2935		2936~2940		2941~2945		2946~2950		2951~2955		2956~2960		2961~2965		2966~2970		2971~2975		2976~2980		2981~2985		2986~2990		2991~2995		2996~3000		3001~3005		3006~3010		3011~3015		3016~3020		3021~3025		3026~3030		3031~3035		3036~3040		3041~3045		3046~3050		3051~3055		3056~3060		3061~3065		3066~3070		3071~3075		3076~3080		3081~3085		3086~3090		3091~3095		3096~3100		3101~3105		3106~3110		3111~3115		3116~3120		3121~3125		3126~3130		3131~3135		3136~3140		3141~3145		3146~3150		3151~3155		3156~3160		3161~3165		3166~3170		3171~3175		3176~3180		3181~3185		3186~3190		3191~3195		3196~3200		3201~3205		3206~3210		3211~3215		3216~3220		3221~3225		3226~3230		3231~3235		3236~3240		3241~3245		3246~3250		3251~3255		3256~3260		3261~3265		3266~3270		3271~3275		3276~3280		3281~3285		3286~3290		3291~3295		3296~3300		3301~3305		3306~3310		3311~3315		3316~3320		3321~3325		3326~3330		3331~3335		3336~3340		3341~3345		3346~3350		3351~3355		3356~3360		3361~3365		3366~3370		3371~3375		3376~3380		3381~3385		3386~3390		3391~3395		3396~3400		3401~3405		3406~3410		3411~3415		3416~3420		3421~3425		3426~3430		3431~3435		3436~3440		3441~3445		3446~3450		3451~3455		3456~3460		3461~3465		3466~3470		3471~3475		3476~3480		3481~3485		3486~3490		3491~3495		3496~3500		3501~3505		3506~3510		3511~3515		3516~3520		3521~3525		3526~3530		3531~3535		3536~3540		3541~3545		3546~3550		3551~3555		3556~3560		3561~3565		3566~3570		3571~3575		3576~3580		3581~3585		3586~3590		3591~3595		3596~3600		3601~3605		3606~3610		3611~3615		3616~3620		3621~3625		3626~3630		3631~3635		3636~3640		3641~3645		3646~3650		3651~3655		3656~3660		3661~3665		3666~3670		3671~3675		3676~3680		3681~3685		3686~3690		3691~3695		3696~3700		3701~3705		3706~3710		3711~3715		3716~3720		3721~3725		3726~3730		3731~3735		3736~3740		3741~3745		3746~3750		3751~3755		3756~3760		3761~3765		3766~3770		3771~3775		3776~3780		3781~3785		3786~3790		3791~3795		3796~3800		3801~3805		3806~3810		3811~3815		3816~3820		3821~3825		3826~3830		3831~3835		3836~3840		3841~3845		3846~3850		3851~3855		3856~3860		3861~3865		3866~3870		3871~3875		3876~3880		3881~3885		3886~3890		3891~3895		3896~3900		3901~3905		3906~3910		3911~3915		3916~3920		3921~3925		3926~3930		3931~3935		3936~3940		3941~3945		3946~3950		3951~3955		3956~3960		3961~3965		3966~3970		3971~3975		3976~3980		3981~3985		3986~3990		3991~3995		3996~4000		4001~4005		4006~4010		4011~4015		4016~4020		4021~4025		4026~4030		4031~4035		4036~4040		4041~4045		4046~4050		4051~4055		4056~4060		4061~4065		4066~4070		4071~4075		4076~4080		4081~4085		4086~4090		4091~4095		4096~4100		4101~4105		4106~4110		4111~4115		4116~4120		4121~4125		4126~4130		4131~4135		4136~4140		4141~4145		4146~4150		4151~4155		4156~4160		4161~4165		4166~4170		4171~4175		4176~4180		4181~4185		4186~4190		4191~4195		4196~4200		4201~4205		4206~4210		4211~4215		4216~4220		4221~4225		4226~4230		4231~4235		4236~4240		4241~4245		4246~4250		4251~4255		4256~4260		4261~4265		4266~4270		4271~4275		4276~4280		4281~4285		4286~4290		4291~4295		4296~4300		4301~4305		4306~4310		4311~4315		4316~4320		4321~4325		4326~4330		4331~4335		4336~4340		4341~4345		4346~4350		4351~4355		4356~4360		4361~4365		4366~4370		4371~4375		4376~4380		4381~4385		4386~4390		4391~4395		4396~4400		4401~4405		4406~4410		4411~4415		4416~4420		4421~4425		4426~4430		4431~4435		4436~4440		4441~4445		4446~4450		4451~4455		4456~4460		4461~4465		4466~4470		4471~4475		4476~4480		4481~4485		4486~4490		4491~4495		4496~4500		4501~4505		4506~4510		4511~4515		4516~4520		4521~4525		4526~4530		4531~4535		4536~4540		4541~4545		4546~4550		4551~4555		4556~4560		4561~4565		4566~4570		4571~4575		4576~4580		4581~4585		4586~4590		4591~4595		4596~4600		4601~4605		4606~4610		4611~4615		4616~4620		4621~4625		4626~4630		4631~4635		4636~4640		4641~4645		4646~4650		4651~4655		4656~4660		4661~4665		4666~4670		4671~4675		4676~4680		4681~4685		4686~4690		4691~4695		4696~4700		4701~4705		4706~4710		4711~4715		4716~4720		4721~4725		4726~4730		4731~4735		4736~4740		4741~4745		4746~4750		4751~4755		4756~4760		4761~4765		4766~4770		4771~4775		4776~4780		4781~4785		4786~4790		4791~4795		4796~4800		4801~4805		4806~4810		4811~4815		4816~4820		4821~4825		4826~4830		4831~4835		4836~4840		4841~4845		4846~4850		4851~4855		4856~4860		4861~4865		4866~4870		4871~4875		4876~4880		4881~4885		4886~4890		4891~4895		4896~4900		4901~4905		4906~4910		4911~4915		4916~4920		4921~4925		4926~4930		4931~4935		4936~4940		4941~4945		4946~4950		4951~4955		4956~4960		4961~4965		4966~4970		4971~4975		4976~4980		4981~4985		4986~4990		4991~4995		4996~5000		5001~5005		5006~5010		5011~5015		5016~5020		5021~5025		5026~5030		5031~5035		5036~5040		5041~5045		5046~5050		5051~5055		5056~5060		5061~5065		5066~5070		5071~5075		5076~5080		5081~5085		5086~5090		5091~5095		5096~5100		5101~5105		5106~5110		5111~5115		5116~5120		5121~5125		5126~5130		5131~5135		5136~5140		5141~5145		5146~5150		5151~5155		5156~5160		5161~5165		5166~5170		5171~5175		5176~5180		5181~5185		5186~5190		5191~5195		5196~5200		5201~5205		5206~5210		5211~5215		5216~5220		5221~5225		5226~5230		5231~5235		5236~5240		5241~5245		5246~5250		5251~5255		5256~5260		5261~5265		5266~5270		5271~5275		5276~5280		5281~5285		5286~5290		5291~5295		5296~5300		5301~5305		5306~5310		5311~5315		5316~5320		5321~5325		5326~5330		5331~5335		5336~5340		5341~5345		5346~5350		5351~5355		5356~5360		5361~5365		5366~5370		5371~5375		5376~5380		5381~5385		5386~5390		5391~5395		5396~5400		5401~5405		5406~5410		5411~5415		5416~5420		5421~5425		5426~5430		5431~5435		5436~5440		5441~5445		5446~5450		5451~5455		5456~5460		5461~5465		5466~5470		5471~5475		5476~5480		5481~5485		5486~5490		5491~5495		5496~5500		5501~5505		5506~5510		5511~5515		5516~5520		5521~5525		5526~5530		5531~5535		5536~5540		5541~5545		5546~5550		5551~5555		5556~5560		5561~5565	
------	--	---------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--

出典：橋梁管理カルテ（H19. 4～R5. 4）のデータ

- (注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～R5の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。
2. 対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
3. 集計したデータの内容を表1に示す。
- 表1 データの内容
- | 年度
データの
内容 | H19. 4～H25. 4の期間
8地方整備局
(北海道開発局、沖縄総合事務局以外)
(濃橋を除く) | H26. 4～R5. 4の期間
8地方整備局及び
北海道開発局、沖縄総合事務局
(濃橋を除く) |
|------------------|---|--|
|------------------|---|--|
4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。
集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。
表3に対策区分の判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領（案）平成16年3月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成26年6月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成31年3月	道路局 国道・技術課

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	集計単位 →H20. 4 H31. 4～	判定の内容
A	A	A
B	B	B
M	M	M
S2	S	S2
S1	S	S1
C1	C	C1
C2	E2	E2
E1	E1	E1

5. 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「損傷を放置しておくと橋の架け替えも必要になると想定される部材（橋梁定期点検要領（平成26年6月、道路局 国道・防災課））」であり、実際の定期点検を行う者が橋毎に主要部材を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために表4の部材を主要部材とみなして行う。たとえば、橋によっては表4に記載の部材以外にも主要部材として考慮されている場合や、表4に記載の部材でも主要部材として考慮されていない場合がある。

表4 主要部材

上部構造	下部構造
主桁	橋脚
橋桁	主橋（桁）
梁端	主橋（脚）
主橋トラス	斜張橋
上・下弦材	橋台
縦門構	脚壁
横門構	翼壁
橋点	基礎
材料・部材材のコンクリート強度部	基礎

■ グラフについて

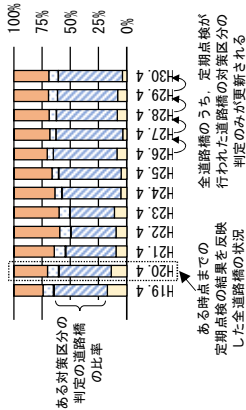


Figure 1: Comparison of the number of bridge components and the number of components per unit area. The chart is a horizontal bar chart showing the percentage of components for different materials and types across four categories: Main Structure, Deck, Abutment, and Pier. The Y-axis represents the percentage from 0% to 100%. The X-axis represents the number of components per unit area. The legend indicates: A (Yellow), B (Blue), C (White), D (Orange), E1 (Red), E2 (Green). The chart shows that the Main Structure and Deck categories have a high percentage of components, while the Abutment and Pier categories have a lower percentage. The Pier category shows a significant increase in the percentage of components for material A (Yellow) compared to the other categories.

1. 直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～R5の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果とする。

2. 対策区分の判定の結果は、全年度の道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が提示する。

集計したデータの内容を裏に示す。

年度	H19.4～H25.4の期間	H26.4～R5.4の期間
データの 内容	8地方整備局 (北海道開発局と中興総合事務局以外) (清純を含む)	8地方整備局及び 北海道開発局、中興総合事務局 (清純を除く)

- | | | | |
|--------------|---------|-----|--------|
| 橋梁定期点検要領 (案) | 平成16年3月 | 道路局 | 国道・防災課 |
| 橋梁定期点検要領 | 平成26年6月 | 道路局 | 国道・防災課 |
| 橋梁定期点検要領 | 平成31年3月 | 道路局 | 国道・技術課 |

区分	集社単位	制度の内容
A	A	増修を行う必要が無い。
B	B	水圧に依じて増修を行う必要がある。
C	C	維持工事等に対応する必要がある。
D	D	増修の必要がある。
E	E	詳細調査の必要がある。
F	F	詳細調査の必要がある。
G	G	予防保全の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
H	H	速やかに増修等を行う必要がある。
I	I	増修増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
J	J	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
K	K	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
L	L	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
M	M	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
N	N	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
O	O	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
P	P	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
Q	Q	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
R	R	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
S	S	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
T	T	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
U	U	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
V	V	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
W	W	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
X	X	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
Y	Y	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。
Z	Z	増設増設の必要性の観点から、速やかに増修等を行う必要がある。

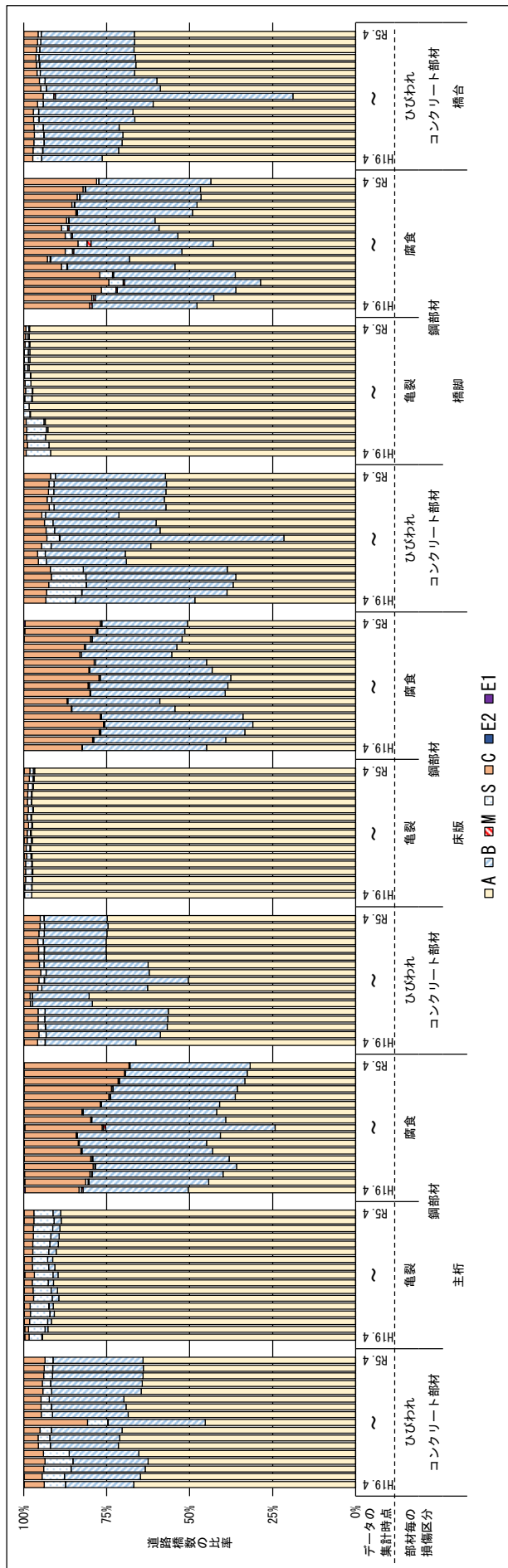
下部構造	
橋脚	
柱部・壁部	
梁部	
隅角部・接合部	
橋台	
胸壁	
堅壁	
翼壁	
基礎	
7-1-1-1	

Figure 1 is a stacked bar chart showing the ratio of road types for the 10 districts with the highest and lowest road ratios. The Y-axis represents the ratio from 0% to 100%. The X-axis lists districts: 最も多い道路比率の10地区 (10 districts with the highest road ratio) and 最も少ない道路比率の10地区 (10 districts with the lowest road ratio). The legend indicates: 一般道 (General Road, orange), 高速道路 (Expressway, blue), and 鉄道線 (Railway line, yellow).

地区	一般道 (%)	高速道路 (%)	鉄道線 (%)
最も多い道路比率の10地区	75	25	0
最も少ない道路比率の10地区	75	25	0

ある時点までの
定期点校の結果を反映
した全道路橋の状況
判定のみが更新される
全道路橋のうち、定期点校が
行われた道路橋の対策区分の

⑤ 損傷種類別



出典：橋梁管理カルテ (H19.4～R5.4) のデータ

- (注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～R5の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。
2. 対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
3. 集計したデータの内容を表1に示す。

表1 データの内容

年度	H19.4～H25.4の期間	H26.4～R5.4の期間
データの 内容	8地方整備局 (北海道開発局と沖縄総合事務局以外) (道橋を含む)	8地方整備局及び 北海道開発局、沖縄総合事務局 (道橋を除く)

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、部材ごとに最も緊急性の高い判定結果をその部材の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年、平成31年)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表3に対策区分の判定の一覧を示す。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領(案)	平成16年3月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成31年3月	道路局国道・技術課

表3 対策区分の判定の一覧

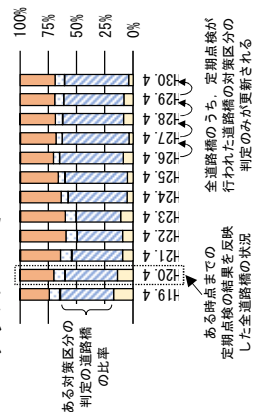
判定区分	集計単位	判定の内容
A	橋梁	補修を行う必要が無い。
B	橋梁	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	橋梁	補修工事や対応する必要がある。
S1	橋梁	補修工事の必要がある。
S2	橋梁	補修工事の必要がある。
S3	橋梁	補修工事の必要がある。
S4	橋梁	補修工事の必要がある。
S5	橋梁	補修工事の必要がある。
S6	橋梁	補修工事の必要がある。
S7	橋梁	補修工事の必要がある。
S8	橋梁	補修工事の必要がある。
S9	橋梁	補修工事の必要がある。
S10	橋梁	補修工事の必要がある。
S11	橋梁	補修工事の必要がある。
S12	橋梁	補修工事の必要がある。
S13	橋梁	補修工事の必要がある。
S14	橋梁	補修工事の必要がある。
S15	橋梁	補修工事の必要がある。
S16	橋梁	補修工事の必要がある。
S17	橋梁	補修工事の必要がある。
S18	橋梁	補修工事の必要がある。
S19	橋梁	補修工事の必要がある。
S20	橋梁	補修工事の必要がある。
S21	橋梁	補修工事の必要がある。
S22	橋梁	補修工事の必要がある。
S23	橋梁	補修工事の必要がある。
S24	橋梁	補修工事の必要がある。
S25	橋梁	補修工事の必要がある。
S26	橋梁	補修工事の必要がある。
S27	橋梁	補修工事の必要がある。
S28	橋梁	補修工事の必要がある。
S29	橋梁	補修工事の必要がある。
S30	橋梁	補修工事の必要がある。
S31	橋梁	補修工事の必要がある。
S32	橋梁	補修工事の必要がある。
S33	橋梁	補修工事の必要がある。
S34	橋梁	補修工事の必要がある。
S35	橋梁	補修工事の必要がある。
S36	橋梁	補修工事の必要がある。
S37	橋梁	補修工事の必要がある。
S38	橋梁	補修工事の必要がある。
S39	橋梁	補修工事の必要がある。
S40	橋梁	補修工事の必要がある。
S41	橋梁	補修工事の必要がある。
S42	橋梁	補修工事の必要がある。
S43	橋梁	補修工事の必要がある。
S44	橋梁	補修工事の必要がある。
S45	橋梁	補修工事の必要がある。
S46	橋梁	補修工事の必要がある。
S47	橋梁	補修工事の必要がある。
S48	橋梁	補修工事の必要がある。
S49	橋梁	補修工事の必要がある。
S50	橋梁	補修工事の必要がある。
S51	橋梁	補修工事の必要がある。
S52	橋梁	補修工事の必要がある。
S53	橋梁	補修工事の必要がある。
S54	橋梁	補修工事の必要がある。
S55	橋梁	補修工事の必要がある。
S56	橋梁	補修工事の必要がある。
S57	橋梁	補修工事の必要がある。
S58	橋梁	補修工事の必要がある。
S59	橋梁	補修工事の必要がある。
S60	橋梁	補修工事の必要がある。
S61	橋梁	補修工事の必要がある。
S62	橋梁	補修工事の必要がある。
S63	橋梁	補修工事の必要がある。
S64	橋梁	補修工事の必要がある。
S65	橋梁	補修工事の必要がある。
S66	橋梁	補修工事の必要がある。
S67	橋梁	補修工事の必要がある。
S68	橋梁	補修工事の必要がある。
S69	橋梁	補修工事の必要がある。
S70	橋梁	補修工事の必要がある。
S71	橋梁	補修工事の必要がある。
S72	橋梁	補修工事の必要がある。
S73	橋梁	補修工事の必要がある。
S74	橋梁	補修工事の必要がある。
S75	橋梁	補修工事の必要がある。
S76	橋梁	補修工事の必要がある。
S77	橋梁	補修工事の必要がある。
S78	橋梁	補修工事の必要がある。
S79	橋梁	補修工事の必要がある。
S80	橋梁	補修工事の必要がある。
S81	橋梁	補修工事の必要がある。
S82	橋梁	補修工事の必要がある。
S83	橋梁	補修工事の必要がある。
S84	橋梁	補修工事の必要がある。
S85	橋梁	補修工事の必要がある。
S86	橋梁	補修工事の必要がある。
S87	橋梁	補修工事の必要がある。
S88	橋梁	補修工事の必要がある。
S89	橋梁	補修工事の必要がある。
S90	橋梁	補修工事の必要がある。
S91	橋梁	補修工事の必要がある。
S92	橋梁	補修工事の必要がある。
S93	橋梁	補修工事の必要がある。
S94	橋梁	補修工事の必要がある。
S95	橋梁	補修工事の必要がある。
S96	橋梁	補修工事の必要がある。
S97	橋梁	補修工事の必要がある。
S98	橋梁	補修工事の必要がある。
S99	橋梁	補修工事の必要がある。
S100	橋梁	補修工事の必要がある。

5. 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「構造物を放置しておくことと橋の寿命に必要となる想定される部材(橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局 国道・防災課))」であり、実際の定期点検では定期点検を行う者が構造物に主要部材を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために表4の部材を主要部材とみなして行う。たとえば、橋によっては表4に記載の部材以外も主要部材として考慮されている場合や、表に記載の部材でも主要部材として考慮されていない場合がある。

表4 主要部材

上部構造	下部構造
主桁	橋脚
橋脚	主桁・壁部
橋脚	梁部
橋脚	隅角部・接合部
橋脚	橋台
橋脚	脚壁
橋脚	堅壁
橋脚	PC定置部
橋脚	橋脚
橋脚	基礎
橋脚	フーチング

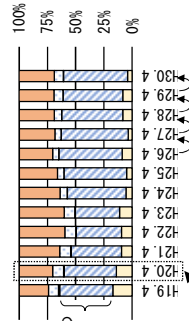
■ グラフについて



対策区分の判定の区分比率（損傷種類別）

[illegible][illegible][illegible]

■ドラフについて



直路橋のうち、定期点検が
つた道路橋の対策区分の
判定のみが更新される

表3 観測地域の判定の一覽

[illegible]

5. 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「橋幅を配置しおくと、橋が架け替えなくても必要となる部材(橋梁定期点検要領 平成26年6月、道路局 国道、防災課)」であり、実際の定期点検では定期点検者が橋幅を主要部材を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために車道の部材を主要部材とみなしている。たとえば、橋によっては表に記載の部材以外も主要部材として考慮されている場合や、表4に記載の部材でも主要部材として考慮されている場合がある。

表4 主要部材

上部構造	下部構造
基礎	基礎
柱・梁	柱・梁
床	床
壁	壁
屋根	屋根
階段	階段
開口部	開口部
設備	設備
電気配線	電気配線
暖房設備	暖房設備
給排水設備	給排水設備
換気設備	換気設備
防犯設備	防犯設備
防火設備	防火設備
防災設備	防災設備
その他	その他

對策區力の判定は我々に小々足踏黒候安限にのみ記録されたいものである。

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領(案)	平成16年3月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成31年3月	道路局 国道・技術課

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領(案)	平成16年3月	道路局	国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成20年6月	道路局	国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成31年3月	道路局	国道・技術課

出典：橋梁管理カルテ(H19.4～R5.4)のデータ

(注)1. 直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～R5の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。

2. 対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の集計結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
3. 集計したデータの内容を表に示す。

3. 集計したデータの内容を表1に示す。

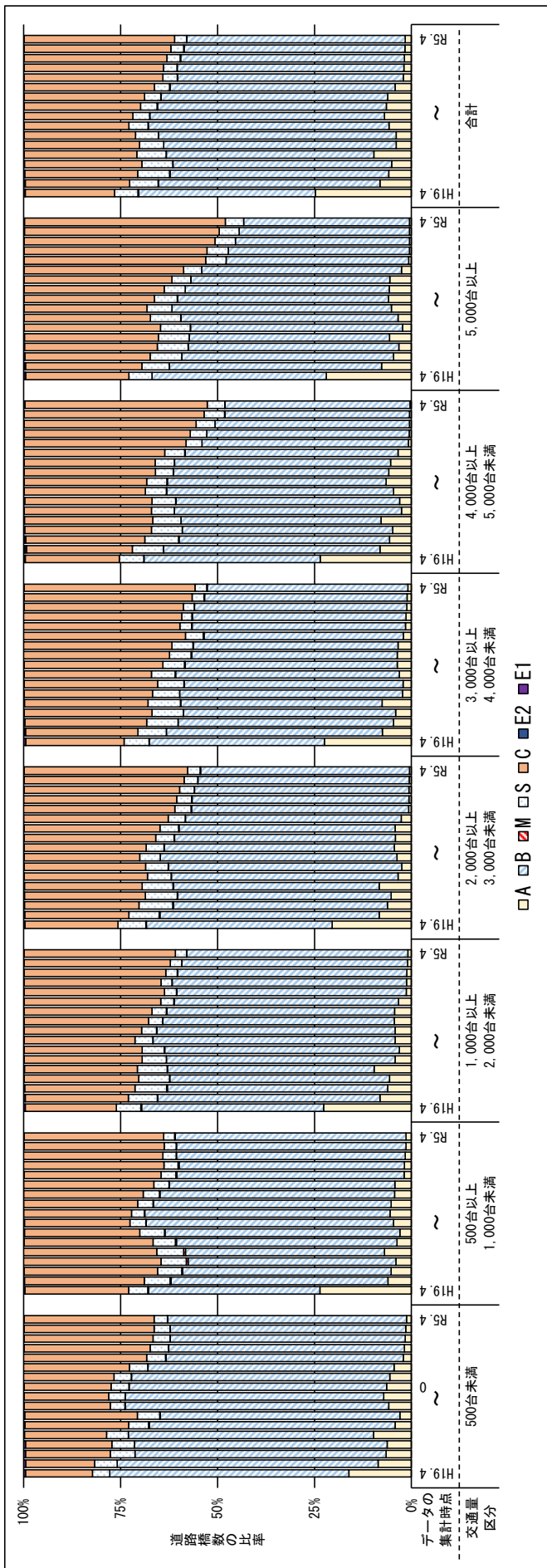
表1 データの内容

年度	H19. 4～H25. 4の期間	H26. 4～R5. 4の期間
データの 内容	8地方整備局 (北海道開発局と中継総合事務局以外) (連携を含み) (連携を除く)	8地方整備局及び 北海道開発局、中継総合事務局 (連携を除く)

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。

集計では、部材ごとに最も緊急性の高い判定結果をその部材の代表値として抽出している。
表3に対策区分の判定の一覧を示す。

⑥ 交通量別



出典：橋梁管理カルテ(H19.4～R5.4)のデータ

(注)1. 直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～R5の各年度の4月時点

における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。

2. 対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた

道路橋の結末の更新される。よって、客年度の対策区分の

3. 集計したデータの内容を表1に示す。

表1 データの内容

年度	H19. 4～H25. 4の期間	H26. 4～R5. 4の期間
テーマの内容	8地方整備局 (北海道開発局と沖繩総合事務局以外) (道庁を含み、道庁を除く)	8地方整備局及び 北海道開発局、沖繩総合事務局 (道庁を除く)

4. 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。

集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。

また、橋梁定期点検要領(平成31年)におけるC1、C2及びS1、S2は

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領 (案)	平成16年3月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成31年3月	道路局国道・技術課

観測データの区分表 3 表

制度区分	集計単位	制度の内容
A	A	補修を行う必要が無い。
B	B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C	C	補修工事を実施する必要がある。
D	D	詳細調査が必要である。
E	E	詳細調査の必要がある。
F	F	詳細調査の必要がある。
G	G	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
H	H	速やかに補修等を行う必要がある。
I	I	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
J	J	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
K	K	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
L	L	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
M	M	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
N	N	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
O	O	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
P	P	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
Q	Q	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
R	R	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
S	S	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
T	T	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
U	U	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
V	V	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
W	W	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
X	X	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
Y	Y	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。
Z	Z	緊急修繕の発生の可能性が高いため、速やかに補修等を行う必要がある。

5. 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「橋脚を放置しておくと、防犯被害」に必要となる想定と定めておける部材(橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局 国道・地方支庁)であり、実際の定期点検時に定期点検項目が橋脚である主要部材を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために準人の部材を主要部材とみなして行う。たとえば、橋によって表1に記述の部材以外も主要部材として考慮されている場合や、表4に記載の部材も主要部材として考慮していない場合がある。

表4 主要部材

上部構造	
主桁	上・下弦材
横桁	斜材・垂直材
縦桁	横門構
床版	格点
主構トラス	斜材・垂直材のコンクリート増込部

上部構造	
アーチ	
アーチリブ	
補剛桁	
吊り材	
支柱	
橋門構	
格点	
吊り材等のコンクリート構造部	

上	部構造
ラ	メン
	主構（桁）
	主構（脚）
斜	長橋
	鋼材
	塔柱
	外ケーブル
	ゲルバー部
	PC定着部
	格点
	コンクリート埋込部

下部構造	橋脚	柱部・壁部	梁部	隅角部・接合部	橋台	胸壁	縦壁	翼壁	基礎	フーチング
------	----	-------	----	---------	----	----	----	----	----	-------

■ グラフについて

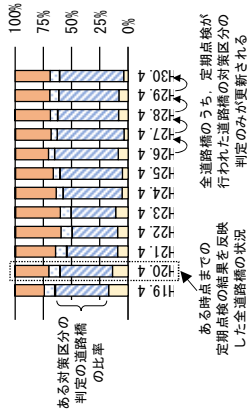


表4 主要部材

上部構造	
主桁	上・下弦材
横桁	斜材・垂直材
縦桁	横門構
床版	格点
主構トラス	斜材・垂直材のコンクリート増込部

上部構造	
アーチ	
アーチリブ	
補剛桁	
吊り材	
支柱	
橋門構	
格点	
	吊り材等のコンクリート構造部

上	部構造
ラ	メン
	主構（桁）
	主構（脚）
斜	長橋
	鋼材
	塔柱
	外ケーブル
	ゲルバー部
	PC定着部
	格点
	コンクリート埋込部

下部構造	
橋脚	
柱部・壁部	
梁部	
隅角部・接合部	
橋台	
胸壁	
竖壁	
翼壁	
基礎	
フーチング	

対策区分の判定の区分比率（交通量別）

交通量	500台以上1,000台未満										1,000台以上2,000台未満									
	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4
対策区 間	29	28	25	26	24	21	71	128	107	96	90	164	40	46	43	38	612	265	230	210
対策区 間	111	220	246	260	283	316	354	1053	1187	1137	1271	1549	1820	1732	1784	240	548	566	601	616
対策区 間	S2	8	10	24	23	25	26	33	58	75	76	94	89	91	81	75	59	56	60	49
対策区 間	S1	31	58	83	89	95	133	166	346	390	374	398	547	572	624	673	701	705	759	811
対策区 間	E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
対策区 間	E1	1	2	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交通量	2,000台以上3,000台未満										3,000台以上4,000台未満									
対策区 間	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4
対策区 間	154	165	169	193	202	239	223	254	283	247	281	249	1021	1071	1090	2053	2064	2064	2064	2064
対策区 間	S2	190	299	315	306	305	218	217	202	196	204	191	77	72	67	66	62	63	63	63
対策区 間	S1	635	883	1066	1162	1168	242	1165	1248	1377	1438	1487	1628	1638	353	349	352	382	391	715
対策区 間	E2	5	3	4	3	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
対策区 間	E1	5	6	4	5	6	4	3	4	3	2	1	0	1	0	1	0	1	0	0
交通量	5,000台以上										不明									
対策区 間	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4
対策区 間	673	320	211	148	244	96	132	211	243	239	233	102	29	23	21	21	19	913	217	242
対策区 間	S2	1379	2270	2450	2439	2218	2213	2193	2305	2218	2186	2113	2013	1947	1867	1763	1738	1616	1516	1416
対策区 間	S1	1	1	1	2	2	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
対策区 間	S2	184	292	388	358	341	319	299	261	241	225	200	182	132	130	120	112	92	97	142
対策区 間	S1	815	1244	1453	1550	1483	1462	1235	1292	1373	1504	1579	1612	1514	1480	1497	1515	1561	1313	410
対策区 間	E2	4	8	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
対策区 間	E1	13	12	10	10	8	5	4	4	4	3	3	2	4	4	4	5	8	9	0

出典：橋梁管理カルテ(H19.4～R5.4)のデータ

(注)1.直轄の橋長2m以上の全ての道路橋について、H19～R5の各年度の4月時点

- における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。
- 対策区分の判定の結果は、全ての道路橋のうち、定期点検が行われた道路橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定集計結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
- 集計したデータの内容を表1に示す。

表1 データの内容

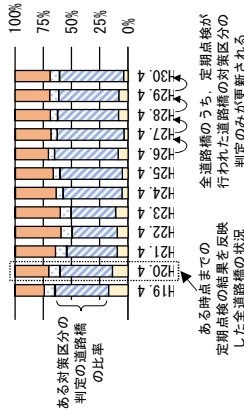
年度	H19.4～H25.4の期間	H26.4～R5.4の期間
データの 内容	8地方整備局 (北海道開発局と沖縄総合事務局以外) (清橋を含む)	8地方整備局及び 北海道開発局、沖縄総合事務局 (清橋を除く)

表2 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領(案) 平成16年3月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成26年6月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領 平成31年3月	道路局 国道・技術課

- 対策区分の判定は表2に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。表3に対策区分の判定の一覧を示す。

■ グラフについて



- 対策区分の判定結果の集計は、主要部材に対して行う。主要部材の定義は、「損傷を放置しておく」と橋の寿命短縮も必要になると想定される部材(橋梁定期点検要領(平成26年6月、道路局 国道・防災課))であり、実際の定期点検では定期点検を行う者が橋毎に主要部材を判断するものであるが、この資料では集計作業を容易にするために表4の部材を主要部材とみなして行う。たとえば、橋によっては表4に記載の部材以外も主要部材として考慮されている場合や、表4に記載の部材でも主要部材として考慮されない場合がある。

表4 主要部材

上部構造	下部構造
アーチ	ラメン
主桁	主桁(桁)
橋脚	橋脚(脚)
橋台	斜交橋
主桁トラス	鋼材
上・下弦材	橋脚
斜材・垂直材	外ケーブル部
橋門構	PC定着部
橋脚	橋脚
橋台	橋台
橋脚・垂直材のコンクリート部	コンクリート埋込部

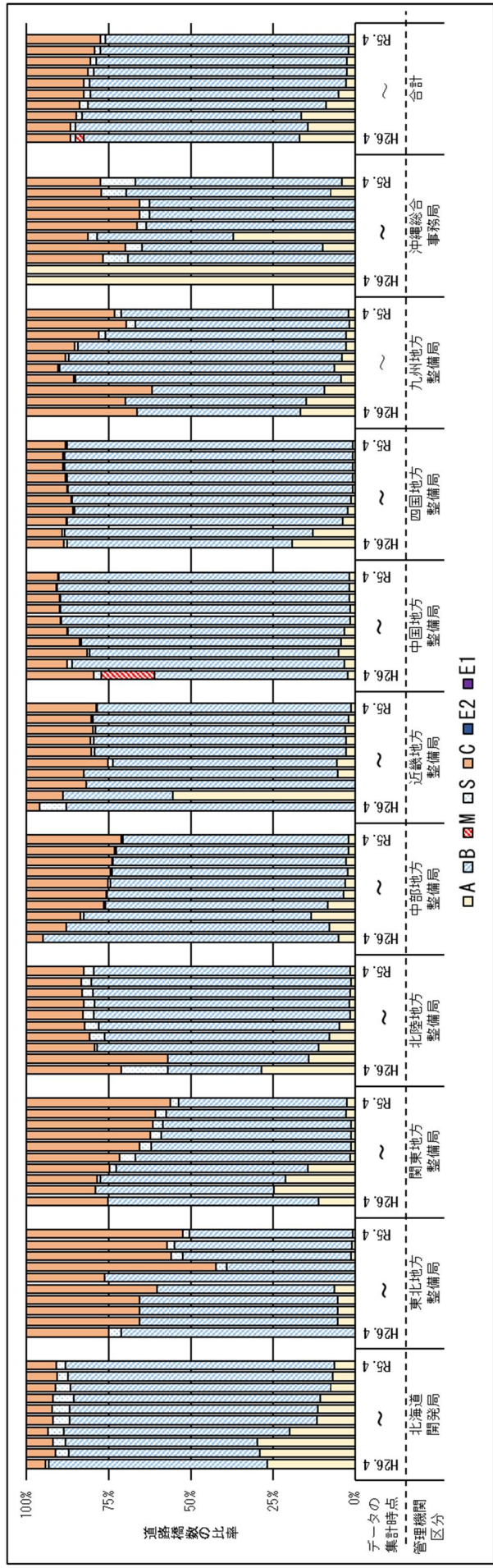
上部構造	下部構造
アーチ	ラメン
主桁	主桁(桁)
橋脚	橋脚(脚)
橋台	斜交橋
主桁トラス	鋼材
上・下弦材	橋脚
斜材・垂直材	外ケーブル部
橋門構	PC定着部
橋脚	橋脚
橋台	橋台
橋脚・垂直材のコンクリート部	コンクリート埋込部

表3 対策区分の判定の一覧

判定区分	集計単位	判定の内容
A	～S3.4 H31.4～	損傷を放置する必要が無い。
B	A	損傷を放置する必要が無い。
C	B	損傷を放置する必要が無い。
S1	M	損傷を放置する必要が無い。
S2	M	損傷を放置する必要が無い。
S3	M	損傷を放置する必要が無い。
E1	S	詳細調査の必要がある。
E2	S	詳細調査の必要がある。
E3	S	詳細調査の必要がある。
E4	S	詳細調査の必要がある。
E5	S	詳細調査の必要がある。
E6	S	詳細調査の必要がある。
E7	S	詳細調査の必要がある。
E8	S	詳細調査の必要がある。
E9	S	詳細調査の必要がある。
E10	S	詳細調査の必要がある。
E11	S	詳細調査の必要がある。
E12	S	詳細調査の必要がある。
E13	S	詳細調査の必要がある。
E14	S	詳細調査の必要がある。
E15	S	詳細調査の必要がある。
E16	S	詳細調査の必要がある。
E17	S	詳細調査の必要がある。
E18	S	詳細調査の必要がある。
E19	S	詳細調査の必要がある。
E20	S	詳細調査の必要がある。
E21	S	詳細調査の必要がある。
E22	S	詳細調査の必要がある。
E23	S	詳細調査の必要がある。
E24	S	詳細調査の必要がある。
E25	S	詳細調査の必要がある。
E26	S	詳細調査の必要がある。
E27	S	詳細調査の必要がある。
E28	S	詳細調査の必要がある。
E29	S	詳細調査の必要がある。
E30	S	詳細調査の必要がある。
E31	S	詳細調査の必要がある。
E32	S	詳細調査の必要がある。
E33	S	詳細調査の必要がある。
E34	S	詳細調査の必要がある。
E35	S	詳細調査の必要がある。
E36	S	詳細調査の必要がある。
E37	S	詳細調査の必要がある。
E38	S	詳細調査の必要がある。
E39	S	詳細調査の必要がある。
E40	S	詳細調査の必要がある。
E41	S	詳細調査の必要がある。
E42	S	詳細調査の必要がある。
E43	S	詳細調査の必要がある。
E44	S	詳細調査の必要がある。
E45	S	詳細調査の必要がある。
E46	S	詳細調査の必要がある。
E47	S	詳細調査の必要がある。
E48	S	詳細調査の必要がある。
E49	S	詳細調査の必要がある。
E50	S	詳細調査の必要がある。
E51	S	詳細調査の必要がある。
E52	S	詳細調査の必要がある。
E53	S	詳細調査の必要がある。
E54	S	詳細調査の必要がある。
E55	S	詳細調査の必要がある。
E56	S	詳細調査の必要がある。
E57	S	詳細調査の必要がある。
E58	S	詳細調査の必要がある。
E59	S	詳細調査の必要がある。
E60	S	詳細調査の必要がある。
E61	S	詳細調査の必要がある。
E62	S	詳細調査の必要がある。
E63	S	詳細調査の必要がある。
E64	S	詳細調査の必要がある。
E65	S	詳細調査の必要がある。
E66	S	詳細調査の必要がある。
E67	S	詳細調査の必要がある。
E68	S	詳細調査の必要がある。
E69	S	詳細調査の必要がある。
E70	S	詳細調査の必要がある。
E71	S	詳細調査の必要がある。
E72	S	詳細調査の必要がある。
E73	S	詳細調査の必要がある。
E74	S	詳細調査の必要がある。
E75	S	詳細調査の必要がある。
E76	S	詳細調査の必要がある。
E77	S	詳細調査の必要がある。
E78	S	詳細調査の必要がある。
E79	S	詳細調査の必要がある。
E80	S	詳細調査の必要がある。
E81	S	詳細調査の必要がある。
E82	S	詳細調査の必要がある。
E83	S	詳細調査の必要がある。
E84	S	詳細調査の必要がある。
E85	S	詳細調査の必要がある。
E86	S	詳細調査の必要がある。
E87	S	詳細調査の必要がある。
E88	S	詳細調査の必要がある。
E89	S	詳細調査の必要がある。
E90	S	詳細調査の必要がある。
E91	S	詳細調査の必要がある。
E92	S	詳細調査の必要がある。
E93	S	詳細調査の必要がある。
E94	S	詳細調査の必要がある。
E95	S	詳細調査の必要がある。
E96	S	詳細調査の必要がある。
E97	S	詳細調査の必要がある。
E98	S	詳細調査の必要がある。
E99	S	詳細調査の必要がある。
E100	S	詳細調査の必要がある。

3.2 溝橋の対策区分の判定の区分比率

① 管理機関係



出典：橋梁管理カルテ (H26.4～R5.4) のデータ

- (注)1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～R5の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。
2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の集計結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
3. データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。
4. 対策区分の判定は表1に示す定期点検要領により記録されたものである。集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。また、橋梁定期点検要領(平成26年、平成31年)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表2に対策区分の判定の一覧を示す。

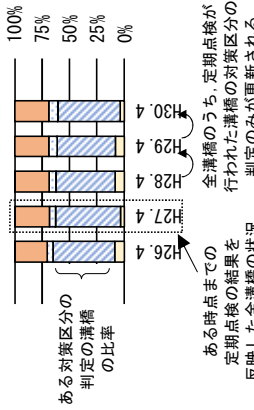
表1 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領 (案)	平成16年3月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成31年3月	道路局 国道・技術課

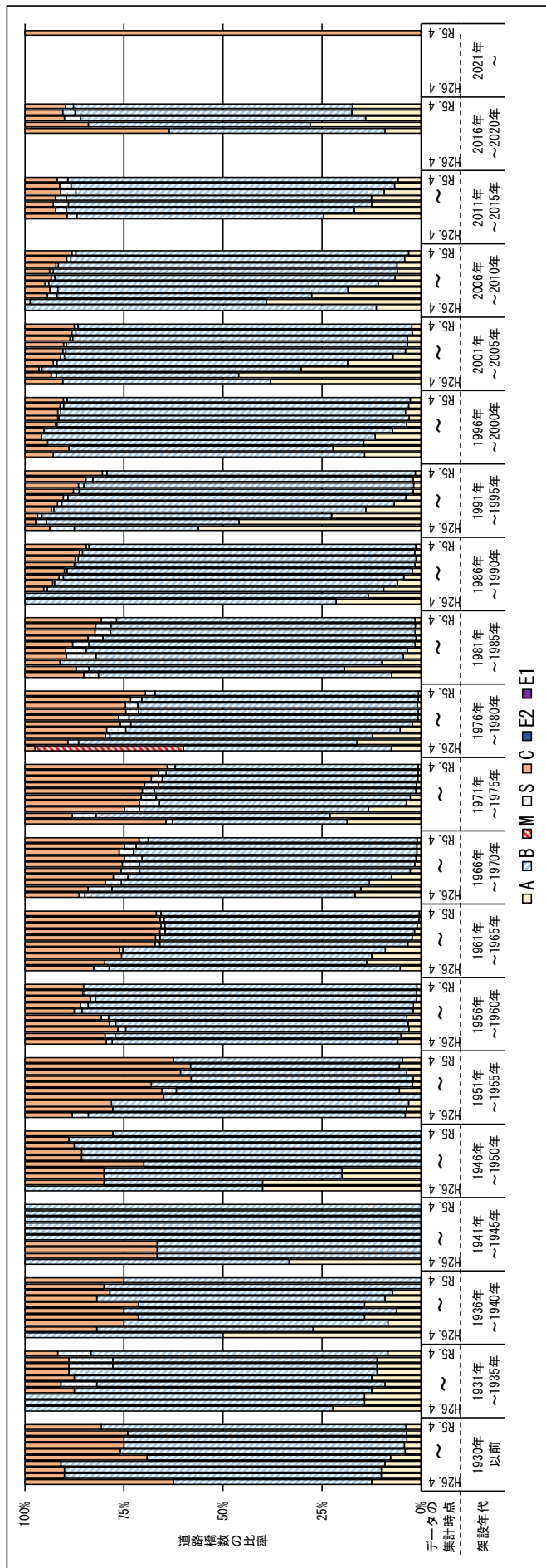
表2 対策区分の判定の一覧

判定区分	判定の内容
A	補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
S	補修工事等で対応する必要がある。
S2	道路局の必要がある。
S1	詳細調査の必要がある。
C	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
C2	速やかに補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E2	その他の緊急対応の必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。

■ グラフについて



② 架設竣工年別



出典：橋梁管理カルテ (H26.4～R5.4) のデータ

(注) 1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～R5の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。

2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。

3. データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。

4. 対策区分の判定は表1に示す定期点検要領により記録されたものである。

集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。

また、橋梁定期点検要領(平成26年、平成31年)におけるC1、C2及びS1、S2はそれぞれC、Sとして集約した。表2に対策区分の判定の一覧を示す。

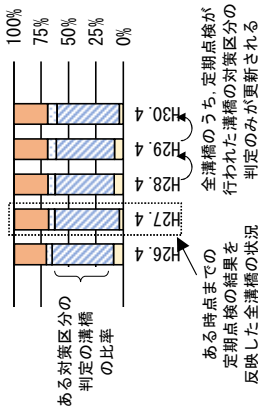
表1 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領 (素)	平成16年3月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成31年3月	道路局 国道・技術課

表2 対策区分の判定の一覧

判定区分	集計単位	判定の内容
A	橋	補修を行う必要が無い。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。	
M	補修工事等の必要がある。	
S2	追加調査の必要がある。	
S1	詳細調査の必要がある。	
C1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	
C	速やかに補修等を行う必要がある。	
E2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。	
E1	その他、緊急対応の必要がある。	
E3	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。	

■ グラフについて



出典：橋梁管理カルテ（H26.4～R5.4）のデータ

- (注)1.直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～R5の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。
- 2.対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の集計結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
- 3.データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。
4. 対策区分の判定は表1に示す定期点検要領により記録されたものである。
集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。
表2に対策区分の判定の一覧を示す。

表1 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領（案）	平成16年3月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成31年3月	道路局 国道・技術課

■ グラフについて

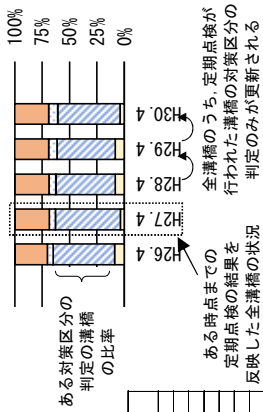


表2 対策区分の判定の一覧

判定区分	集計単位 ～H30.4 H31.4～	判定の内容
A	A	補修を行う必要が無い。
B	B	わずかに応じて補修を行う必要がある。
M	M	維持工事に対応する必要がある。
S2	S2	道路調査の必要がある。
S	S	詳細調査の必要がある。
S1	S1	予防保全の観点から速やかに補修等を行う必要がある。
C1	C1	予防保全の観点から速やかに補修等を行う必要がある。
C	C	溝橋の構造的安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
C2	C2	溝橋の構造的安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E2	E2	その他、緊急対応の必要がある。
E1	E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。

対策区分の判定の区分比率（塩害地域区分）

塩害地域区分 判定点	A～S										A～I										A～II										
	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	
A	8	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
S	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
S2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
S1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
E1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
塩害地域区分																															
B～S																															
A	6	4	17	5	4	3	3	3	5	5	1	2	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	11	18	34	55	53	57	56	67	65	66	7	7	18	25	26	31	32	34	35	2	1	2	7	10	10	13	14	14	1	0	
M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
S	3	0	14	25	25	3	2	2	1	1	0	1	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
S2	2	2	32	23	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
S1	0	2	7	12	11	12	12	14	15	0	5	7	6	10	11	9	7	6	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0	
C	0	2	7	12	11	12	12	14	15	0	5	7	6	10	11	9	7	6	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0	
E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
E1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
塩害地域区分																															
C～S																															
A	0	0	0	2	3	0	0	1	1	1	0	0	0	1	2	0	0	0	1	1	3	2	3	4	2	1	1	0	0	0	
B	8	6	7	13	27	43	45	47	46	47	1	1	3	7	14	14	14	16	16	17	20	31	52	60	72	68	73	5	9	13	
M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
S	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
S2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
S1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	0	1	1	6	15	19	21	21	22	23	0	0	0	4	7	8	8	8	9	5	3	13	14	24	21	22	22	32	2	3	
E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
E1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
塩害地域以外																															
合計																															
H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4		
82	93	248	268	236	180	169	165	143	145	101	211	278	291	293	196	186	187	169	171	101	211	278	291	293	196	186	187	169	171		
B	334	343	975	2080	3775	4784	5008	5211	5481	5896	390	570	1128	2328	4440	5570	5789	6074	6350	6773	390	570	1128	2328	4440	5570	5789	6074	6350	6773	
M	15	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
S	3	0	12	44	84	70	69	77	72	68	9	23	30	75	118	74	72	80	76	78	53	65	63	63	69	65	53	65	63	69	
S2	2	2	32	23	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
S1	0	2	7	12	11	12	12	14	15	0	5	7	6	10	11	9	7	6	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0	
C	70	81	213	451	873	1018	1146	1297	1455	1675	79	115	256	521	1019	1164	1302	1456	1617	1837	79	115	256	521	1019	1164	1302	1456	1617	1837	
E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
E1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

出典：橋梁管理カルテ（H26.4～R5.4）のデータ

- （注）1. 直轄の橋長20m以上の全ての溝橋について、H26～R5の各年度の4月時点における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。
2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。
3. データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。

4. 対策区分の判定は表1に示す定期点検要領により記録されたものである。
表2には、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。
表2に対策区分の判定の一覧を示す。

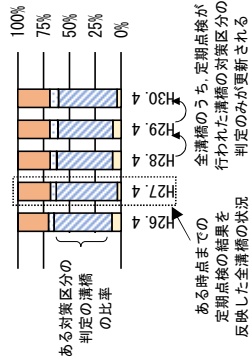
表1 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領（案）	平成16年3月	道路局	国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局	国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成31年3月	道路局	国道・技術課

表2 対策区分の判定の一覧

判定区分	累計単位 ～H30.4～H31.4～	判定の内容
A	B	補修を行う必要が無い。
B	B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	M	補修工事で対応する必要がある。
S2	S2	定期点検の必要がある。
S1	S1	詳細調査の必要がある。
S	S	詳細調査の必要がある。また、必要に応じて補修を行う必要がある。
C	C	適切な補修の安全性の観点から、速やかに補修を行う必要がある。
E2	E2	その他、緊急対応の必要がある。
E1	E1	橋梁補修の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。

■ グラフについて

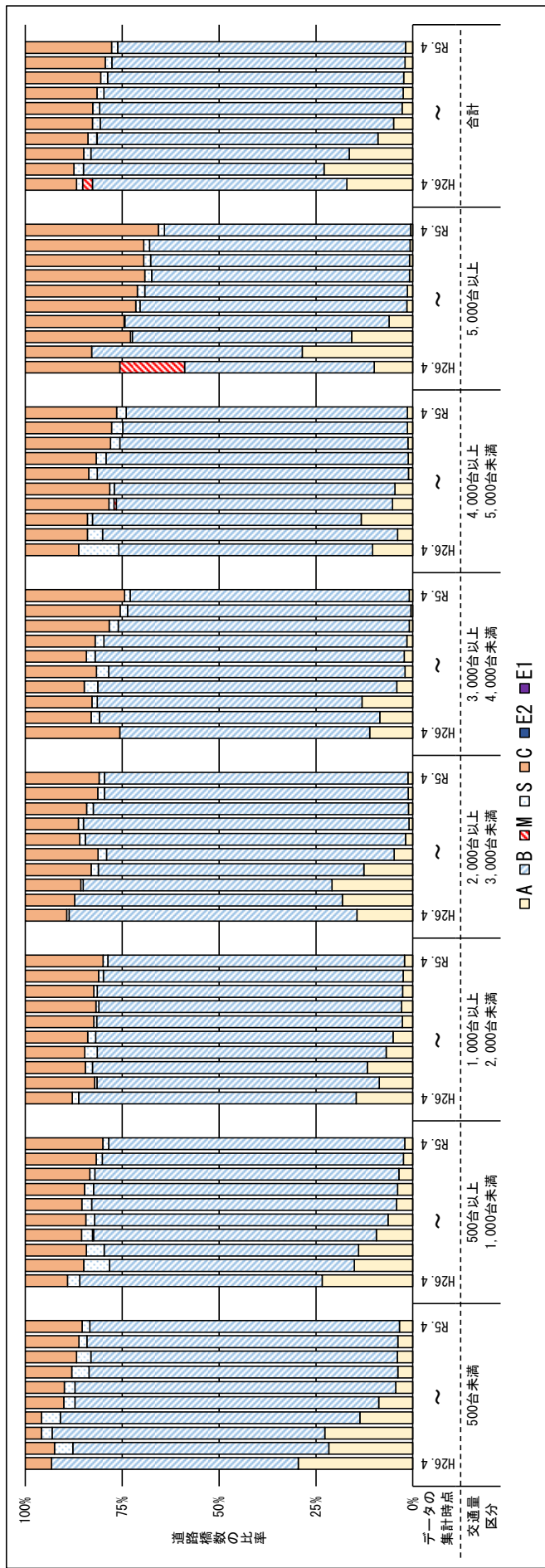


ある時点までの定期点検の結果を反映した全溝橋の状況

ある時点までの全溝橋のうち、定期点検が行われた溝橋の対照区分の判定のみが更新される

北海道のうち、宗谷総合振興局支庁の稚内市・猿払村・恵庭町・礼文町・利尻町・利尻富士町・虻田町、留萌振興局、石狩振興局、後志総合振興局、釧路振興局、渡島総合振興局の松前町・八雲町（旧松前町の地区に限る。）、青森県のうち、今別町、外ヶ浜町（東津軽郡）、北津軽郡、西津軽郡、五所川原市（旧市浦村の地区に限る。）、むつ市（旧鰺野沢村の地区に限る。）、つがる市、大町町、佐井村、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県

④交通量別



出典：橋梁管理カルテ(H26.4～R5.4)のデータ

(注)1. 直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～R5の各年度の4月時点

における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。

2. 対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた

溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の

集計結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。

3. テータは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を友好対象。

4. 対策区分の判定は表1に示す定期点検要領により記録されたものである。

集計では、橋ごとにも最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。

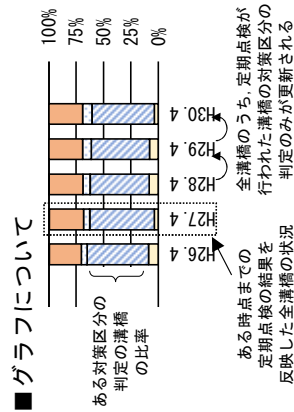
また、橋梁定期点検要領(平成26年、平成31年)におけるC1、C2及びS1、S2は

それぞれC, Sとして集約した。表2に対策区分の判定の一覧を示す。

表1 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領 (案)	平成16年3月	道路局	国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局	国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成31年3月	道路局	国道・技術課

表2 観測データの区分表

[illegible]

対策区分の判定の区分比率（交通量別）

交通量		500台未満										500台以上1,000台未満										1,000台以上2,000台未満										2,000台以上3,000台未満											
対策判定区分	時点	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4		
		A	13	23	49	39	49	24	22	23	24	22	23	15	23	31	37	46	34	33	24	24	18	15	38	47	62	38	44	45	43	23	30	67	69	50	18	10	12	15	18		
対策判定区分	時点	B	28	70	152	220	433	451	451	453	498	533	40	96	145	286	542	642	660	714	767	862	88	126	229	509	931	1100	1171	1325	1408	1500	118	114	206	374	771	800	820	872	945	1083	
		M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
対策判定区分	時点	S	S2	0	5	6	14	16	3	2	2	1	1	2	10	10	11	16	8	5	5	6	8	2	1	6	22	25	5	5	4	8	10	1	0	2	10	23	7	7	10	8	8
		S1																																									
対策判定区分	時点	C	C1	3	8	9	12	55	46	58	64	71	85	7	23	35	57	112	10	10	12	14	18	15	31	50	105	196	229	254	276	323	365	17	21	46	93	195	132	131	163	210	244
		C2																																									
対策判定区分	時点	E	E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		E1																																									
交通量		3,000台以上4,000台未満										4,000台以上5,000台未満										5,000台以上										不明											
対策判定区分	時点	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4		
		A	5	4	19	13	11	15	11	8	5	9	3	1	10	8	13	6	7	8	9	10	9	20	36	32	13	20	13	11	10	15	95	28	46	49	41	46	45	36	34		
対策判定区分	時点	B	29	34	99	243	416	535	559	613	653	722	19	19	52	109	202	436	442	472	484	517	44	38	129	355	584	987	1033	1013	1053	1068	24	73	116	232	561	619	653	612	542	488	
		M	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
対策判定区分	時点	S	S2	0	1	2	11	17	4	5	8	8	4	3	1	1	2	3	12	14	15	14	13	0	0	1	1	9	24	24	25	23	24	1	5	2	1	9	4	4	8	7	4
		S1																																									
対策判定区分	時点	C	C1	11	8	25	48	100	97	118	164	204	242	4	4	12	33	61	85	99	134	135	154	22	12	62	133	242	399	456	451	460	547	0	8	17	40	58	67	67	64	47	42
		C2																																									
対策判定区分	時点	E	E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		E1 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>																																									

交通量		合計									
対策判定区分	時点	H26.4H27.4H28.4H29.4H30.4H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	H26.4H27.4H28.4H29.4H30.4H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4
		A	101	211	278	291	293	196	186	187	169
対策判定区分	時点	B	390	570	1128	2328	4440	5570	5789	6074	6350
		M	15	0	0	3	0	0	0	0	0
対策判定区分	時点	S	9	23	30	72	118	74	72	80	76
		S2	0	0	0	0	0	53	65	63	69
対策判定区分	時点	C	79	115	256	521	1019	1164	1302	1456	1617
		C2	0	0	0	0	0	80	85	89	117
対策判定区分	時点	E1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		E2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：橋梁管理カルテ（H26.4～R5.4）のデータ

(注)1.直轄の橋長2m以上の全ての溝橋について、H26～R5の各年度の4月時点

における対策区分の判定の結果を集計した結果を示す。

2.対策区分の判定の結果は、全ての溝橋のうち、定期点検が行われた

溝橋の結果のみが更新される。よって、各年度の対策区分の判定の

集計結果は、当該年より過去5年間の定期点検結果が混在する。

3.データは、8地方整備局及び北海道開発局、沖縄総合事務局を対象。

4. 対策区分の判定は表1に示す定期点検要領により記録されたものである。

集計では、橋ごとに最も緊急性の高い判定結果をその橋の代表値として抽出している。

表2に対策区分の判定の一覧を示す。

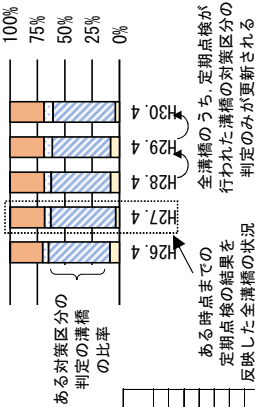
表1 道路橋の定期点検要領

橋梁定期点検要領	平成16年3月	道路局国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成26年6月	道路局 国道・防災課
橋梁定期点検要領	平成31年3月	道路局 国道・技術課

表2 対策区分の判定の一覧

判定区分	集計単位	判定の内容
A	～H30.4	判定の内容
B	A	橋梁を行う必要が無い。
B	B	状況に応じて補修を行う必要がある。
M	M	維持工事等に対応する必要がある。
S2	S2	道路調査の必要がある。
S	S	道路調査の必要がある。
S1	S1	道路調査の必要がある。
C1	C1	速やかに補修等を行う必要がある。
C	C	速やかに補修等を行う必要がある。
C2	C2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E2	E2	その他、緊急対応の必要がある。
E1	E1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。

■グラフについて



国土技術政策総合研究所資料

TECHNICAL NOTE of N I L I M

N o . 1308

February 2025

編集・発行 ©国土技術政策総合研究所

本資料の転載・複写の問い合わせは

〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地

企画部研究評価・推進課 TEL 029-864-2675